社会臨床雑誌

１９９４年４月３日　　第２巻第１号

はじめに ..... 日本社会臨床学会編集委員会 ..... （ 1 ）

「登校拒否」から見えてくる学校・「障害」から見えてくる学校
..... 石川憲彦 ..... （ 2 ）
強制断種法と「障害」者の歴史 ..... 戸塚辰永 ..... （ 11 ）
「障害者観」を問う ..... 荒川哲郎 ..... （ 19 ）
人間と農（その２） ..... 明峯哲夫 ..... （ 27 ）
「学習障害」について思うこと ..... 林延哉 ..... （ 35 ）
母子関係論の素顔（その１） ..... 小沢牧子 ..... （ 45 ）
日本臨床心理学会改革２０年をふりかえる（その３） ... 篠原睦治 ..... （ 55 ）
野田事件－青山正さんの裁判の上告棄却に関して ..... 中島直 ..... （ 68 ）

〈「映画と本」で考える〉
水田宗子（71）　池田祥子（74）　佐々木賢（76）　平井秀典（78）

〈“ここの場所”から〉
飯島勤（83）　市場恵子（86）　谷奥克己（89）　武田利邦（92）
梅村浄（95）　伊藤由子（97）

日本社会臨床学会第２回総会のご案内 ..... （表紙ウラ）
第１期日本社会臨床学会運営委員会中間総括案
..... 日本社会臨床学会運営委員会 ..... （ 99 ）
社臨へのご案内（２） ..... 佐々木賢 ..... （109）
投稿のお願い ..... （111）
編集後記 ..... （112）

日本社会臨床学会編集

日本社会臨床学会第２回総会
にご参加下さい
～いま、横浜で―出会い、揺らぎ、そして予感～

日　程☞　１９９４年４月２２日（金）午後１時開会～２４日（日）午後４時閉会
会　場☞　横浜市立大学（神奈川県横浜市金沢区）
参加費☞　２０００円（全期間。交流会費、３０００円）

プログラム

４月２２日 .....

◆◆◆定期総会◆◆◆

基調報告、会計報告等

◆◆◆シンポジウム◆◆◆

「心理臨床から社会臨床へ」をめぐって（パート２）―しごと、専門性をどう考える？―

佐藤和喜雄、三輪寿二、篠原睦治、山下恒男（司会）

４月２３日 .....

◆◆◆分科会◆◆◆

分科会Ⅰ　学校ってなんだろう、もういらないのか？　―関係を求める中で考える―

話題提供者：佐々木賢、保坂展人、島根三枝子、小宮山至、武田利邦（司会）

分科会Ⅱ　いること、逃げること　―居場所づくりを考える―

話題提供者：駒崎亮太、春野弥生、山野良一、武田秀夫（司会）、天野秀徳（司会）

分科会Ⅲ　事例にすること・されること

話題提供者：徳見康子、田中文夫、小沢牧子、平井秀典（司会）

分科会Ⅳ　精神医療の場は人を癒し・生かしているか？

―再び、「病い」「治療」を問う―

話題提供者：青木照武、赤松晶子、根本俊雄、寺田敬志（司会）

分科会Ⅴ　いま、発達・能力、そして、クオリティ・オブ・ライフを考える

―脳死・臓器移植、安楽死・尊厳死にかかわって―

話題提供者：竹内章郎、浜田寿美男、山下恒男、林延哉（司会）

◆◆◆記念講演◆◆◆

「アイデンティティと共生の哲学」

花崎皋平

◆◆◆懇親会◆◆◆

４月２４日 .....

◆◆◆シンポジウム◆◆◆

出会いとしての「異文化」　―共存・創造のフィールドへ―

ジョン・Ｇ・ラッセル、豊住マルシア、ペ・チュンド、高橋徹、楠原彰（司会）

『社会臨床雑誌』第２巻第１号　正誤表

頁	行	訂正箇所	訂正内容
4頁 左	7行	シヤバ	シャバ
7頁 左	29行	重ね併わせ	重ね合わせ
9頁 右	23行	初めた、	初めて、
20頁 右	18行	「障害」者	「『障害』者
24頁 左	17行	そして「「たとえ	そして「たとえ
51頁 下の余白			新聞記事のコピー
55頁 左	20行	一端	一旦
78頁 右	5行	戦う●●人	●●を取り戦うの上に傍点をつける
90頁 右	24行	徳に	特に

・51頁の新聞記事

日新聞　第3種郵便物認可

子の非行 母の役割

◇◇◇ 我妻 洋氏に聞く

家庭

「うちの子に限って、そんなことをするはずがない」と、非行少年の親たちは、よく口にします。なぜ子どもが非行化するか、親にとって親の強い問題ですが、非行少年の家庭には、どこか共通する欠陥はないでしょうか。ビッツバーグ大学教授で文化人類学専攻の我妻洋さんに、現在でもなった家庭調査をもとにして、少年非行と母親の役割について、きいてみました。

夫をたて、子の手本に

男まさりがマイナスも

我妻 洋氏

多い「うちの子だけ」

ここ数年間、私はアメリカ人の同僚と、貴重の下層階級家庭の調査を行なって来た。その仕上げのために、この夏も日本に帰った。五十五組の親子（夫と妻と中学生）から、くわしい生活と人格診断テスト資料を集め、個々の家庭の「心理史」を分析するのが、主な仕事である。五十五人の少年の約半数が非行少年なので、非行少年と正常少年の成育歴や親の性格、家庭環境などの違いも理解できる。

たとえば、非行少年の親の中には、子供の非行に思いたりあわてたりして、時には、なくるけるのは自身を責任（せっかん）までしてお手なから、強いに対して「他にもっと悪い子供はなくさんいるのに、なぜうちの子だけをつかまえるのか」という不満を持ったり、「うちの子は正直だから金銀を白状して、かえって罰を受けた。正直者はバカを見る」といった奇妙な論理を使ったりして、社会の秩序や権威に対して混乱した態度を示す父や母が多い。こういう親には権威とか社会秩序などに対する反逆とか抵抗が心の底にひそんでいることは性格テストにもあらわれる。彼らは、理論的には子どもがまともに生きることを期待しながら、無理論的には「少しくらいなら悪いことをしたってなかわない」といった感覚を、子供に植えつけるわけで、子供は非行によって親の無理論の期待にそったことになる。子供の非行の大半が、その子供を育てた親の性格や、親と子の心理的交渉の薄弱なのであり、多くの神経症と同じく、家族のみんながつくり出しているゆがみやわだかまりの一種状にほかならない。

一家の主人は父親

正常少年と非行少年の親の性格には、共通点も多い。たとえば、五十五人の父親の大半に、自分はダメだという気持や男性としての自信の欠如、あまえたい、たよりたいという要求などの傾向が、多くの親にあらわれる。動態で行動力はあっても、母気で動的で計画性に乏しく、事業に何回も失敗するといったタイプもかなりある。これに対して、母親の中には、積極的能動的で自己主張の強いものが正常的に多い。自立心や事をなしとげたい要求が強く、多分に「男まさり」タイプもかなくない。もっとも、甲斐（かい）性がなかったり、威勢はよいがオッチョコチョイの事主で、そろいろ事主のおさえどころを心得て上手に操縦する女房という組合せは、西洋の割さん八さん以来、江戸の庶民の間では珍しくないといえるだろう。

ただし、正常少年と非行少年の母親には、一つの大きな違いがある。正常少年の母親には、たとえ夫に働きがなく、実権をにぎって家庭の中心にあるのが彼女たちであっても、「一家のアルジは お父さんです」といって、夫の地位を認めるものが多い。「何といっても、たてるものは立てなければ」という表現を使ったものもかなりある。子供にむかってもお父さんを「たてる」し、無気力な夫を踏ましてまでも、父親としての役割を果させる。だが、非行少年の母親はこれをしない。夫をあからさまに軽べつし、子供にもそれを伝える。

大切な父親像確立

一般に、因果の父親がたよりなくても、母親が一家の主としての「父親像」を保つはあい、男の子は、その（強化され理想化された）父親像をお手本として成長し、男性としての役割を習得し、自信も持てる。だが、母親が父親をダメな人間だと見なすれば、男の子にはお手本がないから、男性の役割を考につけることがうまくゆかず、自信も育たない。男としての自信の欠如を覚えるために、ことさらに強がったり、権威に反抗するのは、非行少年に多く認められる傾向である。

正常、非行を問わず、母親の中には、依存心が強く自身性のない夫との未解生活に、不満を持つものが多い。だが、正常少年の母のほあい、その不満はめったに表面にでてこない。そして、彼女たちは「母親としての」義務感や生きがいを強調する。彼女たちの動分育成は、子供たちを育て上げるための献身的な分配を生み、「男まさり」な事を立派にやりとげたいという要求は子供、特に男の子の、立派に事を成しとげることを見ることによって、自分自身があたかもやってのけたような喜びを味わうことで、満足されている。だが、非行少年の母親にはこれがない。母として生きることに抵抗さえ感じ、結婚生活への要求不満がはげしい。

とかく非行少年の母はこわし型　え・佐藤 六朗

・女性の役割・に失敗

つまり、正常少年の母親には、夫の（母親はともかく、少なくとも名目上の）地位と権威を認め、母親としての献身的な役割の中に唯一の（または、せめてもの）生きがいを見出し、子供を自我の延長とすることで、自分の主張や事をなしとげたい要求を子どもになしとげさせることで満足させるという、伝統的な日本女性の生き方をしてきたものが多いのに対して、非行少年の母親の大半が、伝統的な日本の母親の役割を果すことに抵抗し失敗しているということになる。その失敗が少年の非行化の一因だったとすれば、日本の伝統文化が女性に要求した役割には、それなりの存在価値と働きをもっていたのだといえるし、そうした伝統的な女性の役割は、家庭の民主化や、新しい日本女性の出現に対して、庶民の間に存在意義をもちつづけて来たともいえる。

もっとも、古い家族制度を復活させれば少年の非行が防げるわけでは無論ない。伝統的な女性の役割は、個人主義的教育を受けたことのない、一世代前の日本婦人にとって、おそらく最も満足の多い（または、少なくとも最も機能的な）ものであった。しかし、民主化された日本の家庭と、個人主義化された日本女性（および男性）にとって、最も意義のある女性の役割は、新しく違った形のものでなければならない。それが何であるかは、簡単にわかることでなく、それは、人々の模倣と努力がくりかえされる間に、徐々に形作られてゆくものだと、私は考う。

はじめに

日本社会臨床学会編集委員会

いよいよ４月２２日～２４日の３日間にわたって、横浜市立大学で、第２回総会を開きます。皆様のお手元にも、社臨ニュース１２号総会特集号や総会の案内が届いていることと思います。今回は、花崎皋平さんの講演会、しごと・専門性といった社臨の継承してきたテーマに沿ったものと、横浜という土地柄に沿った異文化をテーマとした、２つの全体シンポジウム、そして広がりをもつ社会臨床のさまざまな場を各々テーマとして、そこに多様な視点からアプローチしていく５つの分科会、と盛り沢山のメニューです。もちろん、交流会も楽しみのひとつです。総会のテーマである“出会い、ゆらぎ、予感”の場となるように、そして社臨に集う人々の関係が少しでも広がり、深まるような場になればと、思っています。

総会が迫り、みんなの力がいよいよひとつになっているなかで、思わず長々と総会の紹介を書いてしまいました。

さて、本号から第２年度発行分の開始です。

「論文」などを見ると、形式としては、一本ものあり、連載ものあり、内容としても、社臨としての継承テーマあり、新しく掘り起こされたテーマありと、それなりに整ってきて、なかなか読みごたえのある雑誌になってきたと思っていますが、みなさんの印象はいかがでしょうか。社臨が「共に考え合う」場であるためにも、今後、みなさんが関心を持っている「社会臨床」にそったテーマを投稿して頂いて、ひとりのテーマから社臨のテーマへと考える場が広がったり、また、誌上討論が盛んになって、ひとつのテーマが深まり、さらに、他のテーマとの重なり合いが見えてきたりしたら素晴らしいだろうと思っています。

「ここの場所から」や「映画と本で考える」は、「論文」などというういかめしいものはちょっとね、という皆さんに是非活用して頂ければ、と思います。想いはつのるばかりで、会員のみなさん全員の「ここの場所」が誌上で語り合われ、共有できたら、などと勝手に思ってしまっています。また、映画などは、同じ映画を観ていても、かなり多様な見方があり、他の人の感想や意見を知るのは何とも楽しいところです。“映画通でなければいけない”などという規制は全くありません、ありのままの感想をお寄せください。

社臨は、これまで、だいたい２か月に１度くらいのペースで、シンポジウムや学習会を持ってきましたが、そうした活動は東京近辺で行われるので、どうしても遠方の会員のみなさんの参加が得にくくなります。その分、『社会臨床雑誌』が、『社会臨床ニュース』とならんで、会員相互の出会いの場、交流の広がりと深まりの場となることが求められるでしょう。また、この『社会臨床雑誌』を通じて社臨を知り、新たに仲間になるきっかけになる人もいるだろうと思います。そうして、社臨が、一層さまざまな人々の興味と関心が重なり合い、考え合う場になれたらと期待しています。『社会臨床雑誌』がそれに見合った中身の濃い内容を保ち、そしてひとりでも多くの人々の手元に届いていくためにも、読者みなさんの御協力をお願いします。

それでは、是非、横浜でお会いしましょう。

「登校拒否」から見えてくる学校・「障害」から見えてくる学校

石川憲彦（東京大学）

この1年、学校について書く、あるいは語るという機会が増えた。そのきっかけは、子どもたちが「登校拒否」の真っ最中に作った作品集『子どもたちが語る登校拒否』（世織書房　1993）にある。2月の出版以来すっかり本のセールスマンに徹し、12月に、小冊子『学校の精神風土』（教育総研　1994年1月）の手直しを終え、そして今、年越しで、この文章を書く機会を与えられている。

しかし、［登校拒否］を中心にしゃべり続けていて、もう一つすっきりしないところがある。登校拒否現象を通じて見えてくる学校と、障害児教育を通じて見えてくる学校とが、いつもある軋みを私の中に形成するのだ。例えば、『子どもたちが語る登校拒否』に送ってもらった作品の中に、次のような部分がある。

> 登校拒否で悩んでいる親たちに、もう一度よく考えてもらいたいことがあります。
> 学校って、そんなに大事なものですか？あなたの子より大事なものですか？

16才の男性（匿名希望）の作品の冒頭の引用である。この部分は、「登校拒否」について考える時には全く違和感を感じない。だが、「どの子も地域の学校へ」とこだわってきた立場から、「障害」の問題と重ね合わせようとすると、どこか素直にはうなずけなくなってしまうところがある。とりわけ、こどもやこどもの作品と向かい合うときにはあまり感じないのだが、親や学校を意識すると、「登校拒否」と「障害」の間に潜む違和感が一層強く登場してくる。

多分、この違和感は、私だけのものではないと推測する。これまでも、「たかが学校．．．、されど学校．．．」という文脈で語られたり、「来いと言われたら行かないし、来るなと言われたら押しかける。それが学校だ。」と表現されてきた、学校教育を巡る重要な争点のひとつではないだろうか。しかし、このように説明されても、この違和感を生み出す「登校拒否」と「障害」の関係を、わたしの中で、十分に「構造的」に位置付けることができないままでいる。

今回機会を与えていただいたのを幸い、約1年間しゃべり続けてきた事柄を書き連ねる中から、この違和感を少し言語化してみたいと考える。まとまらないままに筆をとり、整理しきれずに筆をおくことになりそうだが、問題提起になり、議論を呼び、ご意見・御批判をいただければと願っている。

なお、「登校拒否」「障害」と括弧づけで書いたのは、今日その言葉の含む内容が非常におおざっぱで曖昧、ご都合主義で使われているからである。ただ、本文では簡便のため、以下「」は外して話を続けたい。また、こどもたちの作品は、全て上述の『子どもたちが語る登校拒否』から、引用した。

こどもたちのとまどいと大人の共感

最初に、少し長い引用になるが、Kasumiさん（ペンネーム、15才）の作品を示したい。

> 朝。
> 学校の見える
> 　まがり角。
>
> 今からいっても
> 完全に、ちこく。

どうしよう。

行くべきか、
休むべきか。

行ってもおこられる、
行かなくてもおこられる、

行きたくない。
行く気がしない。
でも、行かなければ、
やっぱり、こわい。
行かれない。

帰るべきか、
帰らないほうがいいか、

帰りたい、
帰りたくない、
帰れない。

学活中だな。
ふっと時計を眺め、
校舎を眺める。

どうするべきか、
ここにいるわけにはいかない。
どこかへ行くわけにもいかない。

どうしよう。
どうしたらよいのか　わからない
ここに存在することじたい

信じられない
消えちゃいそう。

不安で
がまんならなくなって、
泣きじゃくりながら
あてもなく
歩き出す。

本のセールスに出歩くたびに引用させてもらっている詩で、紹介すると、大人の反応は次の両極に分かれる傾向がある。自分の過去あるいは現在の体験と重ね合わせて、かなり深い共感を覚える人。反対に、こどもっぽい甘えが不愉快だと、不快感を覚えて怒りたくなる人。いずれにしても、大人たちはかなり深い反応を示す。

この反応が、登校拒否をする我が子の将来への不安や、部外者のこどもが学校に行かないことへの社会的な心配といっただけのことで起こっているものとは、私には思えない。それは、もっと深い意味をもって起こってくるのだと思う。私は、登校拒否を、私の、そして大勢の大人の現実的課題とどこかで深く連動している現象として捉えるとき、初めてこういった反応が理解できるのではないかと考えている。

そこで、以下にごく簡単に私の登校拒否観を示しながら、大人の課題との関連について見ていきたいと思う。

登校拒否

私は、登校拒否を、学校があるからこそ起こる現象だと考えている。(詳細は上掲書を参照していただき、ここでは非常に乱暴にラフなスケッチのみを紹介する。)

このことは、しかしながら、学校という器がなくなれば問題が解決するということの裏返しではない。いわば、「学校を必要としているということの示す意味全体こそが、登校拒否の原因となっている」という意味で、「学校があるから登校拒否は起こるのだ」と考えるのである。勿論、学校はなくならないだろうという現実認識こそが、このように考えさせているという側面は否定できない。しかし、より大切なこととして、学校が器、すなわち建物としてよりは、「それが必

要とされるような」人間存在の根拠として存在しているという点を強調しておきたいと思う。

学校というのは、こどもにとって、まず何よりも、生活の場である。大人の意図するような「社会生活を練習する場」としてよりは、まさしく社会生活の場そのものとしてたち現れるのが、学校である。（この考え方は、篠原睦治さんの、「シヤバとしての学校」という考え方から教えられたものである。）

もちろん、学校が社会生活を練習する場であるという位置付けを、全くの間違いとすることはできないだろう。人は、生きていくための術や習慣や知恵の大部分を、大人から学ぶ。その意味では、近代公教育が始まるずっと以前から、こどもは大人の社会を練習する存在であるという側面を保ち続けて来た。

しかし、つい最近まで、学（真似）びは、祖父から父へ、父から子へと見様見真似で引き継がれる性質のものであった。そのような引き継ぎが可能な社会では、一方で、個人を取り囲む家を、近所が取り囲み、近所を取り巻く村落共同体を、もっと大きな社会が取り囲むといった構造も認められた。つまり、時間的（歴史的・血縁的）にも空間的（地縁的・関係的）にも、ゆるやかに傾斜する連続性の中で、こどもたちは社会生活の練習を、社会生活を送ることとの確かな連続性の中で学んでいた。

しかし、近代社会は、家族や村落共同体が行ってきた「大人がこどもに引き継ぐ生活の知恵の伝達」を、唐突に公教育の学校にゆだねてしまった。今日のこどもたちは、他者が国家の方針を教える学校において、社会生活の練習と、社会生活を送ることとの、あらゆる意味での断絶に直面している。

この断絶は、単に学校における断絶に留まる訳ではない。

非常に理想化し過ぎているかもしれないが、牧歌的な農村風景をまぶたに浮かべつつ、いささか比喩的、対比的に語ってみよう。今日、こどもたちは、都会の中に孤立する核家族の、狭い家の薄い一枚の扉を開けた瞬間、騒音と廃棄物と危険と敵が待つ巨大で機械的な社会と、たった一人、裸で震えながら向かい合わなければならない。そこには、外と内、家と社会、自然と人工、．．．そういった引き裂かれた断絶の世界が広がっている。

学校は、この断絶する社会の象徴にすぎない。

この断絶を生み出したのは、近代社会の生産の中心に位置する工業である。画一化された、機能としての質の高い製品の大量生産を目指す工業は、過去の農業的村落共同体を変形させる。そして同時に、当然のこととして、そのような社会的形態と生産性にみあった良識をもつ労働者を求める。それ故、古い時代のローカルで個別的で自然的な教育を断ち切り、画一的、客観的な機械化された知識を、十把一からげで効率的に伝授することが、学校に求められる。

学校で効率的に学ぶことは、合理的に自己と社会とを生活から断絶したところへ追いやって行くこと、即ち自己をそして社会を失って行くことでもありうる。

このように考えるとき、登校拒否とは時間的、空間的断絶性の中で、自己と社会との結合を再構築しようとする試みとして位置付けられる。まさしく、学校があるからこそ、登校拒否が起こるのである。そして、これは、まさしく今日の大人の課題そのものである。Ｋａｓｕｍｉさんの詩への共感は、そういった認識を呼び覚ますところがあるから起こるのではないだろうか。

登校拒否の増加

大人の反応については、別の角度からもう一度触れるとしよう。詩に対するこどもたちの反応となると、いささか複雑である。

共感と反発の両方の気持ちが入り交じった感想を述べる者が多い。それは、できることなら自分も休みたいという気持ちからくるのではないかと、私は考えている。拒否さるべき学校に、こどもたちは、休みたい誘惑と戦いながら、我慢して通っている。この葛藤を抑えるのには結構大変な努力が必要なので、実際にだれかに休まれると、「ずるい、でもいいな、でも分かるけど、分かってはいけない」などと考えるのだ。

森田は中学校2年生約六千名に登校回避感情（学校へ行くのが嫌になったことがあるか）を調査し、よくある（10．2%）、ときどきある（15．2%）、たまにある（45．4%）という回答を得ている（森田洋司『「不登校」現象の社会学』学文社　1991）。学校に通うことにほとんど苦痛を感じていないこどもは、三割にも満たないというわけだ。

この数字を高いと見るか、低いと見るか。こどもたちがなぜこのような反応を示すと、考えるのか。拒否さるべき必然性に気付かない限り、議論の分かれる所である。

1992年春、文部省は、登校拒否を「どの子にも起こり得る現象」と宣言し、学校に心の居場所がないことを原因として取り上げ始めた（といってもかなり観念的、独善的で、限界を感じるものではあるが）。これは、従来文部省が、登校拒否病気説（あるいは特別なこどもや家庭に起こる現象という考え方）を採用していたことからみると、画期的な変更と言えよう。

文部省の認識をこのように、しかも急速に変更させたのは、登校拒否感情を高いとみなし、このままでは登校拒否がますます増加していくであろうとみなす判断である。（少なくとも文部省の答申を見る限り、私にはそう思える。）

しかし、この変更は、必ずしも十分な議論や根拠のある推論に基づく、納得合意された拒否さるべき学校像の了解によって成り立っている訳ではない。例えば、かつての文部省の発想を支え、「登校拒否はかつての結核と同様国民病である」と主張した稲村博氏（『思春期挫折症候群』新曜社　1983、など）も、この委員会に参加している。しかし、見解の180度の変更にもかかわらず、氏の登校拒否観に変化は見受けられない。議論は、一致点を見いだしたのではなく、従来の文部省を代表した研究者たちの認識とずれた新しい方向に、かみ合わないまま誘導されたと考えるのが妥当であろう。

この議論の不一致を、先に述べたKasumiさんの詩に対する大人の反応の両極の分離と重ね合わせて考えるとき、登校拒否を巡って大人たちは実に多様な反応を示していることが分かる。当然、学校をどのように変えればよいと考えるのかという方向性についても、議論がまとまる気配はない。ただそれにもかかわらず、大人たちの反応に一致点を見いだすことは難しくない。それは、既に述べたように、文部省に重い腰をあげさせ、学校に問題があると言わせた程に、登校拒否の増加を大問題だと見なす傾向である。

このような、傾向に出会うと、たかが学校ではないかと考えてしまう。

たかが学校

やっぱりわかってくれない。
お母さんは　ごちゃごちゃ
ぼくがきずついているのも知らずに
お父さんといっしょにせめる
せめる　せめる
きずついているのも知らずに
やっぱりわかってくれない
ぼくの心

これは、13才の須永くんの作品の一部。

私のこどものころは「学校にばかり行かないで、少しは家のことを手伝え」という躾けがまだ存在していた。しかし、最近では、身近に登校拒否の子と接する大人達は、学校信仰などと揶揄されるほどに、学校に行くことにこだわる。登校拒否したこどもが一人で部屋に閉じこもっていると、「学校に行ったらお友達がいて楽しいのに」と慰めなだめるように励ます。しかし、その同じ口は、「みんな我慢して行っているのにどうしてあなただけ行けないの」と脅し、すかしもする。

「我慢して、楽しむ」。そういった矛盾（後で触れる）には全く気付かない。それほど、今の大人にとって、学校に通わない生き方を想像することなど、不可能なのだ。

だから、「せめる、せめる、せめる」

ところで、須永くんは、１３才。元服しても不思議ではない年齢。一方、Ｋａｓｕｍｉさんは１５才。１５才といえば「赤トンボ」には、「１５でねえやは嫁に行き」と謡われている。

拒否さるべき学校像を見いだせず、彼らの作品に甘えを感じる大人の多くにとって、こういった過去のこども像はある意味をもつ。それは、「昔はその年でもっとつらいことに耐えていた」とか「もう一人前の大人なのだからしっかりしなければ」といった思いを強め、戸塚ヨットスクール、風の子学園、登校拒否ゆえの子殺し、そして、稲村氏を中心とする治療者の大半の治療論．．．．へとつながって行く。

しかし、この論理には無理がある。第一、大人達自身が１５で娘を嫁にやった時代の生き方をしている訳ではない。こどもが、１３才だから一人で家出すると言えば反対し、１５で嫁に行くと言い出せば、確実にそれを否定するだろう。昔なら、既に多くの１５才は学校に縛られることはなかった、といったようなことは大人の頭の中に浮かばない。

時間的、空間的断絶を自ら埋めることのできない、大人は、自らの焦りの中でひたすらこどもをせめる。

大人がこどもを責めるのは、大人の期待する生き方以外の生き方を、こどもが選ぶときである。ただ、大人の期待とは違った生き方をしても、何とか生きて行くだろうという安心感が大きいとき大人の責めは軽く、安心感が脅かされるとき大人の責めは重い。

いつの時代にも、１０代は、大人達が引いたレールの上に乗せられて、悲しく時代の運命と向かい合うのが宿命だった。おとなとこどもの狭間に立って、行くべきか留まるべきかと戸惑う。そして、結局どの道を取ろうと、大人の意中にはまっていくしかないのではないかという恐怖に襲われる。それは、学校があろうがなかろうが、同じである。ただ、今日の大人たちは、著しく安心感を失っているように見受けられる。

大人の安心感は、自分の生き方への不信感と反比例する。自分の生きている生き方に不安を抱くとき、こどもが自分の期待する生き方を選んでくれるかどうかは、非常に重大なことのように思われて来る。今日多くの大人達は、どこかで、この自分への不安を強く感じ、こどもが期待と異なる道を歩むことを回避させたいという願望が強い。

それほどまでに、大人たちは、拒否さるべき社会に面しているのだ。

こどもたちは、「ごちゃごちゃとせめられ」「存在することじたいが信じられない」ような、不安に陥らざるをえない。そして、いよいよ追い詰められる。

いいかげん決着をつけなければ、と思って包丁を握る。
強くあててゆくと血が段々にじみ出てきて手首のしわを赤く染める。
もっと強くあてれば死ぬ・・・（栗田隆子、１８才）

たかだか、学校ではないか。どうしてそんなに心配する必要があるのだ。死を選ぶくらいなら、学校なんて止めればいいのに。心から、そう思う。だが、しかし、それで問題は解決するのだろうか。

されど学校

きょうから、ぼくは学校を、やめます。
みんなとは、きょうからあかの、たにんです。
にらむなら、かってににらんで、ください。
でも、きょうからぼくは、ふつうの人です。

１２才のＪ・Ｎくん。彼は、学校に行っていては、ふつうの人間になれないという。

普通選挙、普通電車。普通という言葉は、明治以来の富国強兵策を、普遍的に通報する普通文（当時の文語体）の「普通」という意味で広がった言葉であった。百年余の経過を経て、普通教育を受けるとふつうになれないなどと言われると、皮肉に聞こえて少し楽しい。

勿論、彼の言う、ふつう、というのは、そういった「普通」とは異なる。同じ年齢の子が登校拒否を終え

た直後「学校やめて人格できた」と語ってくれ、全くそのとおりだとうなずいたことがある。きっと、彼のいう、ふつうもそれと同じなのだと思う。

たかだか学校。止めてどうということはない。

だが‥‥。学校に行かないことと、みんなと赤の他人になることが、こうもストレートに直結してしまうと、はたしてこれでよいのだろうかと考えこむ。ここに、こどもたちが学校に対して人格の回復を対置して「たかだか学校」と語り出すとき、大人もまたこれに同調して「たかだか社会」と括ってしまうことのできない理由が存在する。

この問題を巡って、最初に，紹介した「楽しい交わりに我慢して参加する」という、大人の学校観と、私自身の登校拒否観に立ち戻って、再考してみたい。

近代合理主義から見れば、大人の学校観は、奇妙である。義理と人情の発想というか、東アジア的儒教的農耕文化の伝統というか（前掲『学校の精神風土』参照）。しかし、確かに人々は、いやな苦しい農業労働を共にする野良で、反面、お茶を飲み景色を眺め楽しい休息を共にした。日本では欧米のように、労働の場（畑）と、私的なレジャーの場（家、広場、．．．）とが、くっきりとは区別されていなかった。

野良は、村落共同体の基盤であり、同時にこどもにとっての学校でもあった。そこを離れることは、地縁、血縁の全てとの決別を意味することが多かった。

農業が衰退した今日も、工業文化の価値を伝授する学校にだけは、過去の儒教的共同体の価値観が根強く生き残っている。これに科挙の制度のイメージを重ね併せればこそ、大人達はこどもの将来を学校に託そうとするのだ。そのような大人のファンタジーとしての学校に行けない子は、工業社会の知恵を得られない子とみなされるよりは、共同体への義理を欠く非倫理的な存在とレッテルされる。それ故、義理を欠く躾けをしてしまった親ともども、天に唾したことを後悔・反省した上で、人情に訴えて復学することが最善とされることになる。

こういった文脈を認めるならば、確かに、学校に行かないことはみんなと赤の他人になることと同じになってしまう。これに対して、フリースクールが、新しい人間関係を模索し始めた一つの実験的試みとして登場した。

「我慢しながら楽しむ」交わりに対して決別を宣言することもたちは着実に増えており、学校をひとまず「たかだか」とくくる必要性が、過去以上に増大しているからである。

しかし、フリースクールは、「たかが学校」と「たかが社会」のせめぎあう狭間にあって、次のような危険性を内包しているのではないだろうか。

フリースクール

工業文化の期待する学校は、農業文化の期待する学校と、本来相入れない性格のものである。明治の富国強兵策は、天皇という農業の象徴を頂点に据えてヨーロッパ的な工業化を推進し、学校に対する農業的信仰を強化して、第2次世界大戦に失敗した。それ故、第2次大戦以後のアメリカ的な工業化は、文部省のあがきにもかかわらず、学校を非常に機械的画一的な脱農業信仰へと導いてきた。

侍医に“お脈”しか取らせなかった昭和天皇も、最後には、西洋医学の工業的メスを体内へ侵入させてしまったのだ。たかだか学校。今日の学校は、資本主義的な成功のチャンスを増大させるが、決して人間の価値や共同体の信仰を深めはしない。

そのような社会の質的な転換に対して、次のような危険性を自覚しておかないと、フリースクールは、学校の補完的な役割を果たしかねない存在である。

例えば、J・Nくんのように、たった一人で学校や「我慢しながら楽しむ」関係と格闘しながら、それでもなおかつ孤立という関係性においてかろうじて学校とかかわりあい渡り合っていることもを、とりあえずみんなの中に取り込んでしまう危険。私たちは近代社会における孤立の意味について、再評価する必要性があるのだ。孤立、病的、死、．．．。そういったヒューマニズムが否定する価値観こそ、学校と戦う武器ではないのか。

また、フリースクールという関係性の枠内で、学校と学校を支配する社会を、実体的にではなく観念的に乗り越えてしまう危険。フリースクールでは楽しいという考え方は、隔離選別の発想と基本的に同じなのか、違うのか。工業化のもたらす変化は、次々と変動が変動を自己再生産するといった種類の変化である。学校化社会は、フリースクールをも、一つのスタイルとしての学校に取り込んでいきかねない。

この危険は、フリースクールが最も強く問題にしている学校の管理について考えるとき、最も明確になるのではないだろうか。

西洋が五百年から数千年かけて形成した文化の変遷を、日本は百年で吸収しきろうとしてきた。あまりにも急激に訪れた工業化は、人間と社会の間に潜むゆるやかな連続性を奪って、農業的な気風と価値観を根底に残す大人たちが混乱を整理する事のないまま労働するために様々な人間管理を行ってきた。そして、その代償として、欲望だけは巧みに肥大化させてきた。今、フリースクールは、つつましい自然主義的な、反管理を標榜している所が多い。

しかし、時代は更に進もうとしている。工業生産力の未曾有の自己増殖は、余剰から過剰へという、人類が未経験の課題を欧米の文化に与えた。欠乏に対する備えは、人類も、そして他の生物も数億年以上かかって準備して来ているが、過剰への備えは全くなされてきていない。この過剰の生み出す諸問題を放置したまま、私たちは、非常に安易に、過剰を背景とした情報産業社会（脳死に代表される生命管理操作を伴う、自由な見せかけの商業主義社会）へと、突入しようとしている。

このような時代の精神構造を図式化すれば、「時間的、空間的連続性が破壊される以前の自由な民の魂は、日本的農業の心情という皮膜を被り、工業的な知恵を武器として、商業的欲望に躍らされている」ということになる。日本の学校教育は、この断絶に伴う奇妙な精神構造の未整理な混在によって支配されている。フリースクールのいう反管理は、このような構造のどのような管理に向かおうとするのか。

この点を明確にしないと、フリースクールは「たかが学校」と「たかが社会」の問題を比較的気軽に方向整理しながら、次の時代を整合化する存在となり得る。

「我慢しながら楽しむ」ことは、人間関係のすべてでもなければ、学校の人間関係の中心である必要性もない。一方、学校が、すべての人間関係である必要もなければ、「我慢しながら楽しむ」ことを拒否することと、学校に行かないことは同一でない。最初に述べたように、学校がこどもにとっての社会で有り続ける限り、私たちは、そしてこどもたちは、拒否しつつその拒否するものとの関係性において生きているのである。

J・Nくんにとっても、フリースクールにとっても、解決は、このような関係性の回復と解放であろう。それは、学校にもどることでもなければ、赤の他人を決め込むことでもない。それらは結局、いずれにしても、学校が保有する関係性に支配され直すことにすぎない。自分を取り戻すことと、社会を取り戻すこと。その両方がそろって初めて得られる関係性の回復と解放は、学校を自らの支配下に取り戻すことを置いて、他に方法はない。

されど、学校なのである。

たかが．．．、されど．．．

私が、医者として学校の問題とかかわるようになった動機は、怒りであった。

「命懸けで戦っているのに、たかがしつけのために、学校が‥‥」

喘息の子で、学校に行き始めると状態が悪くなる子がいる。話を聞くと、うるさくルールを守らせようとする教員が、ほこりを浴びる掃除や徹夜を要する宿題を「気持ちがたるんでるから心身症になるんだ」としつこく押し付けてやらせるという。当人には知らせていなかった病名を「お前は白血病だからといって甘えるな」などと、クラス全員の前で暴露され、失望の余り死のうとした少女もいた。

「たかがきまり程度で人間を排除し序列化するなんて、学校が．．．」

プール・修学旅行・社会科見学．．．、そういった行事から、病気の子の多くが排除される。参加を拒否された遠足に親が付き添って連れて行ったら、「この子は、今日はうちの組の子じゃないから近寄るな」と、手伝いに集まってきた同級生を追い払った教員もいた。こんな具合だから、障害児は、学校自体から排除され、別学に移される。

わたしの怒りの背景には、たかだか．．．に対比し得る、人間の内容が想定されていた。私の場合、職業柄、それは、生命であった。この生命という、近代社会を支えるヒューマニズムの前提、それ以上には論争の余地のない公理を全面に押し立てれば、全てはたかだか．．．と整合化できた。医者になりたてのころは、いつも「たかだか．．．」と腹を立てながら、この公理によって理解を深めれば変わるのが教育であろうと、啓蒙的な期待を抱いて学校と接していた。

しかし、養護学校義務化は、私に、教育における差別が啓蒙的に変わり得る質のものではないことを明確に示した。「たかが．．．なのに、学校が．．．」という怒りが求める、病気に対する啓蒙的ないたわりと配慮は、障害者にとって「それならもっと住みやすい養護学校を」と隔離を強要する言葉となって使用された。

『障害は病気ではない』

障害者がこの壁を破るために叫んだ「障害は病気ではない」という表現は、私の怒りが啓蒙性を越えて、必然的に「病気であって何が悪い」という次の課題へ向かわせざるを得ない質のものであった。（『治療という幻想』現代書館　１９８８）

『登校拒否は病気ではない』

登校拒否を病気として考える。それは、学校の矛盾、すなわち社会と個人の関係の矛盾を、個人の側に原因を帰して、問題を解消する。この点では、障害は病気ではないとする主張と、同じである。従って、この問題も又、当然、「病気であって何が悪い」という主張へと発展して行く性質のものである。

しかし、その発展の過程でひとつ異なるのは、「たかが．．．学校で．．．」という文脈抜きに、アプリオリに「たかが学校」と語ってしまう点である。私の中で、この二つは、微妙に食い違っている。それは、どこかで、怒りを啓蒙性の中に吸収しかねない質をもっている。

病気を、私達における普遍性、一般性、日常性として捉えようとするとき、「命」を奪われるのを覚悟で学校に行くという文脈が生じる。「たかが学校」に対置する、命はこの文脈では、ヒューマニズムとは異なって絶対的ではなくなって来る。学校は、その意味では、命と共に「たかが」の対象となる。生きてさえいれば何とかなるから、「たかが」学校にこだわらないことと、死んでもいいから「されど」学校にこだわることとは、どちらも命を取り戻す作業である。そして、それ故、全く同時に、これもまたヒューマニズムとは異なって、脳死に代表される生命の比較による相対化に対しては、その絶対的固有性を主張することになる。

このような、位置に置かれたとき、初めた、学校も、命も、人間と人間、社会、自然がその本来的関係において、一つの連続性と相対的かつ絶対的な関係性を見いだすことができるのではないだろうか。命は、医学的に回復させられるのではない。命と命（人の、そして、生き物の）が分けられることから解放され、命が機械化された社会に支配されることから、命と社会との関係を取り戻していくような生活の取り戻しによって、命は生きている。

「されど学校」「されど命」

障害児を地域の普通学級にという運動もまた、「されど学校」という言葉において、どのような内容を問題としてきたのかが、登校拒否との関係において問われている。登校拒否と障害から見えてくる学校は、互

いに問い問われ合いながら、共に考え合っていく関係にあるのだと思う。とりわけこの数年、「0点でも高校へ」という運動、登校拒否を情緒障害児と位置付ける学習障害という概念の浮上など、情報産業社会が必要とする課題が、緊急な共通テーマとして登場してきている。

強制断種法と「障害」者の歴史

戸塚辰永（千葉大学大学院）

Ⅰ．始めに

私自身「障害」者ということもあってナチスによる「障害」者への迫害についてここ１０年来関心を持ちつづけて来た。とくに日本の「優生保護法」との関連からナチスによる１９３３年７月の「遺伝病子孫予防法」（強制断種法）について興味を抱き、研究している。断種法はドイツの他に当時の欧米諸国にも存在しており、日本においても１９４０年に「優生保護法」の旧法である「国民優生法」が成立していることから当時優生政策の一つとして断種法が人口政策の中心に据えられ、主要な諸国でおこなわれていたのである。

ナチス強制断種法と「安楽死」の歴史を検討することは、今日的な視点からしても「優生保護法」の問題と直結しているのみならず、「尊厳死」や現在立法化に向かっている「脳死・臓器移植」の問題とも密接に結びついている。そのため、強制断種法と「障害」者の歴史を検討することは今日的な問題とも関連して非常に重要な課題であると思う。ナチスの強制断種法では遺伝病あるいは「遺伝病」とみなされた人々が「劣等分子」の刻印を押され、強制的に不妊化・断種させられた。さらに、主として「精神薄弱者」や「精神病者」が第二次世界大戦の開始直後、「生きる価値のない生命」として「安楽死」という名の下に大量殺人の犠牲者となった。同じようなことが現在日本でも議論や活動がおこなわれている「脳死・臓器移植」と「尊厳死」の問題においても生命の「質」を問い、生命を「価値」付けし、「生きるに価する生命」と「生きるに価しない生命」とは選別する優生思想が背後に根深く存在しているのではないだろうか。

「脳死・臓器移植」・「尊厳死」推進勢力は、提供者の「意志」や「リビングウィル」を通じて当事者本人の「自己決定」による「同意」を盾にとって「脳死・臓器移植」と「尊厳死」を正当化しようとしている。この場合、「自己決定」は明らかに当事者本人の生命を短縮するという不利益が生じる。このような「自己決定」には多大な無理があるのではないだろうか。もはや社会に対する生産能力を失って高額の医療費を社会と家族に負担させることを考えると遠慮があって「自己決定」を強いられているのではないだろうか。

動物実験の禁止論者のピーター・シンガーは、ユダヤ系のオーストラリア人であり、彼の家族の中にもアウシュビッツの犠牲となった者もいるのであるが、彼の主張は動物実験によって苦痛を訴える動物の方が、なにも喜怒哀楽の表情も示すことができない重度「障害」児よりも生物として「尊厳」があるとしている。それだけでなく、このような重度「障害」児の生きる権利を否定し、積極的な殺人をも推奨している(1)。現にオランダではすでに末期の患者の積極的な「安楽死」を認めた法律が制定されている。そしてドイツでは国家併合に伴う経済危機による失業への不安がナショナリズムを煽り、外国人や「障害」者など社会的な「弱者」に向かってネオナチの暴力が吹き荒んでいる。ナチス時代におこったことは過去の出来事ではなく、まさに今日的な問題である。デートレフ・ポイカートは、近代合理主義社会の歪みが世界大恐慌によって顕在化した矛盾をもっとも過激な形で解決しようとしたものがナチズムであるとし、ナチズムを近代社会に潜在する「病理」として解釈している(2)。この論文でもナチズムを現在に連続する問題として認識し、優生政策の中心を担った断種・不妊化とそれにともなう「自己決定」の問題についてナチスドイツとスウェーデン

を具体的に検討して行きたいと思う。

Ⅱ. 優生学の歴史

ここでは優生学の歴史をかいつまんで紹介したい。チャールズ・ダーウィンが１８５９年に「種の起源」を発表して動植物の進化論を論じ、世界中に賛否両論をまきおこした。彼の進化論は当時のイギリスの自由競争経済をモデルにして、動植物の生態系に当てはめたものと考えられる。このダーウィンの進化論を人間社会に適用したものが社会ダーウィニズムであり、強者の「生存権」と弱者の「淘汰」を思想的な中心に据えていた。この思想はイギリスによる南アフリカ侵略にともなう社会帝国主義政策を正当化する根拠としても使用された。

社会ダーウィニズムを学問として位置付けたのはフランシス・ガルトンである。彼は人間には能力的な差異があり、それは遺伝的に決定されていると考え、遺伝生物学的に人間を品種改良することを目的とする優生学を提唱した。その後１９００年にメンデルの遺伝の法則が再発見され、遺伝には優性遺伝と劣性遺伝があることが確認された。このメンデルの法則の再発見以来、家畜や作物の品種改良の成果もあって人間の遺伝についても研究が開始された。その中でも遺伝病の研究が進められて行き、人間を、遺伝子を伝える単なる「殻」にすぎないものとしてみなすようになった。そこで遺伝病の流れを食い止めるために遺伝病とされた人々へ不妊化・断種が有効な手段として実施されるようになった。

当時優生学や遺伝学は、人口問題や「社会問題」を解決する絶対的な「科学」として脚光を浴びていた。１８８０年代になると北欧諸国を中心に産児制限が普及し、とくに高階層の出生率が低階層の出生率よりも相対的に低下したことと公衆衛生の開始もあり、乳児死亡率の低下の結果高階層と低階層の出産の不均衡が生じたことで、人口の「質」が近代産業社会の樹立に向けて質のよい労働人口の確保という点からも解決すべき国家的な課題となった。そのため、とくに人種衛生学者は、近代民主主義社会の自由・平等・博愛の思想によって以前なら「自然淘汰」されるものが生き残り、高い「価値」の者よりも数多くの子孫を残し、繁殖をしつづけると数世代後には「劣等分子」がほとんどを占める「逆淘汰」状況となって国家と民族は堕落してしまうと危機感を煽った。そこで彼らは高階層の出産の奨励と低階層の不妊化・断種を提唱した。

他方、社会民主主義者や自由主義者によっても「劣等分子」の不妊化・断種は当然のごとく支持されていた。彼らは社会を進歩させるためには優性学が必要と主張し、社会衛生学を展開した。社会衛生学者は公衆衛生に力を注ぎ、質のよい労働力確保に努力した一方で、遺伝病を伝染病と同様に社会を滅ぼす「害虫」として排除しようとした。遺伝病や伝染病を社会から駆除することで労働者の生活環境が向上し、遺伝的にも「健康」な労働力を維持発展させることを目的としていた。結局政治的な立場を超越して「遺伝病」とみなされた人々や反社会的な行動をする人々は遺伝的な「劣等分子」とみなされ、予防措置として不妊化・断種が検討されていたのであった。

世界初の断種法は１９０７年アメリカ合衆国のインディアナ州のものであり、その後１９３０年代までにアメリカ合衆国３２州で断種法を制定し、３万人以上の人々が遺伝病や「犯罪性格」や「精神病」を理由に不妊化・断種措置を受けた。合衆国での断種法制定の背後にはＷＡＳＰ（白人・アングロサクソン・プロテスタント）による他民族、他人種に対する差別排斥運動との密接な関連を認めることができる(3)。

Ⅲ. ドイツにおける断種法論争

人種衛生学者のプレッツを中心に「人種衛生学会」が１９０５年に発足した。当初はドイツでは優生運動は学問領域に止どまり、市民的な広がりを持たなかった。ところが第一次世界大戦の敗戦によって政治、経済、社会関係に不安と緊張が蔓延する中、戦争による青年男子の死亡の影響から出生率の低下と人口の「質的価値の低下」が近い将来国家と民族を破滅に導くも

のとして人口問題の解決が急務となり、人種衛生学が政治的にも社会的にも認知されるようになった。またこの時代１９２０年にビンディングとホッヘによる「生存無価値な生命の抹殺の介助について」という表題の小冊子が発表された。その内容は、経済危機の状況下社会に「負担」のみを与える「末期患者と精神病者」の積極的な「安楽死」による殺人を主張するものであった。

一方、ワイマル時代は「障害」者の法的権利と一部の有能な「障害」者の社会参加が傷痍軍人対策によって保障されるようになった時代でもあった。その一方で「遺伝病」者の不妊化・断種を含む断種法要求が医師会や地方自治体連盟や社会福祉団体などから提出されていた。当初不妊化・断種は刑法２２４条の傷害罪に抵触するため、法律変更によって「遺伝病」者の不妊化・断種を実現しようとしていた。この議論の過程で本人の「同意」による不妊化・断種ではなく、あくまでも強制的な「遺伝病」者の不妊化・断種を検討していた。しかし、１９３２年１月の刑法委員会での結論は本人の自由意志による不妊化・断種を認めるものであった。この結果は彼らが意図しない遺伝的に「健康」な人々の不妊化・断種をも含むものであったため強制断種論者には容認できなかった。そのため、断種法要求運動は特別法の制定へと向けられた。

１９２９年の世界大恐慌の下、とりわけ経済状態の脆弱なドイツにおいては影響を強く受け、多くの失業者が町に溢れた。そして民衆の多くがこうしたどん底の状況を脱出することを願うようになり政治的に極端な共産党とナチスを支持するようになった。施設で暮らす障害」者や養護学校の生徒に掛かる費用が国庫を多分に圧迫しているとのキャンペーンが張られ、社会福祉費削減がナチス党から社民党までの政治課題となり、「遺伝病」者の不妊化・断種によって遺伝病の子孫を予防できるものと信じていたため、断種法制定が急務となった。

プロイセン州保健会議は１９２９年以来主だった人種衛生学者を召集して断種法を検討させている。その諮問委員会では世論がまだ強制断種を完全に支持していないこともあって、公的には自由意志による不妊化・断種を求めていた。しかしながら、実際には施設収容者の場合、不妊化・断種措置と引換えに施設からの退所を約束した手術への「同意」を取ること、福祉援助の取り消しを仄めかすことで手術への「同意」を強引に得ることといった半強制あるいは強制措置が議論されていた。最終的に１９３２年７月にプロイセン州保健会議は断種法草案を「遺伝病子孫予防法」として纏めた。この草案はカトリック・中央党の反対によって議会に提出されることなく終ったが、１年後のナチス強制断種法の基礎となった(4)。１９３３年以前と以後の優生政策の連続性が確認できよう。

Ⅳ．ナチス「遺伝病子孫予防法」（強制断種法）

ヒトラーは『我が闘争』で人種改良による民族の「純化」を国家政策の中心に置き、国家の真の目的は「肉体的および精神的に同一種の人間の共同体を保持し、促進することにある」と述べている。さらに人口政策については「肉体的にも精神的にも不健全で無価値なものは、その苦悩を自分の子供の体の中に伝えてはならない」と論じ、「逆にまた、国家に健全な子供を差し出さないことは、非難されるべきである。この場合、国家は、幾千年未来の保護者として振る舞わなければならず、そのためには、個人の希望や我欲はなんでもないものとみなされ、これに従わなければならない。国家は、このような認識を実行に移すために、最新の医学的手段を用いるべきである。国家は、ともかく明らかに病気であったり、遺伝病であったり、これによってさらに負担が増える者には、生殖不能であると宣告することとし、これを実行に移すべきである」と論じて、「民族共同体」による「千年王国」の実現に向けて「劣等分子」の不妊化・断種による選別除去と「健康」な者の出産の奨励を国家課題として断固実行しようとする決意を記している。こうしたプロパガンダによって「遺伝病」や「障害」を持つことが同情の対象とされていた時代から民族に対する罪へと人々の意識も変化していった。何百万人もの人々が人種衛生政

策の実行を党是とするナチスを支持し、大衆運動を形成した。

１９３３年１月にナチスが政権を掌握すると、早くも７月１４日に「遺伝病子孫予防法」がカトリック教会とローマ教皇の黙認の下に成立し、翌年１月に施行された。この断種法によって２５～３５万人もの人々が「遺伝病」とみなされて不妊化・断種された。この法律で対象となった疾病は、「（１）先天性精神薄弱（２）精神分裂症　（３）躁鬱病　（４）遺伝性てんかん　（５）遺伝性舞踏病（ハンチントン氏舞踏病）（６）遺伝性盲　（７）遺伝性聾唖　（８）重度の遺伝性奇形」と重度アルコール中毒とされた。今日の常識からすると「遺伝病」と考えられないものがほとんどであった。強制断種法の犠牲者の８割以上は「精神薄弱」や「精神分裂症」やてんかんと診断された人々であった。

不妊化・断種の申請手続きについては当事者本人のみならず、保健所医師等の官医と「遺伝病」者の属する施設の長にもその権利が認められていた。申請のほとんどは当事者本人からのものではなく、官医や施設長によるものであった。申請書類には医師の診断書と日常生活記録と知能テストの結果などが添付され、遺伝健康裁判所に送付された。この遺伝健康裁判所とは医療・保健機関と司法機関を合併したナチス独特の新組織であった。審理方法は地区裁判所の下の遺伝健康裁判所と高等裁判所の下の上級遺伝健康裁判所の二審制を採っていた。この遺伝健康裁判所は裁判所判事と官医と優生学の知識を有する医師の合計３名の委員から構成されていた。判決が３人の合議によって出されたこともあって医師の強制断種への関与は手術室だけには止どまらず不妊化・断種政策全体に及ぶものであった。遺伝健康裁判所の委員の選出にさいしてはナチスへの忠誠が選考基準とされていた。そのため一度申請が提出されると遺伝健康裁判所において不妊化・断種の決定を免れることは非常に困難であった。審理においては「遺伝病」であるか否かは自明の理とされ、「民族共同体」にとって有益であるか否か、労働能力があるか否かが問題とされ、判決の重要な基準となっていた。判決は科学的「客観性」を装っているものの実際にはきわめて恣意的かつ主観的におこなわれていた。

判決後２週間以内に不妊化・断種が実施された。その際、当事者本人の意志に反して強制的な不妊化・断種が警察権力を用いてでも実行された。１９３４年のドイツにおける不妊化・断種実施件数３２２６８件の内２４７０件（７．６５％）が強制措置によるものであり、１９３５年では実施件数７３１７４件の内６１２０件（８．３６％）が強制措置を受けた[5]。「遺伝病」とされた人々は犯罪者のごとく摘発され、裁判に掛けられ、強制的に不妊化・断種させられたのであった。唯一不妊化・断種を逃れるには自己負担で生殖の可能性のない隔離施設に入所するしか手立てがなかったため、経済的にゆとりのない人々は強制断種の犠牲者となった。これらの人々の精神的肉体的な苦痛は今もなお年を重ねるごとに増しているのである。

養護学校の生徒の多くが強制断種法の犠牲者となっている。その理由として養護学校教師が生徒に対する教育の限界を生徒の「遺伝的素質」に伴う「能力」的差異に責任転嫁することで「教育に価する生徒」のみの能力の向上に努力し、「遺伝的」に「教育を受ける才能」がないと判断した生徒を学習の場から締め出したことにある。この傾向はワイマール期から認められ、ナチス統治下では養護学校の存在意義の実証と自己保身のためにますます労働力として可能性のある生徒のみを教育するようになった。養護学校の教員の多くが「ナチス教員同盟」に組織され、生徒の不妊化・断種申請や選別除去に積極的に携わった。１９３６年から始まる再軍備に向けての人員動員の中で養護学校の生徒は労働能力として「奉仕」できる者とできない者に選別された。その後１９３８年からはもっとも重度の「障害」者は「教育を受ける価値のない」者として養護学校から「安楽死」措置の中間施設へと送られたのであった。

つぎに視覚「障害」者について述べると、視覚「障害」者諸団体は１９３３年１月の政権掌握当初からナチスを支持し、３月にはナチスへの忠誠宣言をしてい

る。不妊化・断種措置については自由意志による措置を希望していたが、一部会員へのナチスによる政治的な弾圧とアーリア人条項の適用による「ユダヤ人」会員の除名もあり、強制断種法制定後は諸団体は団体内の団結を失い組織の保身に走ることとなった。具体的な断種法の対応に関して視覚「障害」知識人団体は自己の高い能力を主張することによって、失明傷痍軍人団体は自身は遺伝病ではなく、祖国のために負傷したもっとも勇敢で愛国心に満ちた民族共同体の一員であると訴えることによって、視覚「障害」者一般への悪評から逃れようとし、「遺伝病子孫予防法」とは無関係であることを強調した。結局断種法の犠牲となった視覚「障害」者は２５００人と推定され、主として「ユダヤ人」であったり「重複障害」を持つ人々であった。他の多くの「障害」者がナチスの犠牲者であったのに対して視覚「障害」者の中にはナチスの犠牲者もいたが積極的な協力者もいたのであった。

ここではナチスの強制断種法のみを論じて来たが、ナチスの優生政策全体を見渡すためには、１９３３年１１月に制定された保安処分法、１９３４年の保健事業統一法、３５年の「遺伝病」者の結婚を禁止した結婚健康法と「健康」な民族共同体の一員に対する結婚資金貸付制度などの検討が必要と思う。その点については他の機会で記したい。

V. スウェーデンの優生政策

ここでは和井田恒則氏の論文をもとにスウェーデンの優生政策と社会福祉制度との関係について１９３２年以後社民党の政権下おこなわれた人口政策を中心に論じて行きたい(6)。スウェーデンは高福祉国家として日本が目標とする国であり、これまで福祉専門家から高く評価されつづけて来た。しかしながら人口政策という視点から社会福祉制度の成立過程を検討してみると「精神薄弱者」への強制断種という優生政策との密接な関連が認められる。以下に１９３５年に設置された「人口問題委員会」での議論とアルバ・ミュルダールの「自発的親性」という概念について論じていきたい。

まず、その前にスウェーデンの優生政策の歴史について簡単に触れておきたい。スウェーデンは優生政策を国家課題としていちはやく位置付けた国であるといえよう。１９２２年ウプサラに世界初の国立人種衛生学研究所が設置された。これと時を同じくして議会においてペトレーンの提案によって「白痴」と「痴愚」と「てんかん」の者の不妊化・断種問題が議論された。１７５７年の王令で「精神薄弱」と「てんかん」の人の結婚を禁止した条項を変更し、不妊化・断種措置を受けた者にかぎって結婚を認めるということが議論の内容であった。「精神薄弱」や「てんかん」は「劣悪な遺伝」と当時一般的にみなされており、これらの人々は多産であり、子孫が増加すると「逆淘汰」となり、社会は衰退してしまうと信じられていた。そこでこれに対する有効な手段として不妊化・断種が提案されたのであった。

１９２８年には議会の決定により、放浪者用の施設を反社会的な精神薄弱者用の施設に改造し、男女別に隔離し、３０年からは大規模な精神病院を増設し、「精神障害者」を隔離収容した。１９３３年には司法相が専門家を召集して刑法変更による不妊化・断種を検討させている。そして３４年には「精神薄弱」、「精神障害」、「てんかん」を対象とする強制断種法を制定した。

この断種法の内容は、「１．子供を扶養するのに適当でない者　２．遺伝素因のため、精神病または精神薄弱を遺伝すると思われる根拠があり、猶且つ精神障害のため永続的に有効な意志表示を持つことのできない者」に対して本人の同意なしに強制断種が実施された。ここで注目すべき点は優生学的な理由の他に子供を扶養するのに適当でない者という社会的な理由もこの法律に含まれていたことである。不妊化・断種の許可は医務衛生庁が発し、本人の配偶者、後見人、あるいは本人が公的施設に収容されている場合はその施設の長の同意を得た上で措置が行なわれた。しかし「精神薄弱者」については、上記の理由に該当すると２名の医師が判断した場合、医務衛生庁の許可なく、措置

を実行できた。不妊化・断種の実施状況は１９３５年から１９４０年の期間に８２２人が措置を受けており、その内男性が９１人、女性が７３１人と圧倒的に女性が対象とされた。その理由として、「精神障害」の女性は「性的にふしだらである」という社会的偏見と差別が根強くあったために、とくに精神病院に収容されていた女性の「精神障害者」の少なからぬ人々が不妊化措置を受けたからであった。この他にも１９２３年の刑法の変更によって任意による不妊化・断種が法律外で医学的理由による者も含み、かなり多く行なわれていた。

１９３５年にアルバ&グンナー・ミュルダールによる『人口問題の危機』が出版されると、人口問題がとくに人々の関心を集めるようになった。この著作で二人は人口減少を止めるためには社会改革が不可欠であると主張した。「自発的親性」を基礎に産めよ増やせよではなく、本人達の望む数の子供を産み育てる環境づくりを行ない、避妊と家族計画の教育と普及が国家の課題と指摘した。そして子供の出産が家族の過剰な負担にならないためにさまざまな援助措置が必要であると主張している。ここでいう「自発的親性」とは社会が、子供を持つか持たないかという選択と育児を親の自発性に任せることであり、そこでは親として子供を産み、育てる能力が問題とされた。

１９３５年５月に「人口問題委員会」が政府の諮問機関として設けられた。この委員会は前述の著作の執筆者の一人であり、経済学者であるG．ミュルダールを含む、統計学者、人種衛生学者、女性活動家、国会議員の９名によって構成されていた。「人口問題委員会」はさまざまな調査を３８年まで行ない、報告書を纏めている。１９３５年の公職における既婚女性に関する報告、母性保護、家族税制、計画貯金と結婚資金貸付、母性手当てと母性補助金、断種・不妊化、反避妊法の撤廃、性問題、中絶、栄養摂取、被服、既婚女性、地方における人口減少、人口問題の倫理的視点、保育、人口学的調査、最終報告と多方面に及ぶ調査報告を政府に答申し、多分に政府の人口政策に影響を与えた。

１８８０年代からスウェーデンでは産児制限運動が始められた。１９３０年代には妊娠を避ける意味として産児制限が解釈されていた。そのため、出生率が低下し、人口減少を招いた。そこで「人口問題委員会」は一家族あたりの子供の数を３～４人が人口を維持するためにも望ましいと考えていた。そのためには、正しい性教育による避妊方法と産児制限による家族計画が国民に行き渡らなければならないとした。正しい産児制限が自己と社会の福祉に責任を持つことであり、それは「自発的親性」の中核をなすものであった。

A．ミュルダールの人口に対する立場は生産活動を維持するだけの人口を確保するという「人口静止」の状態にまで人口を増加させることであった。むしろ彼女の関心は人口の量よりも「質」の向上にあった。スウェーデンは２０世紀に入ると急速に工業化が進み、就業別人口の割合も変化した。農業従事者が１８７０年には７２%、鉱工業の従事者の割合が１５%であったのに対して、１９３０年では前者が３９%後者が３６%と農林水産業に従事する人よりもその他の産業に従事する人の割合が増加した。したがって労働の質も肉体労働から軽作業へと移行した。A．ミュルダールは機械化が進んだ工業社会において生産過程に携わる者に必要とされるものは、細心の注意、すばやい理解力、技術的洞察力、管理力、想像力とし、技術の進歩が人間の質の向上を要求していると理解していた。そこで労働効率が要求される中、人間の生産性と人間行動の合理化に努力しなければならないと考えたのであった。

A．ミュルダールは「精神障害」者に関しては優生学的な立場をとっていた。彼女らは人口の「質」を悪化させる社会にとって「好ましからざる」存在として、彼らを不妊化・断種するのが望ましいと考えていた。アルバは、１９３４年に成立した「精神障害者」を対象とした強制断種法に不満を持っていた。彼女は断種法の適用範囲を「精神障害者」以外に抽象的なものではあるが極端な「障害」者と「価値のない人間」にまで拡大すべきだと認識していた。そのため任意断種の規定を法律に加え、「価値のない人間」の不妊化・断種

を合法化することが必要として３４年強制断種法の変更を主張した。A．ミュルダールは、施設に入所している「精神障害者」の生殖と遺伝についてはそれほど危険なものではないと考えていた。むしろ多くの「価値のない人間」の方が社会に悪影響を与えるものとみなしていた。A．ミュルダールにとって、「価値のない人間」とは子供を養育できない親、自身と子供と社会の福祉に責任を持てない者であった。つまり、「価値のない人間」とは「自発的親性」を持たない者と同義であった。この「価値のない人間」とは具体的には施設に収容されていない軽度の「精神障害者」や性的に「だらしのない人」を差していた。このような人々は無計画な出産をする者とみなされていた。A．ミュルダールは、社会にとって「好ましい」、言い換えれば「自発的親成」に適う親に社会福祉を施し、社会にとって「好ましくない」者には断種・不妊化し、子供を持たないことが最善であり、もっとも合理的であると考えていた。

「人口問題委員会」は不妊化・断種に関する小委員会において、３４年強制断種法の問題点を検討した。そこで問題とされたのは強制断種の対象となる遺伝病の適応範囲の拡大と任意断種の合法化が議論された。前者については優生学的な証明が不十分であるということで見送られた。後者の問題については強制断種の適用範囲外にいる「劣悪」な遺伝子を持つ人々と反道徳的な性行動をする人々に任意断種を認めることであった。またこれらの人々には、とくに産児制限教育を徹底化することで自身の立場を自覚させ、「自発的親性」を学び、社会に責任を持つことが重要であると結論した。

１９４１年「改正」断種法の特徴は不妊化・断種の適用範囲を社会的理由、優生学的理由、医学的理由、経済的理由として、いるところにある。優生学的理由には「精神病」、「精神薄弱」、悪性の病気、重度の身体欠陥があり子孫に遺伝する可能性のある者、社会的な理由には「精神病」「精神薄弱」その他精神活動に障害を受けたために、または反社会的な生活様式を営んでいるために子供の養育管理に不適当だと認められる者が該当した。不妊化・断種は原則として任意によるものであったが、精神活動に「異常」を来している者に対しては本人の同意なしで強制断種できる規定も残されていた。この規定は「精神障害者」にとって重要なものであった。例外として、本人の関係者が不妊化・断種に反対したときのみ措置が中止された。優生学的に「遺伝病」と証明できなくとも、社会的に子供を育てるのに人格的に逸脱していると判断された場合、不妊化・断種の際、優生学的な理由よりも社会的な理由が優先された。また１９３８年に中絶法が制定され、優生学上の理由による中絶をした者は同時に不妊化されることを定めていた。医学的、経済的理由を考慮して不妊化・断種申請が「通常」の精神状態にある本人にも認めた。そして手続きも医務衛生庁の許可なく、手術を担当する医師と王の指定する２名の医師の診断書によって手術が実施できるように簡略化された。

手術の実施数は１９４２年では１１６４人であり、以後年ごとに増加し、１９４９年には２３５１人となり、その後若干減少した。４１年から４８年の不妊化・断種総数の内、５５％が「精神薄弱」を理由にしている。このことから「精神薄弱者」の不妊化・断種の増加を４１年断種法が明らかに目的としていたことが分かるであろう。また同時に経済的な理由からの不妊化も増加傾向にあり、「人口問題委員会」が意図した人口管理政策が「成果」を示したものと言えるだろう。

Ⅵ．終りに

強制断種と「障害」者の歴史についてドイツとスウェーデンについて述べて来たが、人口政策の視点から歴史を再検討してみると両国に共通する点が多分にあったと思う。それは我々が生活する社会の問題とも共通している。生産性や合理性に最高の「価値」を認め、科学が全ての問題を解決するものとして信じていた近代合理主義社会の抱えている負の面である。私は、ナチスの犯した人道に対する罪を相対化するつもりは毛頭ない。ただ、１９３０年代のスウェーデンは

ナチスの下で最初に「安楽死」殺人が行なわれたハーダマルに思想的に近い位置にあったことは確かである。我々はスウェーデンの社会福祉の成立過程が優生学に基づく人口政策上の観点から社会にとって「好ましからぬ人々」を排除し、犠牲にした上に成立した排他的な「社会福祉」政策であったことを今一度確認しなければならない。民主主義社会は最大多数の最大幸福を目的としているが、スウェーデンの社会福祉政策も最大多数の最大幸福の追求にあったのではないだろうか？

当時の「障害」者の歴史を学ぶことはハーダマルに再び向かおうとしている現代社会に警鐘を鳴らすことでもある。

注

(1) ピーター・シンガー『実践の倫理』（山内・塚崎訳 昭和堂 1991年）

シンガーはドイツとスイスを訪問し、持論の重度「障害」児の「安楽死」について講演をしたところ、「障害」者団体からナチスの信奉者として猛烈な批判を受けて講演は中止となった。そのことについてはつぎの論文を参照されたい。

ピーター・シンガー「ドイツで沈黙させられたことについて」（市野川・加藤訳『みすず』374号、375号 1992年）

(2) デートレフ・ポイカート『ナチス・ドイツ ―ある近代の社会史』（木村・山本訳 三元社 1991年）290頁以降

(3) 米本昌平『遺伝管理社会』（弘文堂 1989年）115頁、吉益脩夫『優生学』（南江堂 1961年）。なおイギリスとアメリカ合衆国の優生学についてはダニエル J. ケヴルズ『優生学の名のもとに ―「人類改良」の悪夢の百年』（西俣訳 朝日新聞社 1993年）が詳しい。

(4) G. Bock, Zwangssterilisation im Nationalsozialisum: Studien zur Rassen politik und Frauenpolitik (Opladen, 1986), 27-55

(5) G. Richter, Blindheit und Eugen k (Freiburg 1986), 144-146

(6) 和井田恒則「1930年代スウェデン人口政策における断種法の位置付け ―断種・不妊化問題と『自発的申請』との関係について ―」千葉大学卒業論文 1993年

その他の参考文献

Ch. プロス／G. アリ『人間の価値 ―1918年から1945年までのドイツの医学 ―』（林訳 風行社 1993年）

レナート・ブライデンソール, アチナ・プロスマン, マリオン・カプラン『生物学が運命を決めたとき ―ワイマールとナチスドイツの女達』（近藤訳 社会評論者 1992年）

木畑和子「第三帝国と『安楽死問題 ―『安楽死』のいわゆる『中止』まで ―」『研究紀要』（東洋英和女学院短期大学 1988年）26号

同「第二次世界大戦下のドイツにおける『安楽死』問題」、『1939 ― ドイツ第三帝国と第二次世界大戦』（同文館 1989年）

同『歴史学研究』1992年12月号

戸塚辰永「ナチス遺伝病子孫予防法（強制断種法）について」、『千葉史学』（1993年）55 - 67

「障害者観」を問う

荒川哲郎（三重大学）

Ⅰ．はじめに

1．介助の体験から崩れてきている私の「障害者観」

「障害」者の介助を始めて、私の今までにつくりあげた「障害観」が崩れてきていることに気がつき始めている。そして、私自身の人間関係、特に、人とつきあう基本的考えも問い直している。

私は幸運にも、私的なつながりで、介助を始めた。きっかけは、偶然にも、特急電車の中で乗り合わせた「障害」者との出会いである。彼の介助を重ねながら、介助者と「障害」者の「介助」への視点のずれを感じている。まず、介助者は「自分の都合がつく時に介助に出かける」恣意性に基づき、介助にかかわるのだが、「障害」者は、「いのち」にかかわる「くらし」の必然性のなかに介助を位置づけざるを得ない状況もある。したがって、「障害」者の介助のもつ「重さ」が見えてくる程、介助をたのまれる時、相手の状況を想いめぐらせたり、断った後の「どうするのかなあ」という思いは残る。しかし、自分を考えの真ん中に据えて、欲も感情もさらけ出し、生身の人間の「私」として出発し、いろんな自分の姿と出会いながら、まわりの人とつながりを持とうとしている。

介助では、互いに身銭を切り、自由な時間を奪い合う関係、互いの「プライド」を揺さぶり合う関係、そして、時には「プライバシー」まではいり込む関係がある。互いの「ちがい」にも、きっちりと向かい合わさざるを得ない状況も生まれる。その「ちがい」を受けとめ切れないで悩むこともある。どうしても相手を自分流の考えや行動に引き込もうとする。そして、介助者と「障害」者の利害関係に基づく「せめぎ合い」が始まる。「せめぎ合う」と、いろいろ顔がみえてくる。時には、「俺と同じで、欲もずるさもあり、したたかに生きている。」と実感したり、「障害」者が、ぶざまな姿をみせた時、「今まで、どんな人間関係の中で生きてきたんや。」とつきはなしたりする。欲望、感情、思想、利害を表わす状況の渦の中に身をおくことで、「障害」者のくらしの「実像」が垣間見えてくる。

今までは、私は「障害」者とかかわることを「神聖化」していたようだ。そのため「障害」者を助けることは「このように、してあげなければならない」と、「障害」者の「虚像」に向い、力んでいた。自分を「善い人」と認めてもらいたいために、「障害」者とかかわりを持ち続けていた。

「障害」者だけでなく、人とのつき合いは「無理をしないで、自分の言いたい事もはっきりと伝えながら、つき合えば、長続きもするし、自分も相手も楽しめる。」と、だんだん自分なりに納得し始めると、肩の力が抜けてきて、楽になってきた。そこで「障害者だから」との理由だけで、つき合いに無理や我慢をしてきた自分を振り返りながら、考えてみたい。

2．私の「障害」者観を考える

「障害」をもつ学生より、卒業間近に、直接詰問された話について、考え、自分自身の「障害者観」を問いなおしていきたい。

彼の話を要約すると以下のようになる。

私が入学した時、私の事を助けてあげるようにと、まわりのクラスメートに話したそうではないですか。先生の話が、大きな壁になり、クラスの

中に自分の気持ちを打ちあけられる本当の友達がつくれなかった。「どうして、自分が、頼みもしない事を、まわりの人に話したのですか。」「自分を助ける友達しか、結局つくれなかった。」「私は皆と自分なりに、普通につきあっていきたい。」と思っている。

彼は、「障害」者の特例な枠にはまりたくない。互いのホンネを言い合い、時には、けんかをして、傷つき合える関係を求めていた。「あたたかい障害者への思いやり」は、彼と友達との間の大きな壁をつくりだしていた。

「障害」は、あくまでも、当事者のくらしのなかにあり、助けを求めるのは、本人がその状況で決めていくことが基本である。しかし、私が、「障害」は「くらしに、いろんな難しさをもたらす。」だから、「助けなければならない。」と彼の現実のくらしから離れたところで、一方的に思い込んでいた。

その私の考えは、彼には「ありがたくもないのに、ありがとうを言わせる」しんどいことだったと、まったく気づいていなかった。

このことがあり、彼と互いに、少しづつ、いろんな話ができる様になり、彼が「したたかに生きている」ことがわかり始めた。同じクラスの女の子に恋をして、ふられたが、また、新たな恋をしていること。「自分は、決して障害児教育のモルモット(実験材料)にはならないことを忘れない様にしている」こと等、彼の現実の生きかたを聞いていく。

今まで、彼に対して「まわりからは、親切にされているが、女の人と、まともに、恋などしているはずがない。」と思っていた自分が鮮明に見えてきた。彼は、ラブレターを必死で、何度も書き、堂々と自分の心情を伝え、相手の女性も、彼の告白で揺れた。彼の話に驚く自分自身に、「『障害』があっても、自分から『健全』な女の子に恋を打ちあけられるのか。」と、「障害」者と「性」の問題を切り離していること、そして彼自身を「健全」な相手の人より、「値うちのない」人と、とらえていることに気づかされる。これらの彼のくらしの現実をみないで、つくりあげている「差別」をひとつひとつ、引っ張り出し、常識化している「障害者観」を崩していくこと。つまり、「障害」を一方的に「不幸」であると思ったり、「障害」者を「健全」者と分けて、価値を比較する自分を意識すること。そして、互いに踏み込んだつきあいを通して、間にある見えない「壁」である「障害者観」を意識しながら、生きていくことが大切に感じられている。

3.「あたたかく包み込む」障害者観を考える

ある「障害」者との出会いの中で、次の様な話を聞いた。

自分達の存在を否定されるような法案がつくられそうになったので、役所の前に、座りこんだ。そして、いろいろなアピールを繰り返したり、役所の人との交渉を求めた。しかし、役所の人達は、自分達には、会ってくれないで、そのかわり、警察の機動隊を呼んだ。

機動隊の人は、「障害」者を傷つけると、マスコミが騒いで、大変なことになる。」との上司の命令なのか知らないが、ぶ厚い毛布をたくさん用意して、車いすの「障害」者を、その毛布で、包みこむ様にして、2人でかかえて排除していった。

このような「障害」者だから、「やさしく、ていねいに」と表面上は対応しているのだが、「なぜ、作られつつある法案が『障害』者にとり、存在を拒否されることになるのか。」「『障害』者は、どのように、精神的に傷ついているのか。」を一切聞こうとしない。それどころか、表面的には、「やさしく包みこむような」あつかいで、排除された「障害」者は、新たな「差別」が見え、憤りを大きくした。ここでも「障害」者は「やさしく、かわいがられる」という形の「差別」が明らかにされ、あたりまえの人間として、みられていないのである。

自分の利害関係のないところでは、「やさしい」対

応は抵抗なくできることが多い。特に「ボランティア」ということで割り切り、「今日、一日は、日頃の仕事の悩みを忘れて割り切って、気分転換にでも」という場合など、一日中、やさしい人でいられる。

しかし、この考えの中には、「今、やっていることは、自分の日常のくらしとは関係がない。しんどくなってきたら、切っていける。」と、いつでも「障害」者を排除していこうとの思いもみえてくる。その思いが、隔離した施設や学校を創りだしていると思う。つまり、「障害」者をいつでも、自分のくらしから排除していく思想を含み込んでいる。

この排除する思想に基づいて、「障害」者への「介助」を続けるならば、「障害」者は表面的な「やさしさ」ではなく、本質に潜む「冷たさ」を感じ、関係は崩れていくだろう。なぜならば、「相手のいやなことに目をつぶる」ことや「自分の言いたいこを、かわいそうだから黙る」のでは、自分の利益をともなう本音から生まれる言葉を交わせないからである。

やはり、「やさしさ」や「あたたかさ」に包み込むより、本気になり、自分の気持ちをわかってもらおうと、トコトンせめぎ合う。そして互いに「本気で、こいつとつき合わないとえらいめに遭うかもしれない。」との緊張感がうまれたり、どんなにおもしろいことが生まれたりするだろうと期待感をもつ関係が深まりをもつ。

Ⅱ．学校教育でつくられる「障害者観」を問う
―森本おりえさんの交流教育に基づいて―

1．なぜ、おりえさんは地域の学校へ転校したいのか

津市に住む、森本おりえさんは盲学校へ入学したが、おりえさんの学年は、1人で、毎日、先生と1対1の授業が続く。両親は、「盲学校入学後、手から砂がこぼれるように、明るさを失い、おしゃべりだったおりえはだんだん話すことも少なくなっていった。そして、時には壁へ頭をガンガンぶつける自傷行為もみられてきて、危機感を持った。」と語る。地域の学校へ友達を求めて、見学を繰り返し、転校願いを申し出た。しかし、盲学校は、「盲人は、盲学校の教育を受けて、立派な盲人になれる」と主張、県の教育委員会は、「盲者等でなくなった」との根拠がないとして、転校できないと拒否した。しかし、3か月のおりえさんの盲学校への不登校の末、盲学校担任の付き添いを条件に週2日の交流教育が1990年6月より始められた。

2．あたりまえのことが奪われている

交流教育が開始された頃のおりえさんの作文には、「みんなが、かわりばんこに本を読む。」「みんなで答え合わせをする。」「みんなで、わからないところを教え合う。」など、盲学校では出来ないことがたくさんあることに気がつき、たいへんショックを受けている。

周りの同級生が少しづつ大人びた話に興味を持ち、その会話に「へエー、あの子達、今そんなに夢中なのか。」と戸惑っている。

また、「音楽室へ行く時は、肩をかしたり」「掃除の時も、本棚のところへ連れていき、本のせいとんを助けたり」で、子どもたちのつながりもでき始めた。

放課後も、おりえさんの家へ、クラスの友達が遊びに来て、一緒にピアノを弾いたり、オセロゲームの勝負を楽しんだり、地域の子どもの溜まり場になっているそろばん塾で、勉強するとの口実で菓子の分け合いっこしたり。

おりえさんの母親は、「2日間しか、行けなくても、仲間づくりや連帯感も、行けないことに比べると理屈なく生まれ、作り上げている。」と感じている。また、「交流が始まって、この少しの間に、おりえのおりこうさん的な部分がとれて、どこにでもいる4年生に変わろうとしている。」と今までの盲学校の「おりこうさん的な子を作りたがる」教育を批判しながらも、「おりえさんを介在させるなかで、本当の子どもの姿が見えてくる。」と、これまで「あたりまえの子どものくらし」を奪われていたことに、気づき始めた。

3．「障害」児へも「思いやり」を問いなおす

地域の学校では、おりえさんとの一年間の交流教育を総括し、研究紀要にまとめているので、一部を引用する。

「昨年、社会性を育てるという目的で始まった交流教育は、多くの子どもたちと接触の乏しかった盲学校児童にとって、より広い世界への第一歩になったように思う。全盲である故、大きなハンディーを背負ってはいるが、なるべく特別扱いせずに接してきたつもりある。実際、子どもたちの中へ入れば、他の子どもと何ら変わることのない子どもである。また、クラスの子どもたちにとっても、全盲の子どもとこれほど身近に接する機会は、おそらく初めての事であろう。そして、子どもたちが成長する過程を考えると、この全盲児童と関わる事の体験は、大変意義深い事のように思われる。なぜなら、障害児と関わる事で弱い立場にいる人への思いやりや、差別を許さない心情が大きく育ってくれる、またとない機会になると考えるからである。」(1)

「人への思いやり」は、倫理観に基づく重要な教育のテーマとして位置づけしようと、試みられている。

しかし、おりえさんは、学校で友達と、歌謡曲、テレビのコマーシャル、おいしい料理、友だちの事、はやりのギャグなどを話し、笑い、それを楽しみに通う。決して、おとなが考えた「思いやり」のなかで、友達とくらしたくはない。できれば、型にはまったつきあいではなく、いろんなつきあいをしたい。しかし、「先生や友達には、嫌われたくないしね。やっぱり、感謝せんとあかん。」と語る。

「思いやり」が「障害」をもつ人へ向う場合、「かわいそうだから、できないから手厚い教育をすることが大切なのだ。」また「手厚く教育することが発達を促すことになる。」と、まわりの人が一方的に助けることを、「思い込み」「思いやり」からふやしていく。「障害」者は「思いやり」には感謝しなければならない。そして社会慣習で「ありがとう」を繰り返していく。時には、「してあげる」ことが「障害」者に「押しつけがましく」感じ取られることがあっても、「いらない」と言えなくて黙り込み、「ありがとう」と表面的な感謝をしてしまう。また「本当は、あなたが自分でやることなのよ。」との表現が含まれている「思いやり」には、「皆に迷惑をかけている」と思い、どうしても「すみません」と「ありがとう」を代わりに言ってしまう。そして、自分をいつも皆に迷惑をかけている、つまらない人間としてとらえる。「思いやる」「思いやられる」関係の枠組にはめこまれていく「障害」者は、皆に迷惑をかけているからと、黙り込み、あきらめたりする。そして、嫌われたくないからと「思いやり」に素直に感謝する。こうして「おとなしい、かわいがられる」「障害」者へと自己規制していく。

「障害」は「不幸」ではなく、当事者みずからが、くらしの中での「不便さ」として、とらえていく。しかも、当事者が不便さの状況のなかで助けてもらいたいことを決めていくことが原則であると思う。

身体障害をもち、生活の中で、移動、食事、トイレなどの介助が必要な人が、とても快適と感じた介助者の話をしてくれた。彼は「僕が、『これをしてくれ。』と言うまで、黙って待ってくれ、助けてもらいたい事をきちんとする介助者が快適だった。」と語る。

私も、介助の時、自分で「この選択が良いのだ。」と決めつけてしまい、実行してしまうことがある。特に、時間に追われている時は、待てないで判断してしまう。要求するまでの「間」を保ちきれないで、「思い込み」「思いやり」を押しつける。「なぜ、待てないのか。」を自分自身に問いなおしてみると、「当事者の気持ち」を読みとれていない私自身のコミュニケーション障害、つまり、「介助は、当事者からの発信から始まる」という原則がわかっていないことがはっきりしてきた。

そして「弱い立場の人への思いやり」を「善いこと」と自分で価値づけすることも、自分勝手な介助をする傲慢さをうみだす原因の一つと考えている。

4．なぜ、おりえさんや家族は交流教育ではなく、転校にこだわるのか

(イ) 学校の籍にこだわる

母親は、「交流教育を続けている地域の学校からのPTAの会合の案内状や地区懇談会の誘いもない。」「クラス担任の先生が近所まで家庭訪問に来ても、うちには寄らないで通り過ぎていく。」と話す。おりえさんも家族も地域社会の集まりから取り残されていく。3年間の交流教育を続けても、「学校に籍がある子どもは学校が責任をとらなければならないが、他の学校の子どもは、私達の考えることではない。」との理由で、無視されたり、忘れられたりする。さびしい孤立感に悩まされ、憤りとむなしさをまじえ、「今までの交流教育のつながりは一体、何であったのか。地域の子ども達から分けられないためにも、交流教育ではなく、学校の籍にこだわり、あくまでも転校しかない。」と、言い切る。

(ロ) 交流教育はおりえさんには「しんどい」

一週のうち3日間の交流教育では、国語、算数、音楽などの教科の学習をしているが、残りの3日間は、盲学校で勉強しなければならない。地域の学校で断続して学習することは、学習が途切れるため、学習内容がわからなくなる。クラスの子と連絡をとり、次の授業の準備や宿題をあわててしなくてはならない。また、次の授業に参加できないため、おりえさんだけが、地域の学習での宿題の答え合わせを盲学校でしなければならない。この様に、分断された2つの場所での学習をつなげることに悩んでいる。

(ハ) 学校のくらしの中でつながり合いたい

現在、おりえさんは、地域の学校と盲学校へ、週3回ずつ、通い続けている。6年生になり、友達がはいっている委員会やクラブにはいりたい。しかし、委員会の話し合いは、「運悪く金曜日」であったり、「この日に、しごとをしてほしい。」と言われた日が、交流日以外の日であると、「責任が取れない」ため、委員会へはいれない。クラブ活動も、「音楽クラブか園芸クラブにはいりたい。自分に話しかけてくれるAさんがいる園芸クラブもいいなあ。」と希望を持っているが、「今のところ、はいっていない。」と言う。

放課後、歌、テレビの宣伝、食べ物のつくりかたの話などをしながら、ワイワイと友達と一緒に帰ったりすることが、地域の学校へ行く一つの楽しみになっているおりえさん。「委員会やクラブで、皆と一緒に、しごとをしながら、自分を試したい」と願う。

5.「自主登校」で見えてきた「障害者観」

2年間の交流教育を踏まえて、「やはり、友達がたくさんいる地域の学校へ転校したい。」と、おりえさんの両親は、盲学校、地域の学校、市と県の教育委員会と話し合いを重ねた。しかし、盲学校、教育委員会は「盲学校で、まだまだ勉強し、いろいろな力をつけないと難しい。」と抽象的な意見を押しつけてくるだけで、話し合いにならない。1992年9月1日より、おりえさんと両親は、地域の学校へ「自主登校」を始めた。

地域の学校の校長は、「自主登校は困ります。」と転校に対して拒否を表明する。盲学校、教育委員会は、おりえさんの「視覚障害」に焦点をあて、「障害」への対応ができる盲学校での教育を受ける必要性を繰り返した。

さらに、「おりえさんが来ると、僕等、勉強が遅れると子ども達が言っていますよ。」と、「障害」児が普通学級で一緒に勉強すると、教科の学習ペースが遅れる、それは、他の子ども達の迷惑になる、と強調した。そして、「視覚障害児は盲学校で教育を受け、立派な盲人になることが大切である。」との従来の盲教育の考え方が地域の学校、地域社会へ広がる。

今までの「思いやりを育てる」「差別を許さない心情を大きく育てる」交流教育は、■おりえさんをひとりの子どもとしての視点からではなく、分けて教育することが「必要」な「障害」児としての視点から進められてきたこと、■「勉強ができる子はさらにできるように、勉強ができない子は別の場所でその子なりの教育をする」、いわゆる「教育の場の分離」の考えに立

ち、進められていること、■おりえさんが転校してくることはクラス担任の先生や学校の「負担」として、とらえられていること、を深層に含み込んでいたことが見えてきた。

この様な、おりえさんの存在を、「障害」児として一般化し、「お荷物」として排除する「おとな」の論理の一方では、こども達は、「森本、逆あがりは腕をもう少し引いてするとええで。」とか、「この図形は、こう見るとわかるんちゃう。」と、勉強を遅らせる負担としてとらえたりしていない。「お前一人で歩いて大丈夫か。僕ついていったるわ。」と、「助け合わなければならない」義務感であったりのでもない。おもしろいことが起こるのを楽しんだり、無理なところは「みんなで、カバーしていこうよ」との雰囲気がある(2)。

「学校へ行かなければ、一緒に、くらしていけないし、遊ぶ機会もない。一緒の学校でなくちゃ、わかってくれへん。」そして「「たとえ、学校が管理教育で、まともさがなくて、いわゆる『シャバ』でなくなっても、それなりの子ども達のつながりもある。」とおりえさんと家族は自主登校を続けた。

6．交流教育の前提を考える

まず、交流教育の前提には、「障害」者として、教育の場を分離された学校教育の体制があり、それを支える「障害者観」がある。

おりえさんも、「教育場、特別な取り扱いを要する児童」として、観察、検査された資料に基づき、「専門家」により構成された就学指導委員会で審議され、教育委員会より、盲学校へ就学指導された。「就学相談」として、子どもの相談を受けつけることから始まるとされているが、観察、検査資料、審議内容は、当事者の代理人である親にも一切公開しないし、審議から就学措置に至る経過での当事者および代理人の意見表明の権利すら保障されていない。つまり、本人の意志とは関係なく、「権威」のある就学指導委員会「教育上、特別な取り扱いを要する児童」すなわち「障害」児として、社会的にラベルを貼ることになる。「障害」とは、まわりの人が勝手に、ラベリングするものではなく、基本的には、本人が実際の学校の「くらし」のなかで「不便さ」としてとらえていくと思われるが、このラベリングにより「特殊教育」に分けられていく。そして以後「障害」がなくならない限り、「特別な取り扱い」が続けられていく。

現在の「分離教育」は、慎英弘が指摘している様に(3)、明治以来の「障害」者は「分けて教育すべし」との思想を引き継ぎ、「障害」者を「生産活動にたずさわることができない人」とする基本的「障害者観」のうえに立ち、「国や社会への貢献ができない人」つまり、社会の「お荷物」として歴史の流れのなかで、価値づけられている。

教育の場を分離し、そこで教育を受ける子ども達を、「障害」児教育の歴史の脈絡から「劣等」「落第」「特殊」として位置づけてきた。北村小夜(4)が述べている様に、「子どもたちは、分けられたがっていない。特殊学級に来ている子ども達はほんとうは来たくなかったのだ。」と子ども達自身が、分離された特殊学級と自分自身の存在のあり様を指弾し、差別している状況がある。

たとえば、普通学級に在籍し続けることは「能力として無理である。」とされて、特殊学級にかわった子が、以前の友達と話をしなくなった。友達が帰り道に「どうして、学校ではしゃべってくれへんの。」と聞くと、彼女は、とまどった表情をしていたが、ちょっと考えて、「私と話をすると、教室の皆から嫌われるよ。」と答えた(5)。

この話の深層には、「私は勉強ができなくて迷惑をかけている。そのため、皆から嫌われている」から「私と一緒に仲良くすると、あなたも嫌われるよ。」と自分の存在価値に対する否定的評価、つまり、「皆と同じ価値をもつ人間でありたい」と願う基本的な人間観を「特殊学級」へ分けられたことにより、否定させられている。

7．いじめがあっても地域の学校へ行きたい

自主登校が終わり、一か月くらいして、交流教育をしているクラスで「いじめ」が始まる。クラスの子ども達から「おまえなんか、学校へくるな。教育長の許可がないのに、なんでくるんだ。」「目の見えん奴がどうして僕等とくらせるんや。」といわれたり、6年生の修学旅行へおりえさんが来ることへの反対署名が、クラスの子ども達の間でおこる。むこうずねをけられ、はれあがったことで、「いじめ」に両親が気づき、おりえさんより話を聞きだした。担任の先生と話し合いを重ねる。「なぜ、おりえが地域の学校へ転校したいのか。」を、おりえさん自身の言葉でクラスの友達へ説明する機会をつくるように、先生へお願いする。

先生の「おりえさんが、もっと差別された気持ちをだしてくれればいいのに。」との話に、おりえさんは「どうしても、皆に気をつかい、本音を言うと悪いと思ってしまう。皆に手助けしてもらっているし、遠慮する。」と気持ちをうまく表現できない理由を話す。そして「盲学校は楽で、いいかもしれないけど、やっぱり、私は皆の声や話がとびかうところへ、いじめがあっても行きたい。」と地域の学校へ通い続けている。

「おとなしくて、皆に感謝する」おりえさんには、地域の人達の「あたたかい思いやり」がうまれた。しかし、「自主登校」をしたり、はっきりと「自己主張」をするおりえさんや家族には、「生意気で、いばっている」「助けてもらうことをあたりまえと考えている」との地域の人の声が聞こえてくる。

おりえさんは「私がたのまないことまで、感謝しなければならないのはしんどい。だから、一人で、したいけど、まわりの人が止めてくれる。」と話す。「いつも、ありがとうと言ってくれるから、気持ちよく、つき合える。」とまわりに脅迫される。土足で、遠慮なく、はいり込む「思いやり」の裏には「してあげているのに。」との「恩着せ」が見える。

8．交流教育によりつくりだされる「障害」児

養護学校の卒業生のA子さんは、「私達を目の澄んだ、きれいな『障害』者にさせていく教育がある。私達は、決して『心の美しい障害者』ではなく、欲もあり、汚らしいこともする、ふつうの人間なんだ。」と、学校教育でつくりあげられる「障害」者観を批判する。さらに続けて、「まわりの女の人を好きになっても、彼女は自分を男として、みてくれない。そして、いつまでも『障害』者として扱う。」と経験を語る。介助にも「子どもの様な純粋さ」を「障害」者に求めてくるため、自分の素直な気持ちを出せない時もある。しかし、「障害」者の虚像の世界から抜け出すために、自分の生き様をさらけ出し、いきていこうとしている。

学校の中でも、「分けられた」特殊学級や養護学校の子ども達が「やはり、自分達は特別なんや。」との思いを背負い、孤立したくらしを続けて、さびしさに悩んでいる。

しかし、子ども達の本音がかき消され、教師の企画した交流教育が「推進」されていく。「障害児の正しい認識。障害の理解。手を取り合う態度、心構えの育成」を健常児の目標として、「生活体験を拡げ、調和のとれた人間形成と社会生活への適応能力の育成」を障害児の目標として、計画が作られる。交流教育の目的が障害の理解、障害児の「正しい」認識のため、あくまでも、障害児として、交流教育に登場してもらわなくては、企画したシナリオどおりに進まない。

「障害」児を「ふつうの子どもに決してさせない」前提がつくられている。そして、交流教育は、「障害」児に対する「思いやり」の場となったり、一生懸命生きていることに驚かされたり、感心させられたりする機会になる。「いろんな友達とふつうにつき合ってみたい。」との子ども達の意志とは違うところで、教師達が、子どもを「障害」児につくりあげ、「演出」しているように、私には思える。

9．最後に

おりえさんの母親は、約4年間のおりえさんの交流教育を、「お客さん扱い」を続ける「特殊なつき合い」と振り返る。「今まで見落としがちだった他人のよさ

に気がつくようになった。」とか、「思いやりの心が育ってきた。」と交流教育の成果が語られる。しかし、「『障害』児にさせられ、言いたいけど、我慢しているおりえの気持ちなど、わかっていない。だから『修学旅行へは、こないほうがいい』とか、『卒業式は盲学校へ行って下さい。』と、本人に話もしないで、一方的に決めてくる。」と話す。

この話を聞き、私自身も、相手の事を「善意の思いやり」で、黙らせ、自己主張できない「背景」が見えてこない教師の位置に立っていることに気づく。そして、歴史の流れのなかで、つくりあげられてきた「障害者観」を、自分自身で、常識化し、日常のくらしに根づかせていることがわかる。それが、自分の生き様にあらわれ、自分自身だけでなく、他人も呪縛していく。そして、意識しない「差別」で人を傷つける。このように、意識化されていない差別の思想が「常に一方通行で不毛な非生産的なコミュニケーション」をうみだす(6)。

互いに、かみあうことばを探り、共有し合う関係をつくりだすためには、くらしを重ね合いながら「どこまで、せめぎ合い、揺さぶり合いながら、自己の『障害者観』を崩せるのか。」を問い続けていくことと考えている。

引用文献

(1) 北立誠小学校研究紀要、『思いやりとたくましさのある子供を育てよう』、1991
(2) 森本たつ子、「おりえの今『地球で生きる』」、全国障害者解放運動連絡会議第18回大会基調レポート集、83－87、1993
(3) 慎英弘、「視覚障害児統合教育」、『定住外国人障害者がみた日本社会』、173－208、明石書店、1993
(4) 北村小夜、「ふり分けをこばむ子ども達」、『一緒がいいならなぜ分けた』、9－25、現代書館、1987
(5) 荒川哲郎、「『障害』者差別をもたらす教育の「場」の分離」、三重大学教育実践センター紀要第12号、1992
(6) 内海愛子他、「朝鮮人差別と表現」、『朝鮮人差別とことば』、1－50、明石書店、1986

参考文献

(1) 日本臨床心理学会、「裁判における能力差別と専門家の役割」、『裁判と心理学』、現代書館、1990
(2) 文部省、「交流教育の概要」、『心身障害児の理解と教育』、1985
(3) 野口良子、『いじめと反差別の教育』、明石書店、1986
(4) 山下恒男、『差別の心的世界』、現代書館、1984

「人間と農」
その2　なぜ農が必要か

明峯哲夫（農業生物学研究室）

食べ物は風土の産物

はるばる海を渡ってきた米が、僕たちの街の店先に並ぶようになりました。

アメリカのカリフォルニア米は日本列島で栽培されている米と同じジャポニカ種ですが、タイ産の米はインディカ種で、この米は日本人にはあまりなじみがありません。実は僕はこの米については、ある嬉しい体験を持っています。

僕は何年か前、タイに出掛けました。タイといっても僕が訪ねたのは、北部国境地帯の少数民族の村々で、この地域で古くから行われている焼畑農耕を勉強するためでした。山中の急峻な畑で最も大規模に栽培されているのは、主食用のコメです。コメといってももちろん陸稲で、粒の細長いインディカ種。

僕はある家で、食事をごちそうになることになりました。

遠来の客人をもてなすため、庭先で遊び回っていた鶏が一羽、哀れ命を落としました。この鶏は、付近のジャングルに生息している野鶏をそのまま飼い慣らしたようなもので、体は小さいけれど引き締まって食べればいかにもうまそうです。この家の主が自ら羽根をむしり、大きなナタのようなもので骨ごとぶつ切りにして、水と一緒に大鍋で煮込みます。水は、子供たちが朝早く沢まで下って運んできたものです。

山中に自生するレモングラス（ススキに似たハーブ）、ショウガ、ウコン、それに畑で作ったトウガラシ、ニンニク、タマネギなどを塩（これは山を下り町で買ったもの）と一緒に手製のすり鉢で潰し、煮立つ大鍋にぶち込みます。

こうしてできあがったスープを、炊きたてのご飯にかけて食べるのです。彼らは器用に手づかみで食べますが、そうすることに慣れない僕にはとっとおきのスプーンを用意してくれました。インディカ米は炊くとパサパサして粘り気がなく、独特の臭みがあります。でもこの歯ごたえと臭みに、激辛のカレー風スープが実によくマッチするのです。

ホカホカのご飯を食べたい人からは、このタイ米は不評を買うことになるでしょう。戦後まもなく飢えた日本人がやむなく食べた“外米”は、このタイ産のインディカ米でした。けれどもこの“外米”も、僕の舌に今なお強烈な印象を残しているタイ風のカレーなどとして食べれば、実においしいのです（ピラフとして食べてもうまい）。

我が家の米びつには昨年収穫された米がまだあるので、外米を買って食べることは今のところはなさそうです。でもどうしても外国の米を買わなければならなくなったら、タイ米を手に入れて、激辛カレーを楽しもうと考えています。ここしばらくタイに行けないウサを、少しは晴らさなければなりません。

ところで僕がごちそうになった焼畑民の陸稲はほとんど自給用ですから、これが日本に輸出されることはありません。日本に入ってくるタイの米は、平野部で栽培された水稲です。この国の水田の多くは潅がい水路が未整備で、雨水を溜めるか氾濫した河川の水を利用するかの、かなり粗放的なものです。だから価格も日本のに比べ、かなり安いのですね。米は地域毎に様々な種類があり、栽培や料理の方法も多様です。米はそれぞれの風土の産物、つまり文化的存在です。なじみのない米を前にしてただ拒んだり、途方にくれるのではなく、これを機会にいろいろな米を知り、味わう好奇心をせめて持ちたいものです。

政府が下した米の自給放棄について、様々な批判があります(注)。稲作は日本列島の環境保全に絶大な効果を及ぼしていること。あるいは稲作によってこれまで様々な風習・習慣・儀礼が形成され、また人々の自然観が培かわれてきたこと。だから稲作が崩壊すれば、稲作によって築かれた日本列島の基層的な文化が崩壊すること。

これらの批判は“米”そのものというより、“米作り”を問題にしています。けれども政府はあくまでも“米”しか問題にしていません。米が風土の産物、文化的存在であることを一切無視し、日本列島で米を作らなくても、外国から輸入すれば飢えることはないと、宣伝するばかりです。この浅薄な即物主義が、批判する人々を大いにいらだたせているに違いありません。けれども考えてみれば、この即物主義は政府の専売特許ではなく、この国の、特に都市部に暮らす人々の正直な気持ちを代弁しているとは言えないでしょうか。とにかく飢えなければいい、うまい米さえ食えればいい、と僕たちはつい考えがちなのですから。

日本列島の歴史と現実の中で稲作が果たしている役割については、大いに議論しなければなりません。ここではそれに触れないことにしますが、僕が今強調したいのは、食べ物を問題にする場合、食べ物そのものだけではなく、その食べ物が作られる過程について充分に考えなければならないということです。食べ物を作るには「土」を耕さなければなりません。「土」を耕せば、人は自然とうまく付き合う方法を見付けることができるかもしれません。そして人は「土」を耕しながら、自然に対する感じ方を徐々に心に刻みこんでいきます。人はこのとき「心」を耕しているのです。そしてさらに人は「土」を耕しながら、それにふさわしい身体の動きを少しづつ完成させていきます。人はこのとき「体」を耕しているのです。

自分の力で食べ物を得ようとすれば、このように人は「土」や「心」や「体」を耕す機会に恵まれます。けれども米の自給までも放棄しようとする僕たちのように、食べ物を与えられるばかりの人間は、「土」も「心」も「体」も耕す機会を永久に失ってしまうかもしれないのです。僕が食べ物について（より厳密に言えば、食べ物をどのように得ているかについて）、重大な関心を持たざるを得ない理由はここにあります。

人間は食べることを通じて人間になった

動物学の教えるところによると、ほ乳類の祖先はは虫類から進化したといわれています。けれども進化したての最古のほ乳類は、かなり情けない動物だったようです。

体の大きさは１０ｃｍ足らずで、夜行性でした。なぜ夜行性だったかというと、当時は恐りゅう全盛時代でしたから、昼間は怖くてとても外に出られなかったからです。彼らが寝静まった夜更け、こっそり出てきて食べ物を探していたのです。夜活動するから目はほとんど役に立たず、臭覚と触覚に頼る生活だったようです。ところでこの我らがご先祖さまは何を食べていたかというと、昆虫でした。

今から６千数百万年前。突如恐りゅうが死に絶えます。絶滅の原因については色々な説があるようですが、現在最も有力なものは巨大ないん石が地球に衝突したという説。衝突による衝撃で土（？）ぼこりが大気圏高く舞い上がり、何年も太陽の光が遮断され、お陰で地上はとても寒くなった。そこで変温動物である（と考えられている）恐りゅうはあえなく死に絶えたというのです。ところがこれまで全くさえない存在だった我がほ乳類の先祖は、ここで思わぬ実力を発揮します。我らが先祖はこのとき、気温が低くなると体内のヒーターを自動的に点火し体温を一定に保つ、最新の仕組みを既に身につけていたので、めでたくもこの危機をサバイバルできたのです。恐りゅうのいなくなった空っぽの地球は、いよいよほ乳類の天下になりました。小さな夜行性の食虫動物から、多種多彩な新型動物が枝分かれしていきました。ご先祖さまの伝統を引き継いで、地上での生活を続ける動物が多かったのですが、中にはコウモリのように空中を飛ぶもの、モグラのように地中に潜るもの、そしてクジラのように何ともう一度水中に戻っていくものなど、広々とし

た地球の至るところに生活圏を広げていったのです。ところで僕たち人間の直接的な先祖になった霊長類はこのとき森の中、つまり樹の上の生活を選び取りました。

こうしてほ乳類の歴史を簡単にひもといてみましたが、人間という動物がどのようなものをどのようにして食べてきたかを歴史的におさらいしたいからです。もう少し教科書を読み進めてみましょう。

霊長類たちが森の中に暮らし始めたのは、そこには大好きな昆虫がたくさんいるからでした。けれどもそこにはまたたくさんの木の実も実っていました。彼らはその中からイチジクのような柔らかなベリーを選び、主食の一部に付け加えました。果実食の獲得です。いうまでもなく森の中にはたくさんの樹木の葉が生い茂っています。植物の葉は果実に比べタンパク質などの栄養価が高いので、ぜひ食事のメニューに入れたいところです。けれどもそれにはいくつかの難題をクリアーしなければなりませんでした。というのは、まず葉には毒成分が多い。そこで猿たちは特定の植物だけを食べるのではなく、色々な植物を少しづつ食べることでこの問題を解決しました。

もう一つは消化の問題です。葉の主成分はセルロースですが、これは残念ながら猿の消化管から分泌される消化酵素だけでは消化できません。そこで彼らは消化管の一部に（ちょうどウシやシカのような草食動物のように）セルロースを分解できる微生物を棲まわせたのです。腸内微生物との共生です。

こうしてうまうまと草食を完成させた猿たちにとって、森は無尽蔵の食糧庫としていよいよかけがいのない空間となりました。そしてこの森の中で食物を求めて絶えず木によじ登り、ぶら下がる暮らしが、やがて直立二足歩行を生み出す身体作りの基礎訓練になっていったに違いありません。

さてあるとき、そんな魅力溢れる森を後にした一群の猿たちがいました。これらの霊長類が周辺に広がる草原（サバンナ）に脱出した理由については、今のところ教科書には明確な説明はないようです。けれどもこの“勇気ある”一群の猿たちがいなければ、ついぞ人間はこの世に登場しなかったであろうことは間違いありません。あくまでも森にこだわりそこから離れなかった他の多くの猿たちは、それから何百万年以上たった今もなお、チンパンジーやゴリラやオランウータンなどとしてしっかり“お猿さん”にとどまっているのですから。

森から歩き出てきた（多分まだ四つ足歩行だったでしょうが）猿たちは、そこで何を食べることになったのでしょう。

植物の宝庫である森から離れた彼らは、まず草原で暮らす動物を食べようとしたに違いありません。肉食の始まりです。現在森林で暮らすチンパンジーは狩りをし、肉を食べるというのですから、サバンナに出てきた猿たちはそれ以前既に森の中で狩猟と肉食を経験していたかもしれないと、霊長類学者たちは考えています。

人間の直接の先祖になった猿たちは、狩りを専門とするライオンやチーターのように俊敏な脚力や鋭利なキバは持ち合わせていません。だから最初のうちは他の動物が殺して隠しておいた肉をこっそりと盗み食べたのではないか、などと想像されています。ここでも僕たちのご先祖さまはあまりカッコ良くありません。けれどもやがて彼らは二足歩行を編み出し、その結果解放された手を使って武器を作りあげ、ハンターとしていささか情けない身体的ハンディキャップを補っていくことになるのです。

ところでサバンナに出て、彼らが目にした植物はどんなものだったのでしょう。現在のアフリカのサバンナの景観からそれを想像してみると、まず目立ったのはイネ科、マメ科の植物だったでしょう。これらの植物はいずれも堅い実をつけます。これらの実は森の猿たちには歯がたちません。けれどもサバンナに転居した僕たちの先祖は、食べることができたかもしれません。一方サバンナには地下茎が肥大する植物もたくさん自生しています。それらを見附け、何等かの方法で掘り取り食べた可能性も考えられます。

現在発見されている最古の直立歩行する猿（つまりヒト）の化石は、東アフリカのエチオピアとタンザニ

アから出土したラファール猿人（アウストラロピテクス・アファレンシス）のものです。この化石猿人はおよそ４００から３００万年前に生きていたと考えられていますが、この猿人の化石の調査から大変興味深い事実が明らかにされました。それは歯の形態から、彼らはベリーなどの柔らかな食べ物だけではなく、堅い食物を食べていたに違いないというのです。多分この堅い食物とは、サバンナの自然が生み出すイネ科やマメ科の実や植物の地下茎などではなかったでしょうか。

この推測がもし当たっているとすれば、すこぶる興味深い事実が明らかになります。人間の祖先が森からサバンナに出て、そのとき見た動物や植物がやがて彼らの主要な食物となったのですが、さらにそれらの動植物がそれから何百万年後に人間が発明することになる農耕文化の重要な素材になったということです。つまり狩りの対象になった動物（多分シカの仲間のような反すう動物だったでしょうが）はやがてウシやヤギなどの家畜に改良され、一方イネ科の草は穀物を、マメ科の植物はマメを、そして地下茎を肥大させる植物はイモを、それぞれ作る作物として改良されることになったのです。肉食・穀物食・マメ食・イモ食という現在の人間の基本的な食のスタイルは、今から何百万年以上も前、森からサバンナへ出てきた勇気ある猿たちが最初に目にした原風景が準備したといえそうです。さてこれらの勇気あるお猿さんたちが、なぜ、どういういきさつで直立して歩く猿、つまりヒトになったのでしょうか。このことについて現在の人類学にはいくつかの仮説があるようです。その代表的なものが「狩猟仮説」と「採集仮説」です。さらに教科書を読み進めましょう。

狩猟仮説によると、僕たちの先祖は、草食動物を狩るための狩猟具と、肉食動物から我が身を守るための武器とを発明し、それを常に携帯することになった。手で持たなければならなくなったのは、それだけではなかった。射止めた動物の肉を、我が家まで運ぶ必要があったからです。つまりこの仮説によれば、狩猟具や武器の携帯と肉の運搬によって手が占拠された結果、直立歩行が促されたというのです。

一方採集仮説は、サバンナの植物が生み出す実やイモ、あるいは小動物を採集に出掛け、集めた食物を我が家に運搬する暮らしのスタイルがやがてヒトを生んだと考えるのです。だからヒトが最初に手にした道具は、イモなどを掘り起こす掘り棒や、食物を運ぶために作られた入れ物でした。それらの道具の使用に手が忙しくなり、やがて二つの足だけで歩くようになったと考えるのです。

いずれにしても猿からヒトへ進化する原動力として、食物の確保とその運搬が重要な鍵になっていると考えられているところが大変おもしろいと思います。人間はいかに食べるのかを通じて、人間らしい身体のしつらえ、身のこなしを獲得したということになるのですから。

動物はなぜ動くか

植物は大地に根を張りコトとも動きません。一方動物は絶えず動き回って暮らしています。

林の中に分け入ってみましょう。樹々はせいぜいそのこずえを風にそよがせるだけ。けれども虫、鳥、獣たちは忙しそうにうごめき、飛び、走り回っています。川や湖沼に目を転じてみても同じです。ケイ藻は水中でプカプカ浮遊するばかり。水の動きに乗って位置を移動することはありますが、けして自分の力では動こうとしません。ところが同じ単細胞の生物でも、動物のゾウリムシになると違います。体の周囲に付着するたくさんの鞭毛を巧みに動かして、何やらさかんに泳ぎ回っています。

それにしても植物はなぜ動こうとせず、動物は忙しく動くのでしょうか。これは両者の“食べ物”と“食べ方”の違いから説明できそうです。

植物の“食べ物”って何でしょう。光と水と二酸化炭素と何種類かの無機塩です。

水の中でもそう深くなければ、水面からの光をキャッチできます。海や湖や川は水、つまり植物の“食べ物”の塊です。だからこれらの場所にはたくさ

んの植物が暮らしています。

水は二酸化炭素と無機塩を良く溶かします。溶け込んだこれらの“食べ物”は、水中をすみやかに拡散していきます。つまり水の中を“食べ物”の方が移動するのです。だから植物は食べるのに体を動かす必要が全くないのです。水の中に浮いているだけで、何十キロ、何百キロ離れたところで溶け込んだ“食べ物”を“食べる”ことだってできるのですから。

植物は自分の体（細胞）を守るために、表面を細胞壁という厚くて頑丈な構造で被っています。もし植物が体（細胞）の表面から大きな食物の塊を取り込もうとすれば、この細胞壁は明らかに邪魔になります。けれども植物が体の表面から取り入れるのは“栄養水”だけ。細胞壁は水は通すので、“食生活上”何の障害にもなりません。またこんな頑丈なワクに体をはめこんでしまえば、体（細胞）をクネクネとしならせることはできません。けれども植物は泳ぐ気が全くないのですから、この点でも不都合はないのです。

水中植物の“食生活”は、このようにただ浮かんでいればいいというかなり気軽なものですが、地上で暮らす植物は“食う”ためにいささかの努力をしているようです。

陸上で水が存在するのは、土の中だけ。だから植物は水を確保するために、土から水を吸い上げる特別の装置が必要になります。それが根です。根を土の中に深く広く伸ばして、植物は水を“飲む”のです。もちろん土の中の水にも、栄養塩はしっかりと溶け込んでいます。

ところで水の中と違い、陸上では浮力がほとんどはたらきません。水の中ではユラユラと立ち上がっているコンブも、浜に引き上げれば、砂の上にペタッと伏してしまいます。地面に寝ているばかりでは、光を“食べる”ことはできません。光を食べるには、植物は直立しなければならないのです。そのためには体を垂直に維持する骨格が必要です。植物にも骨格があるのですね。それが維管束と呼ばれる構造です。

維管束は根から茎（幹）を通り葉に向かう水の通る管の束ですが、この管を構成する細胞の細胞壁は特に頑丈にできています。そこでこの管の束が、全体として強靭な骨格の役割を演じるのです。こうして植物は大気中を伸びやかに直立していきます。その大気には二酸化炭素が充満しています。植物は葉からそれを直接“食べる”ことができます。このように陸上で暮らす植物も、光と二酸化炭素と栄養水を“食べて”生きようとする限り、葉を天に、根を地球の中心に向け伸ばす努力さえ怠らなければ、体を動かす必要は全くないのです。

ところが動物は幸か不幸か、光や無機物を食べることはできません。動物の食べ物は有機物。そこで動物は動かざるをえなくなりました。

有機物は無機塩と違って水に溶けにくいので、均一に分散しません。塊りとなってしまう。食べ物が動いてくれないのですから、動物は食べ物のある所まで自分で移動しなければなりません。動物が動かざるを得ないのは、有機物を自らの食べ物として選んだ宿命なのです。

生物の体は、動物も植物も有機物の塊りです。だから自分以外の生物の体が、実際には動物の食べ物となりました。

動物の中には主に植物を食べるものと、動物を食べるものがいます。例の忙しいゾウリムシなどはたった一つの細胞からなる小さな動物なので、主な食べ物は細菌などの微小な生物です。もちろん細菌も有機物の塊りです。人間のように、植物、動物、そして微生物と、何でも食べる雑食性のものもいます。いずれにしても動物はすべて、自分から離れた所で生きる生物の体を食べるのです。動物はとにかくそこまで身体を動かさなければなりません。

植物にとってみれば、向こうから動物がやってきてむしゃむしゃと食べられてしまうのです。動物の胃の府に押し込まれれば、植物は哀れまた水と二酸化炭素と何種類かの無機塩にまでバラバラにされてしまいます。そこで植物は、何とかして動物に食べられないよう工夫しなければなりません。この工夫については、森の中の猿が木の葉を食べるところでお話ししました。

その工夫の一つは、自分の体に毒という特殊な調味料を盛ることでした。植物の体で一番目立つのは葉です。ところがこの葉で、水と二酸化炭素と何種類かの無機塩をブレンドし、自分の体を構成する物質を合成しているのです。だから葉を食べられてしまったら、死んでしまう。そこで植物は葉に、特に念入りに毒を盛ることにしたのです。強烈な調味量の盛られた葉をまともに食べた動物は、まずさに驚き、下痢と吐き気の襲来に脅えながら退散するに違いないのです。

もう一つの工夫は、動物の消化能力ではとても歯が立たない物質で、体を塗り固めるということです。僕たちの先祖が森の中で食べるのに苦労したセルロースは、植物の細胞を防御する細胞壁の主成分でした。

一方動物の方も、植物や他の動物をいかに食べるかに知恵を大いに張り巡らしています。まず食物になる動植物の存在を確認できなくてはいけません。そこで動物にはそのための特別の仕組みとして、多様な感覚器が発達しています。動物は感覚器から取り入れた形や色、臭い、音などの情報を頼りに、獲物のいる場所をキャッチするのです。次に、獲物のいるその場所まで正確に到達する能力が必要です。動物を餌にする場合は、特にこの力が優れていなければなりません。相手も動く動物です。その逃げ足に勝る脚力と、相手を打ち倒し引き裂く腕力やキバなどの強靭な武器を持ち合わせていなければなりません。

植物が獲物の場合は、口に入れるまではそう厄介ではありません。でもそれからが大仕事。ほおばった食物を磨砕する強いアゴや歯、それに呑み下したものを時間をかけて消化する長く伸びた腸管が不可欠です。それに場合によってはその腸管の一部に消化のための援軍、つまり特殊な微生物を同居させる場所を確保しなければなりません。食物をそしゃくしている間、御馳走を楽しむ味覚器は大きく昂揚します。けれどもそれ以外の感覚器も眠っているわけではありません。こうしている間にも自分自身を獲物にしようと狙っている動物の気配に、無頓着でいるわけにはいかないのですから。

動物の細胞には細胞壁はありません。細胞は薄い一枚の膜に被われているだけです。そこで動物の細胞は形を自由に変えたり、細胞の外から有機物の塊りを取り込んだり、そして場合によっては動くことさえできるのです。人間の体内で活躍する白血球は、しなやかで動的な動物細胞の姿を、僕たちに鮮やかに教えてくれます。

動物は自然の中で生まれ、育ち、進化してきました。動物の身体それ自身が自然の一部なのです。だから動物は外なる自然との交流を絶えず求め続けるのです。その交流が断たれると、動物の身体は萎縮し、衰えてしまうほかありません。

動物が外なる自然と交流するのはどんな機会でしょう。それは食べるときです。食べ物こそが、動物に外なる自然をプレゼントするのです。

食べ物は外なる自然の産物です。食べ物はそれを食べた動物の身体に、外なる自然のありようを刻印するのです。動物は食べ物を取り込み、それを消化・吸収しようと努力することにより、外なる自然の産物にうまく適応する身体の備えを磨きあげていきます。

そして食べ物は、動物が外なる自然に対し身体を動かし、働きかけることによってはじめてもたらされます。この過程で動物は、自分が外なる自然の一員として生きるにふさわしい身のこなし、身体の構造を完成させていくのです。

人間が人間になったのは、食べることを通じてでした。けれどもそもそも動物そのものが、食べることを通じて動物になったのです。

やはり「耕す」しか……

森林からサバンナに出てきた猿たちは、まもなく直立して歩き始めました。いよいよ人間の登場です。それ以来直立する猿は何百万年もの間、採集と狩猟（漁労）を中心に食べ物を得てきました。

その間、例の掘り棒のような道具で大地を穿ち、地中に存在するイモなどを盛んに掘り起こしたに違いありません。けれどもその棒で何も存在しない裸の大地を穿ち、そこにイモや種子を埋め込むという行動はけ

してしませんでした。イモを掘り起こすこととちょうど逆のこの奇妙な行動がはらむ意味深さを認識し、盛んに裸の大地を穿つようになるのは、今からわずか1万年前のことです。農業の発明です。

人間が食べ物を得るには「土」を耕さなければならない、と最初にお話ししました。けれども人間の歴史をひもといてみれば、食べ物を手に入れるためには必ずしも「土」を耕さなくともいい、ということが分かります。人間は生物であり、動物なのですから、生きるためには「食べ」、食べるためには「動く」ことが宿命です。けれども「耕す」ことは必ずしも宿命ではないのです。けれども人間は耕し始めたのです。

一つのイモを地中に埋め込みしばらくすると、何倍かのイモがそこに生じます。一粒の種子を埋め込みしばらくすると、何十、何百の種子がそこに生じるのです。この驚くべき事実を見過ごし、その意味に全く無頓着である程人間は愚ろかではなくなっていました。身体が直立し手が解放されるにつれ、脳が肥大し始めました。重力の方向に直立する骨格は、重い脳をしっかりと支えることができたのです。

その脳で、大地を上手に穿つ道具を次々と発明していきました。もう食べ物を求めて、ひがな歩き回る必要はありません。一つ場所に留まり、その周辺の土地を耕しさえすれば、一時に莫大な食べ物を手に入れることができるのです。「耕す」ことはやはり必ず行き着かなければならない、人間の宿命だったのです。

さてあらためて、現在の日本列島、特に都市部に住む僕たちのことを考えてみましょう。僕たちは今飢えることはありません。毎日十分に食べています。けれども食べ物を得るために、自分の身体を動かしはしません。

食べ物は日本中から、世界中からやってきます。それらは飛行機で船でトラックで次々と僕たちの所までやってくるのです。動くことを忘れた僕たちの食生活は、まるで水中植物のそれのようです。都会の海に浮遊しているだけで、何百キロ、何千キロ離れた所で生まれた食べ物を口にできるのですから。

動くことを宿命づけられている僕たちの身体は、今大きくきしみ始めています。動くことを切実に求めて。

１９９１年の秋、ショッキングなニュースが報道されました。厚生省の全国調査によると、４０歳以上の日本人の１０人に一人が糖尿病だというのです。

糖尿病が発生する仕組みは、まだはっきりとは解明されていないようです。ただその直接的な原因として、二つの場合が考えられています。一つは、すい臓ランゲルハンス島のB細胞がインシュリン（高血糖時の血液中のブドウ糖の濃度を下げるホルモン）を分泌できなくなるか、分泌しても血糖量の上昇とうまくタイミングを合わせられなくなってしまう場合です。もう一つは、インシュリンが正常に分泌されても、肝臓をはじめとする全身の細胞がそれにうまく反応せず、血液からのブドウ糖の取り込みが十分にできなくなる場合です。

いずれにしても、血液中のブドウ糖濃度が慢性的に高い状態が続くと、血糖を下げるために機能するB細胞や全身の細胞の働きが低下してしまうというのです。過剰な糖による絶えざる刺激は、やがてその糖を処理する細胞を疲労させ、糖への感受性をマヒさせてしまうのでしょうか。

医師たちは、糖尿病は飽食と運動不足に悩む現代人特有の病気であると警告しています。そして「節度ある食生活」と「適度な運動」を指導しています。確かにその通りでしょう。けれども僕たちが自分の身体をほとんど動かすことなく、世界中からやってくる食べ物を食べまくっているという暮らしを根底的に変えなければ、糖尿病から真に解放されることはありえないはずです。僕たちはあらためて、自分の身体は食べ物を得るために動くようにできあがっているという事実を、再認識しなければなりません。

では身体をどう「動かし」たらいいのでしょうか。今僕たちは、かつてのように採集や狩猟で暮らしていくことはできません。そんな営みが今なお許される幸福な空間は、地球のほんの一部にすぎなくなってしまいました。とすると僕たちは好むと好まざるとにかかわらず、「耕す」ほかないのです。

ようやくにして「農」という営みが、僕たちが生きるための不可欠な課題として、浮かび上がってきました。(続く)

注

星寛治他編著『米・いのちと環境と日本の農を考える』(学陽書房・1994)には、米の自給放棄をめぐる諸問題が整理されています。僕も短い文章を書いています。

「学習障害」について思うこと
ーその前提を疑うー

林延哉（横浜療育園）

１９９０年３月７日の朝日新聞朝刊に、上野一彦（東京学芸大学教育学部助教授、当時）の、

「「ふつうの子どもといっしょにいるのに、新しい障害の概念をつくって、レッテルを貼るのか」という批判もありますが、ＬＤの場合、本人も周囲も気が付かないままに、学力的に落ちこぼれていき、結局、知恵遅れではないのに、知恵遅れの教育を始めていかなければならないこともある。ＬＤのレッテルを貼るのではなく、援助していく方向で考えていきたい」

という発言が掲載されている(1)。

「だったらＬＤなんていう概念を持ち出し、レッテルとして貼ることはないじゃないか」とそのまま受け返したくなるのは、僕だけだろうか。学校の成績が悪くて、そのことを悩んでいて、学校の成績が良くなりたいと相談にいった子供に対して、学校の成績が良くなるように援助しようとするのは、相談を受けた側の勝手だが、彼自身が言う通り、そこには「ＬＤ」なんていうレッテルは必要ない。にも関わらずそれを彼が持ち出したがるのは何故だろうか。レッテルを貼らないと援助は出来ないのだろうか。大体、「援助」というが、それは、子供や子供が置かれている現代の社会の状況の中でどのような意味を持つものだろうか。

篠原睦治は、１９９２年に出された文部省の「通級学級に関する研究協力者会議」の「通級による指導に関する充実方策について（審議のまとめ）」に対して、次のように言っている(2)。

わたしたちは、「精神薄弱」と言われて、彼らとそうでない者とに分けられてきた事態に抗して、ここ２０年間にわたって、「どの子も地域の学校へ」そして「共に生き共に学ぶ」と願って試行錯誤してきたのですが、この「審議のまとめ」に代表される動きは、彼らにとって煩わしくなっている「共生・共学」の願いと主張に対する意識的な収拾策動と押さえなくてはならないでしょう。とくに、「精薄児」と呼ばれるこども達をふたたび「固定式特殊学級」に囲い込むことをまずはしたいという彼らの意図が読み取れてならないのです。「学習障害児」問題をこのような観点から再考してくださることを強く訴え‥‥

この訴えにどれほど答えることが出来るのか、はなはだ心もとないが、昨今の「学習障害」にまつわる動きについて思うことを、ここに記してゆきたいと思う。

「学習障害」が語られる時、その前提としてどんなことが考えられているか？

１９９０年から１９９２年にかけて、「学習障害」「ＬＤ」といった言葉が、新聞紙上を賑わせた。１９９３年にはいっても、前年迄ほどではないけれども、相変わらず、折りにふれ登場している。新聞記事からうかがうには、「学習障害」「ＬＤ」といった言葉は、単に新聞紙上のみで騒がれていたのではなく、各地に「学習障害児の親の会」が結成されたり、文部省が「学習障害児」の研究に乗り出し始めたり、「学習障害」の専門家が各地を飛び回って講演したりシンポジウムを開いたりしていたようで、ここ数年、一部において、

「学習障害」という存在を人々に認めさせよう、「学習障害児」のための特別な教育を実施させようという策動（キャンペーン）があったことは間違いない。

新聞記事からこの間のいくつかの出来事を拾ってみると、

１９９０年２月、全国学習障害児・者「親の会」連絡会結成。

１９９０年４月、愛知県名古屋市に、「学習障害児の高校教育をもとめる会」により、「見晴台学園高校」開校。

１９９０年６月２６日、文部省は、「通級学級に関する調査研究協力者会議」（座長、山口薫明治学院大教授）を発足。この中で、「学習障害児問題」も取り上げることとする。

１９９１年１月、文部省、新年度より、国立特殊教育総合研究所の特別研究として「教科学習に特異な困難を示す児童生徒の類型化と指導法の研究」を４年計画で実施することとし、新年度予算として約５００万円を計上。

１９９１年４月、川崎市の「飛翔の会」、「学習障害」の中学生を対象とした、全日制の教育施設として「フリースクール・飛翔」を開校。

１９９１年７月１７日、文部省「通級学級に関する調査研究協力者会議」、中間報告において、「通級学級」の制度化、「学習障害児」について本格的な研究と対応策を急ぐことを提言。

１９９１年８月２９日、学習障害児を持つ親の会代表、厚生省に、学習障害児の実態調査、早期発見体制の充実などを盛り込んだ要望書を提出。

１９９２年２月８日、全国学習障害児・者親の会連絡会第２回総会が名古屋で開かれる。

１９９２年３月３０日、「通級学級に関する文部省調査研究協力者会議」、最終報告で、「通級」を正規の教育課程として制度化することを提言。「学習障害児」について「特定の能力の発達が著しく遅れている子供がいる点は関係者の理解が一致した」と述べ、指導内容や判定基準についての基礎的研究が必要と指摘した。

１９９２年６月１８日、「学習障害児」の指導などについて研究する、文部省の調査研究協力者会議（主査、山口薫明治学院大教授）発足。

１９９２年１１月２３日、「日本ＬＤ（学習障害）研究会」（会長、長瀬又男＝長瀬総合療育研究所代表）設立される。

１９９３年１月２８日、２８日付で学校教育法施行規則の一部改正を行い、「通級学級」を正規の教育課程の特例として制度化することを官報にて告示。

国としては、１９９０年度より「通級制度」実施の検討にはいり、その中で１９９１年には、「学習障害児」の存在を初めて認めた。１９９３年度には「通級制度」を正式に発足させている。

１９９０年に始まった「通級学級に関する調査研究協力者会議」は、１９９１年度には審議を終え、１９９２年度には、同じ山口薫を主査とする「学習障害に関する調査研究協力者会議」が発足している。同じ１９９２年度より、国立特殊教育総合研究所では、４年計画で、特別研究「教科学習に特異な困難を示す児童生徒の類型化と指導法の研究」も始まっている。

一方、当事者周辺の動きとして、１９９０年２月に全国学習障害児・者親の会連絡会が発足、同年４月には、名古屋市で「見晴台学園高校」が、１９９１年４月には、川崎市に「フリースクール・飛翔」（中学校）が学習障害児を対象として開校している。又、上には挙げなかったが、全国各地において、親の会が中心となった講演会や学習会が開かれ、独自の「学びの場」作りの運動も繰り広げられている。

こうした動きは、つまるところ、「学習障害」という新たな「障害」の認知・認定と、「学習障害児」のための「特別な教育」を求めている。

「学習障害」関係の記事が突然増えはじめる１９９０年から今年１９９３年１０月までに、「学習障害」関係の記事は、ちょっと検索しただけでも、毎日新聞が１５、朝日新聞が６５、読売新聞にいたっては８０以上も掲載されている(3)。量産されたこれらの記事

は、人々の間に「学習障害」という言葉を定着させるのに充分な貢献をしただろうと思われる(4)。「学習障害」の専門家の中には、"「学習障害」に関する批判は、「素人」が「正確な」知識もなしに、むやみに「学習障害」を振り回し、「学習障害」ではない子供にまで「学習障害」のラベルをはったり、そうして邪魔な子供を教室から排除したりすることがあるから起きるのであって、「真正」の「学習障害児」は存在するし、そうした子供への「専門的な」判定・診断と援助は必要なのであり、「学習障害」に関する批判は、そうした「真正」の「学習障害」に関する部分には当てはまらないばかりか、子供に不利益を被らせることになる"、と批判する人が居るかも知れない。が、新聞などで報道される内容が、たとえ、「専門的」ではなく「正確」でなかったとしても、「学習障害」という概念は、新聞、テレビのようなマスメディアによって大多数の人々に伝えられ、その内容でもって、人々には用いられるのである。新聞やテレビが情報源の中心というような我々「普通」の人々は、「学習障害」についても、「学習障害」についての「専門書」などというものをひもといたりするわけではなく、マスコミの報道と、「学習障害」という言葉の喚起するイメージによって用いるのである。それがたとえ、「専門家」から見て「まちがって」いたとしても、「学習障害」という概念は、そのようなものとして人々の間に浸透し、人々のものの見方に組み込まれていくのである(5)。

さて、では、その新聞記事とは例えばどのようなものであろうか。次に、ふたつほど実例を挙げてみる。

> １９９０／３／９　東京読売朝刊１３頁解説面
> 学習障害児対策を急げ　大切な早期診断　治療・教育と一体化必要（解説）
>
> 学習障害（ＬＤ）児問題が全国で大きな反響を呼び、先ごろＬＤ児を持つ親の会も結成された。（解説部　南　砂）
>
> ＬＤとは中枢神経系のわずかな発達の遅れや偏りによる軽いハンディキャップを指す。知能にさほど遅れはないが、理解力が乏しい、言葉が遅れがち、落ち着きがない、他の子とうまく遊べない―などの症状がある。
>
> 二月半ば、東京で開かれた「ＬＤ児の教育を考えるシンポジウム」には定員（七百人）の倍以上の参加希望者が殺到した。主催者側に問い合わせも相次いだが、こうした反響にはいくつかの背景がある。
>
> まずＬＤに対する理解がきわめて乏しいことだ。先に挙げた症状だけを見れば、我が子も？と不安になる母親は少なくないだろう。
>
> 二十年間余りこの問題と取り組んでいる児童臨床心理学者の森永良子さん（伊豆通信病院顧問）は「感染症などで子供が死ななくなったいま、子供の知的発育に対する親の関心はものすごい。だから実際には、爆発的反響のうち大半は正常範囲内の子供でしょう」と言う。しかし、親が日ごろおかしいと思い続けているのに医療施設では診断がつかず、教師からしつけが悪いからなどと言われて何年も経過するケースも少なくない、とも指摘する。
>
> 小児科学専門の上村菊朗横浜療育園園長も「ＬＤは、親が子供の発育に注意していれば二、三歳で気付き、遅くとも入学年齢時にはほぼはっきりする。ところが、専門医に受診するのはほとんどが小三以上。これでは遅すぎる」と言う。
>
> 驚くべきことにＬＤと診断される児童は、全児童の二～四％もいるという。上村さんによれば、欧米には一〇～一五％などの報告もあり、それに比べて日本は少ないと思われたが、実は言語体系の差による数値の差で、日本にも決して少なくはない。米国では現在、ＬＤの診断のもとに特別の教育援助を受ける児童が全児童の四％、二百万人もいる。
>
> 注目すべきなのはＬＤ児の予後だ。早期に正しい医学的診断がなされ、それに応じた治療と教育が施されれば成長とともに問題は解消、あるいは個性の範囲に入っていく。しかし、正しく対処し

ないと年長化に伴い非行、登校拒否、家庭内暴力など社会への不適応につながる傾向がある。成人後社会的成功の率が極端に低くなるという米国の報告さえある。

欧米が対策に力を注ぐ理由はこのあたりだろう。だが、日本は、ＬＤに対する理解が一般ばかりか医療、教育の専門家でも乏しく、その対策に至っては何ら制度化されていない。先ごろの「親の会」結成も、そうした事情からだ。

ＬＤ児問題には、健常と障害の「境界」にあるがゆえの難しさ、そして診断、治療、教育が一体で行われねばならない難しさがある。医学だけでも小児科、精神科、脳神経科が混在、行政上も厚生、文部両省が関係する。“縦割り社会”“縄張り”などに代表される日本特有の慣習が最も障害となる問題だ。

しかしＬＤ児問題が、社会の複雑化に伴い、今後重要なテーマになることは間違いない。他国にならい、行政側も早急な対策が必要な時期に来ているといえよう。

１９９０／５／６　東京読売朝刊３頁
［社説］「学習障害児」問題を考える

「学習障害（ＬＤ）児」問題への関心が、このところ急速に高まっている。

医学的にまだはっきりしない部分があるが、全体として知能はそれほど遅れていないのに、認知能力のアンバランスのため、読み書き、計算、運動などの一部に学習上の困難を持つ子どもたちのこと、と定義されているものだ。

知的水準が低くないから、教師や親から「もっとできるはずなのに」と不思議がられることが多いという。

いわば、普通学級と特殊学級の境目にいると言われるこうした子は、各種の調査で一～三％いると推定されている。

ハンデが原因でつまずきやすい子を放置していいはずはない。まず、原因の究明と治療法の確立に向けて研究を急ぐべきだと思う。同時に、教育の上で、どのような援助ができるかをさぐる必要もあろう。

ＬＤは、ラーニング・ディスアビリティーズ（Ｌｅａｒｎｉｎｇ　Ｄｉｓａｂｉｌｉｔｉｅｓ）の略だ。二十数年前、アメリカで報告され、日本でも一部の精神科医、心理学者の手で研究が続けられてきた。

中枢神経系の発達に偏りや遅れがあるためと考えられている。原因についてはいくつかの説にしぼられてきているが、まだはっきりとは特定されていない。

研究者の話を総合すると、ＬＤ児には、次のような特性があるという。

言葉が遅れがち、理解力が乏しい、やたらと動き回る、手先が不器用、相手の感情をくみ取れない―などだ。幼児期から小学校低学年にかけて現れる。

一人の子がこのすべての特性を持っているわけではない。ただ、いくつか重なると、学習面でおちこぼれやすいとか、いじめにあいがちになるという。自信や意欲を失って登校拒否になったり、非行に走る二次的障害も指摘されている。

ところで、この一、二年、ＬＤ児問題についての関心は高まるばかりである。反面、理解不足や誤解も多いようだ。

さる二月と四月に開かれた「学習障害児の教育を考えるシンポジウム」には、定員の倍を超える申し込みがあった。主催者には問い合わせが殺到した。

多くは「ひょっとしたらうちの子も」というものだった。だが専門家は、その大半は正常範囲内の子だろうと分析する。

この現象の背景には、子どもの知的な発達に神経質な親が多いという風潮も挙げられよう。けれども、反響の大きさは、子を思う親心からきたものだ。そうした不安や混乱を取り除く意味でも、

医学的な側面での原因解明が急がれる。

早く発見して、適切な治療と教育が行われる体制も欠かせない。短所や障害を補い、長所を伸ばす努力を続ければ、成長につれて問題が解消したり、大人になって個性の範囲に入るとされているからである。

学校での取り組みは、まだ手探りの状態だ。いまのところ、普通学級に籍を置きながら、言葉の教室や情緒障害児学級に定期的に通う「通級方式」が効果的だという。

この面での充実もこれからの課題だ。

長々と引用したが、これはほんの一例である。これらの新聞記事は沢山の「前提」の上に書かれている。それは「自明の事実」や「客観的な知見」、あるいは「専門家の意見」といった体裁によって、「正しい知識」「真実」というように振る舞っている思い込みのことである。我々は普段、多くのそのような知識に基づいて物事を考えている。そして、多くの場合それで困らない。というのは、我々が普段生活している社会の仕組みそのものも、そのような「知識」や「事実」を前提として作られているからである。言い換えれば、それらの「前提」を疑うということは、それらの「前提」が機能している社会そのものの仕組みを疑うことになる。

例えば、これらの新聞記事は、「学習障害」「学習障害児」というものが実体として存在している、ということを前提としている。

あるいは、「学習障害」の定義的表現としてしばしば使われている、「知能に遅れはないのに、学習が困難である」という内容の文章がある。ここには、「知能」というものの存在、「学習」とは何か、学習が出来る／出来ない＝成績という評価、「知能」と「学習＝成績」との関係、といったことに関する前提的思惟が存在しているように思う。

又、これもしばしば書かれる「学習障害児」は、「健常児」と「障害児」の境目にいる、あるいは、「普通学級」と「特殊学級」の中間に位置する、という考え方。ここでは、「健常児」と「障害児」という区分、「健常児」の存在、「障害児」の存在を自明としているし、「健常児」の通う「普通学級」、「障害児」の通う「特殊学級」という別学体制も当然のこととして前提されている。

「学習障害」による「二次障害」として、いじめや登校拒否、非行が起きるという考え方。ここでは、「学習障害児」がその「学習障害」を配慮されないことで、いじめられたり、非行に走ったりするという「学習障害児」のことだけが問題にされ、「学習障害児」をいじめたり、非行に走らせたりする周囲は、問題とはされず、それら周囲の存在は承認され、自明とされている。又、いじめられることや非行に走ることや登校を拒否することは「二次障害」と呼ばれ、起こしてはならないこととされている。即ち、例えば登校拒否も、本来あってはならない存在、悪とみなされている。

このほかにも、「早期発見・療育」は良いことで、これによって、将来は明るくなるという思い込み、こうした「教育」の問題には、国が何らかの手立てをこうじるべきとする思い込み、何でもかんでも外国（とりわけアメリカ）は良く、見習うべきという思い込み。

そして、極めつけともいうべき、「学校は教育の場である」という思い込み。

このような、ひとつひとつが充分に検討に値する前提、思い込みを背景に、「学習障害」にまつわる現象は構成されている。次に、これらの前提の内のいくつかについて、考えてみたいと思う。

「学習障害児」は「健常児」と「障害児」の中間にいるということ

「学習障害児」は、「健常児」と「障害児」の中間的存在だといわれる。それは、「知能」はそれほど、あるいは全く「劣って」いないのに、学業成績が上がらない、ということがその内容だからである。「知能」自体が劣った「精神薄弱児」や「精神遅滞児」（最近の流行りの言葉でいえば「知的障害児」となるのだろうか）ではなく、又、「知能」に見合った学業成績を発揮して

いる「健常児」でもない、ということである。

そして、それゆえに、従来の「障害児」を対象としている特殊学級等ではレベルが低くて、学業成績を伸ばすことが出来ず、一方「健常児」中心の普通学級では、「学習障害児」の「特性」に合った教育を施せないから「知能」に見合った学業成績を挙げさせてくれない。だから、「学習障害児」に合った教育をしてくれる場所、あるいは「学習障害児」に合った教育方法を実施しなければならない、ということになる。

落ち着きがない、とか、もっと出来そうだけど成績が上がらない、とか、ＩＱと成績に差があり過ぎるとか言われて教室から浮きだしたり、教師の目に特別に映り始めた時、「学習障害」という概念は、「他の怠けて勉強が出来ない子とは違うんです」「知恵遅れの子供とも違うんです」「勉強が出来ないのは、この子の学習障害という特性にあった学習方法がこうじられていないからなのです」というふうに用いることが出来る。「怠け者じゃない、もとから能力のない子でもない、やり方が悪いのだ、もっとこの子にあったいい教育を」ということである。

「学習障害児」を実体的存在として認め、その「客観的」特徴としての「知能」や「能力」の存在を認めるとき、「学習障害」という概念を使ったこのような物言いは、差別でも排除でもなく、価値判断から自由な「客観的」言説として、それを口にする者の倫理観に抵触したりもしない。

しかし、「学習障害児」は「知恵遅れ」とは違う、「知能」は劣っていない、という時、「知能」の劣っている「知恵遅れ」の子供は学業成績が悪くて当たり前、そして、そういう子供は、その子の特性に合った教育を施してくれる特殊学級や養護学校へ行くのが当たり前、ということを前提としているし、「学習障害児」は「怠け者」じゃない、という時、「学習障害」や「知恵遅れ」や「障害児」でもないのに成績の悪い子供達への「共感」といったものは存在しない(6)。とりわけ、「学習障害児」の特性を教師が理解し、その特性に合った教育を行うべきだ、という考えは、「障害児」は別の場所へ、という思想に直結している。

学業成績を絶対的な唯一の基準としてまず設定し、その善し悪しの原因を分類し、分類された原因を序列的に配置することで、子供に序列を付けていく、というのがこの考え方の基本であろう。「知能」が良くて成績もいい、と、「知能」が悪いから成績も悪い、との間に「知能」はいいけど成績が悪い、それは教育方法に問題がある、という分類を位置づけるのである。「学習障害児」は、今は、「知能」が悪く成績も悪い、に限りなく近いが、それは「知能」の問題ではなく方法の問題であり、やり方さえ良ければ、「知能」が良く成績もよい、にどんどん近づくことが出来る。そして、それは「学習障害」という障害が原因であって本人が怠け者なのではない、という但し書きがつくことで、「学習障害児」は学業成績を絶対的な唯一の基準とすること自体からドロップアウトしている子供達の仲間ではなく、学業成績を序列化基準とすることは認めている子供達なのだということを宣言するのである。

「学習障害」という概念を当事者周辺が自ら用いる様子は、肉を切らせて骨を断つ、虎穴に入らずんば虎児を得ず、あるいは、身を捨ててこそ浮かぶ瀬もあれ、といった様相を呈しているようにも思える。「学習障害児」というラベルを身に受けることで、「知恵遅れ」「精神薄弱」「精神遅滞」「知的障害」といった否定的なラベルを貼られることを逃れ、「知恵遅れ」「精神薄弱」「精神遅滞」「知的障害」といったラベルが象徴する、「知能」が遅れている、「能力」が欠如している、と思われることを避け、教育側の無理解を指摘することで、あわよくば、現状の学級の教育よりも「よい」教育を手にいれ、学業成績の競い合いの中でよりよい地位に立とうとする、そんなふうにも見えてきてしまう。

「学習障害児」は「健常児」でも「障害児」でもない、独自の配慮が必要なのだという時、少なくとも暗黙のうちに、「知恵遅れ」「精神薄弱」「精神遅滞」「知的障害」の子供達は特殊学級や養護学校へ行くのが当然なのだ、ということを表明していることになっている。「学習障害児」という概念を用いることで、

「健常児」「障害児」という区分を認め、「障害児」の中にも様々な区分を認め、特性に応じた教育を求めることで、とりわけ、「学習障害児」のための学校を作ることなどに象徴されるように、「障害」に応じた別々の教育の場を用意することを肯定する。「学習障害」が「知能」と学業成績の関係を重要な要素として含んでいることから分かるように、「知能」による序列、学業成績による競争を肯定してしまう。学校を、学業の場と規定し、学業成績を挙げることだけが善であるという価値観を前提としている。

ここには、学校を教育の場として捉える観点に対抗し、そこを地域の誰もが通う当たり前の場、暮らしの場として捉え、誰もが同じ場所へ通えるのは当たり前ではないか、と言ってきた者達の言葉を聴く余地はなくなってしまう。

「学習障害」による「二次障害」としての、いじめや登校拒否、非行

「学習障害」であるということが周囲に、あるいは本人に認められないまま、「学習障害」に対する「正しい」対応をされない場合、学業についていけず、独りぼっちにされたり、いじめられたり、「自信や意欲を失って登校拒否になったり、非行に走る二次的障害」が指摘されている（前掲新聞記事）、という。「自信や意欲を失う」ことが「登校拒否」の原因とした短絡もさることながら、あるいはこうした記事の持つ脅迫まがいの圧力もさることながら、学業についていけなかったり、人と違ってみえるということがいじめの原因になったり、学業が出来ないといった程度のことが「登校拒否や非行に走る」ほどに子供を追い込んでしまう学校や親の状況を振り返ることもなく、「学習障害」に起因する「二次的障害」等とその存在を肯定し、個人にその原因を還元し、だからこそ「学習障害」という「障害」に対して適切な対応をしなければならない、というところへ収束させてしまうこの論法は、素直に読めば、どこかおかしいと感じざるをえないのだが、どうだろうか。

学業成績という教師の側の評価が絶対視され、それによって人間それ自体が上下に価値づけされる学校、その中で、同じ基準に合うように均質化したうえで、その基準の上での上下を競い合っている間だけ子供一人ひとりの存在が認められる学校、そうした学校の子供に与え続けている圧力と、均質化と競争こそが正しい（人と違ってはいけない、人と同じように、但し、同じ価値枠組／評価基準の中では人よりも秀でていなければならない）というメッセージを、まるごと肯定した上で、「学習障害児」もその土俵の上で「より実力を出しきって」競争を出来るようにするための条件整備をしなければならない、という論旨なのだ。

学校を学業の場とし、個人の持てる「能力」を発揮して成績を競い合う場と規定する考えの中では、「どの子も地域の学校へ」などということは語りえない。個々人一人ひとりは、それぞれの「能力」によって競い合うのだ、という考えの中では、一人ひとりの人間は、まずは絶対的な個人、独りぼっちで生きる存在としてあり、その個々人が各々に持っている「能力」によってこの世の中で生きていることになっている。そして、個人はその持てる「能力」を充分に発揮しなければ競争に生き残ってはいけないし、充分に発揮することが良いことだとされている。そこでは、共同的存在としての人間の在り様は省みられることはない。人は、個人として存在する以前に共同的に存在しているし、一人の人間が、生まれ、老い、死に至るまでの間、常に誰かの存在を前提としていることも省みられることはない。人に頼ることは悪であり、自立することが善である価値観。社会とは、そうした個々人が、それぞれの力を発揮することで「発展」させていく場所、個々人の人間が複数居合わせる場所、という以上の意味を持たない。人間にとって社会とは前提であり不可欠であり、社会とは人間同士の関係の集合体なのだということをみようとしない。一人ひとりの人間は、かれを包摂する社会を前提としなければ生きてはいけず、その一部としてのみ生きてゆくことが出来、その一方で、その社会そのものを主体的に担いもする関係の結節点である、というような人間の在り様を考えて

はいない。

個人が個人として生きることが善であり、その可否がその個人の「能力」に還元されるのが、現代の人間観なのだろう。例えば学校は、自らが目的とする教育をより効率的に果たすために、邪魔な者を排除していく。勿論、ただ排除するのではなく、ある場所で排除された者は、再び、排除された者達の中で別の教育方法や形態に適合するものとしないものに分けられる。何度か、この選別をくぐって、全ての子供は何処かへと割り振られていく。この振り分け、選別の基準は、その場所の教育方法・形態に適合する「能力」を持ち合わせているかどうかである。こうした学校の選別体制は、「能力」というものの存在を自明視し、個人の「能力」を絶対視する人間観を再生産していく。

「学習障害」「学習障害児」は存在するのか

確かに、「学習障害児」と呼ばれている子供は現に存在し、症候群的にかき集められた特徴を体現するように見える子供も存在する。しかし、それで「学習障害」「学習障害児」というものが実体として存在するものとしていいのだろうか。

現在の論調は、今まで知られていなかったり見過ごされていたりしたが、「学習障害」という障害、その障害を持った「学習障害児」という子供が存在している。だから、その子達に何らかの手立てを施さねばならない、というふうになっている。まず、「学習障害」があって、それに対して対応策を練らねばならない、というふうになっている。

しかし、現実には、学校の学業についていけなかったり、教室で邪魔にされたりする子供が存在し、その子供が従来の「障害児」の枠では排除できない、あるいは、排除された側が従来の「障害児」の枠では「満足出来ない」という状況が存在していたのではないだろうか。それが、「学習障害」という概念を必要としたのではないだろうか。

「学習障害」という用語は1963年にカークというアメリカの研究者が提唱したというが、そのもとは1940年代のシュトラウスによる「脳損傷児(brain injured child)」研究にまで遡ることが出来るという(勿論、「脳損傷児」研究の前段となる研究を辿れば、もっと遡ることが出来る)。この決して短くはない歴史を有しながらも、未だ尚、学習障害の「本国」アメリカにおいてさえ、「学習障害」という概念の定義は定まっていない(7)。それどころか、その意味するところ、含む子供達は曖昧に広がりつつあるし、他の「障害」分類に抵触しない程度には広がっていった方が望ましいとさえ言われている(8)。従来あった荒い「健常児」と「障害児」、「障害児」内の分類区分では、どこにもしっくりとおさまらない、端的に言えば、「健常児」の普通学級では邪魔だが(対応できないが)、かといって従来からの特殊学級でも合わない、そんな子供をくくるために「学習障害」という概念が育っていった、ということなのだろう。新しい商品を開発し売り込む専門家にとっても、現場で手を焼いている教師にとっても、我が子に「よりよい」教育を受けさせたいと思う親にとっても「学習障害」という概念は有用だったのだ。「学習障害」という商品が売れることによって専門家は繁盛し、教師は邪魔だったり目障りだったりする子供を「学習障害」とすることで公然と排除したり自分の「教師としての能力」を疑わずにすんだり、あるいは「学習障害」のための専門的教師としての市場を獲得したり出来る。親は「学習障害」というラベルを「よりよい」教育へのパスポートとして使える可能性を得る。「学習障害」という概念は、「学習障害」や「学習障害児」という実体的存在を反映する言葉ではなく、このような教育の場での人間関係のひとつの集合体なのではないだろうか。

最後に

「学習障害」とは、分けるための概念である。分けることを前提として、分けるための体系の中に位置づきその体系をより精緻化する概念のひとつである。それゆえ、分ける体系がその本質としている、個人主義(「障害」の措定とその個人への還元、「能力」の措定

とそれを個人の属性とすること、社会とは個々ばらばらの個々人がそれぞれの持てる「知能」や「能力」やを用いて競い合う場として構成されているという社会観、「自立」が尊ばれそれが不可能な者には「福祉」的施しを与えればいいというような人間観、等々）的世界観（価値観）を共有している。

「学習障害」を批判する時、その概念の持つ内容についての批判のみに限定してしまうと、「分けるための体系」という土俵の上に知らぬうちに引きずり上げられてしまう危険がある。そうなってしまえば、どうあがいても相手の思う壺である。「学習障害」という概念が、どのような体系、あるいは関係によって必要とされ位置づけられているか、ということを見ておかなければならない。そしてそれは、「分けること」なのだ。

分ける体系そのものについて、ここで論じることは僕には出来ない。そのための準備も技量も今はない。

ただ言えることは、まず「分けない」ということから発想する時、「分ける」ことから出発した場合には「学習障害児」と呼ぶ子供に出会ったとしても、その子のことを「学習障害児」とは決して呼ばないだろう、ということだ。「学習障害」策動（キャンペーン）推進側の人達は、「子供のため」をしばしば口にする。「その子のために」、かれ自身は自分が「学習障害児」であることを自覚しなければならず、親も我が子が「学習障害児」であることを認め、教師も「学習障害児」に対する専門的対応方法を知らねばならないという。しかし、「その子のため」を思うことと、その子を「学習障害児」と呼ぶこと、ましてや「学習障害」という「専門的な」知の体系を築くこととは、全く関係がない。後者は、分ける体系から出発することから生まれることだ。

「分けない」ことから出発する時、「学習障害児」に限らず、現在使われている分類・類型化のための概念は用いられなくなるだろう。分ける側からの、我々の発言に対する批判は、かれらが「分けない」という所から考え始めるということが、たとえ想像の上でさえも、出来ない、ということを表明しているにすぎない。

もう一言。ここで述べたことが、「全ての」各地での現実に行われている運動に対する批判としてとられてしまうのではないかと、実は怖れている。「全ての」具体的運動が、ここで批判的に述べたようなことを単純に考えているとは思っていない。運動の具体的な場では、様々なその場独自の関係があり、その場の成り行きと必然によっては、時として「分けない」つもりで「別の場所」を作ってしまうといった一見矛盾したこともあることは分かる気がする。分かってしまいそうになるからこそ、その成り行きや必然が背景としていたり、帰結として呼び起こしてしまう可能性のある事態に目を配っておかなければならない、という思いもこめてこの文章は書いた。言い訳めいた蛇足ながら。

注

(1) 1990年3月7日朝日新聞朝刊

(2) 篠原睦治 1993 「学習障害児・通級制」を考える（その3） 『ゆきわたり』1993年1月号（No.229）,27-28 子供問題研究会発行

(3) いずれも概数。分類の仕方によっては多少の増減が起きうると思う。

(4) 「専従研究者」であれば、「学習障害概念の普及と定着度」に関するアンケート調査でもやるのだろうが、僕は「専従研究者」でもなく、定着していなければその方がいいのであって、行論上に支障はないので、新聞の「学習障害」概念の普及に及ぼした影響度についての「客観的」データというものは、現在のところ持ち合わせていない。念のため。

(5) そして、ある概念が必要以上に厳密に問われることなく、ある程度曖昧に用いられるように、あえて狙われているという可能性もあるのだ。

(6) 実際には、「学習障害児」のための学校に入学してくる子供達が全て「学習障害児」ではない、といったことから、「共感」が存在しない、とは言い過ぎだ、という反論があるだろうと思う。確かに、そ

の通りで、この場合「学習障害児」であるなしを越えて、「学校」がその子に合った教育をしてくれない、あるいは、現在の「学校」の持っている教育に関する思想そのものが認められない、という部分で「共鳴」し合っているといえる。それが、個に応じた教育を求めての共鳴であるのか、現在の学校教育の持つ思想自体への批判を込めた共鳴であるのかは、具体的に行われている運動それぞれによって異なるであろう。ただ、ここでは、ある程度のデフォルメを含めつつも、その基底に存在し、結果的に呼び起こしてしまう可能性のある事実を、記述してみたいと思っている。

(7) 大塚玲 1993 「学習障害の定義にかかわる諸問題と今後の課題」 『特殊教育学研究』,30,29-40

(8) 佐々木正美、上村菊朗、上野一彦、緒方明子 1992 対談・学習障害 (LD) とはなにか 『こころの科学』,42,14-36の、例えば、21ページの緒方の発言、及び、22ページの上村の発言。

〈母子関係論の素顔（その1）〉
「おかえりなさい言説」について

小沢牧子（和光大学）

1．なぜ「おかえりなさい言説」か

母親となった女たちを強く拘束している3つの言説がある。

ひとつは、「3才までは母の手で」という、しごく語呂のよいものである。この言説は、「3つ子の魂百まで」(1)や、「3才からでは遅すぎる」などと重なって、乳幼児と暮らす女たちに不安や迷いをもたらしている。

2つ目は、「人の性格は、小さいときの育てかたで決まる」というものである。たとえば保健所で母親たちに配布される小冊子(2)のなかなどにも、この種の表現がみられる。

母親たちはこの言説に納得できないものを感じながらも、引き合いに出されている「心理学」、「専門性」、「科学性」などの言葉に重圧を感じさせられていく現実がある。

3つ目のそれは、「子どもが学校から帰ってきたとき、お帰りなさいと言って迎えてやらないと、子どもが非行に走る原因になる」という、一種荒唐無稽に聞こえるものである。ところがこれは、パートタイムで働きはじめた再就職の母親たちの意識に影響を与えており、彼女たちはひそかにこのことを気にしているのである。それは、母親向けに催される講座などで筆者が受ける、受講者の質問から察せられる。その質問とは、上の言説にはどんな根拠があるのか、というものである。

はじめの2つの言説については、すでに筆者は他稿で、それらの神話性と社会背景について論じた(3)。そこでは、母親神話の背景には、男性による母親像への願望が色濃くあること、さらに安価な母親労働力を必要とする企業・国家の要請と並行して3才神話が強められていることを指摘した。

さて本論文でとりあげるのは、3つ目の言説についてである。子どもが帰ってきたとき、母親が家にいておかえりなさいと言ってやらないと問題が起こる、という言い方は、場面が具体的であるだけに、母親たちの心情に影響をもたらしやすい。

母親という身分にある女性たちは、子どもが幸せに元気に育ってほしいという子ども本位の願いと、自分自身が世間から非難される親にだけはなりたくない、できることならよい母親と言われたいという自分本位の願いの双方をあわせ持っている。「おかえりなさい言説」は、そのような母親たちの思いの中に、ひっかかり続けている。

具体的にそれは、どんな表現であるのか、ある母親啓蒙家とでもよぶべき、よく知られた評論家の一文を例示してみたい。

> 「学校から帰っても、人気のないガランとした家で、留守番だけが待っているカギっ子。机の上に母親がポツンと置いていったお菓子をほおばるカギっ子。子どもは、おとなが想像する以上の寂しさを感じているにちがいありません。幼い子どもたちは、学校から帰ってきたとき、笑顔で『おかえり』と迎えてくれる母親の姿を期待しているのです。それだけに、迎えてもらえない子どもたちは、複雑な気持になることでしょう。……」(4)
>
> 「……家計を助けるために、どうしても働かねばならない母親はやむを得ないとしても、それ以外の理由で働きに出ている母親には、考えてもらいたいことがあります。子どもをカギっ子にして

寂しい思いをさせ、幼少年期に精神的に与える大きな影響のことを考えているのでしょうか。今、子どものことと、お金のことと、どちらがだいじなことなのか、真剣に考えてほしいものです。幼少年期における環境というものは、大きな意味をもっている。環境のよしあしによって、子どもはよくもなるし、わるくもなるのです。その環境の第一は、母親自身であることをしっかりと知ってもらいたいと思います。……」(5)

しかしまた一方で、「専業母親は子どもを過保護にし、問題を起こしやすい」「共働きの家庭の子どもは自立心が強く望ましい」などの声も聞こえてきて、母親たちを戸惑わせる。

社会的労働を通し、ひとりの人間として世の中につながりたいというのは、多くの女性たちの望みである(6)。誰それの母、何某の妻という間接的な存在、つまり夫や子どもあっての存在の仕方は、屈折や諦めや屈辱と縁が深い。固有名詞つまりひとりの人間として生きることを基本にしたいという願いは正当なものであり、女性にとってばかりではなく男性や子どもにとっての解放の道のりにつながっている。

「おかえりなさい言説」は、この道のりを阻むものであり、母親たちを脅かす作用をもたらすものである。この言説の背景に何があり、言説を広めようとする意図は何であるのか、それを探ることが本稿の目的である。

2.「女・子ども」も労働力であった

「昔から男は外で働き、女は家にいたものだ」という表現がある。あたかも昔から女は家で家族を待ち、おかえりなさいと迎えていたかのように。しかし、ごく一部の武家屋敷の奥に住む文字通りの「奥様」を別として、女たちは共働きであった。広田寿子によれば、1950年のある農村婦人生活調査では、条件の異なる5つの村において、どの村でも女性が男性と同様に、激しい農作業に従事していることが報告されている。5カ村合計で、20才以上の男子で農業に従事する者は77%であるが、女子では82%を占めており、いかに農業が女性の労働力に依存していたか明らかである(7)。そこには当然、乳幼児や学童をもつ母親たちが含まれており、むしろ体力的に働き盛りである彼女たちは、家外労働の中心的役割を担っていたことが明らかであろう。家にいて「おかえりなさい」を言う悠長なゆとりはなかったのである。

当の子どもたちもまた、おかえりとお八つを出してもらうどころか、労働力として当てにされていた。横山浩司は、明治生まれの女たちの子育て体験をたずねるいわゆる「おばあさんの聞き書き」をまとめているが、その中で、山本ヤスさん (明治36年生まれ) は、小学生年齢の子どもについて次のように語っている。

「昔はね、尋常三年ぐらいでね、子守りに出すんですよ。お金ちゅうよりも、子守りに出せばひとり食べないで、食事が減るでしょ。それでね、食べるのを減らすために子守りへね。三年生か四年生くらいで出すんですよ。……一番上の惣領は、もう小さいのおぶうんだから。私なんかね、もうそろそろ学校から帰る時分だと思うと、子ども (注、赤ん坊) におむつあてて仕度して、子ども (注、小学生) が帰って来る道までね、迎えに出てるんですよ。それで、むこうから帰って来ると、鞄を持って、そこでおぶせて。それでね、田舎ですから、おさつ (薩摩芋) は一年中蒸かしてあるので、おさつの二つも持って行って、道で長女におぶせて、鞄を持って帰って来て、それから夢中で仕事するんですよ。その時分みんなそういうふうで、おぶうんだからね。だから、昔の長女は使われて大変な思いでしたよ。……」(8)

母親による「おかえりなさい」も、これでは話が別である。「おかえりなさい」という迎えのない日は、逆に子どもの自由な日なのだから。しかしそれが子どもの自然な日常であったし、当たり前の暮らしであるのだから、可哀そうとかえらいとかいう話なのではな

い。それどころか上掲書のなかで、別の語り手田辺カヨさん（大正10年生まれ）は、このようにすら言っている。「子どもは外に出て、他人に育てられた方が一人前になってね。昔の親の方が、かえって良かったですよ。自分で生きることを覚えるでしょ。今はもうね、なかなか……。」(9)

言わずもがなのことであろうが、母は昔から家にいておかえりなさいと迎えたものだ、というようなイメージ作りがあるとすれば、それは明らかに意図のある神話作りであり、それは言説の語り手の意向を担ったメッセージなのである。そのメッセージの背景を読み解いていってみたい。

3．「カギっ子」という言葉の登場とその背景

『昭和家庭史年表』（家庭総合研究会編）(10)をみると、「カギっ子」という言葉は1963年に登場している。「夫婦共稼ぎが目立ちはじめ、団地族の間に『カギっ子』が登場」とある。この年、翌年10月からの東京オリンピック開催をひかえて、白黒TVの普及率が88．7％となり、その他の家電製品も、電気洗濯機66．4％、電気冷蔵庫39．1％のように売り上げを伸ばしている。

また、総理府青少年局が1968年に、『かぎっ子の実態と対策に関する研究』(11)という報告書を出しているが、その中にも、「『かぎっ子』の問題が登場してきたのは、人づくり政策が論議をよび『人づくりは家庭から』のスローガンが唱えられるようになった昭和38年（1963年）頃からであった……」とのべられている。本稿でとりあげる「おかえりなさい言説」にかかわって「かぎっ子」をひとつのキーワードとするなら、それは1963年を区切りとして登場してきたことは確かなようである。

1960年代に入ってなぜこのように共働きが激増したのかを、広田寿子は次のように分析する。1つには「高度成長」が、自営業所帯とくに農家所帯を急速に分解しながら、労働者（雇用者）所帯を激増させたことである。核家族世帯数（夫婦を単位とする労働者世帯）は、1955年の690万から、1970年の1488万へ向かって増えつづけた。

2つには、同じ「高度成長」が生み出した膨大な商品とサービス（進学をふくむ）の購買力として、核家族を利用したことである。つまり、核家族の主婦そのものを、一方では労働力として、他方では購買力として、いずれも利潤確保のために有効利用しようとしたのである。

さらに本稿において重要なのは、資本にとっての「パート労働」の旨味である。広田によれば、資本蓄積の高度化があらたに創出した産業予備軍としての主婦労働力の貯水池が、これほど企業にとって都合のよい形で拡大しえたのは、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という資本主義社会の「分業の原則」のためである。

パート労働制度には、3つの特徴がある。その3つとは、短時間労働、低賃金、ひんぱんな契約更新である。短時間労働は、「家庭が主」であるという意識を前提としている。低賃金は「仕事が従」であるからという口実に依存している。そして短期雇用と契約更新は、雇用権の濫用につながり、かつつねに試用期間であるという不安と緊張をパート労働者に強いて、能率増進競争をあおることができる、と広田は指摘している(12)。

それに加えて母親パートタイマーは、職業経験をもつ者も多く、学歴も高い場合が多いなど、いわゆる職業適応力が高い。また「パート世代」が共通して身につけてきた「仕事熱心」や「几帳面さ」をももっている(13)。昇給、賃上げ、一時金、退職金、年次休暇、諸々の社会保障も、ソルタイマーとは厳密に区別されている。母親パートタイマーの多くは子どもを生み終えた年齢にあるため、母性保護の諸規定を適用しなくてすむ。つまり資本にとっての人件費の節約は実に大きい。その上不況となれば容赦なく整理するなど、景気の変動に弾力的に対処できる。さらに彼女たちは労働組合にも加入できない。

資本にとって、母親パートタイマーほど便利なものはなかったのである。

ここで重要なことは、さきにのべた「パート労働」の前提となっている「家庭を守る役割」についてである。低賃金も低保障も雇用不安定性も、いずれもが「パート労働は家庭が主、労働は従が前提なのだから」という口実の上に成立している。雇われる側も、解雇されない範囲でそれを活用しようとすることもある。つまり「妻、母は家庭を守る」という原則のもとに、パート労働は不利な労働条件と不安定な雇用を、はじめて可能にするのである。それは資本にとって手放せない旨味をもつ条件なのである。

パート労働についてこのような背景をみるとき、「子どもが帰ってきたときおかえりなさいを言ってやらないと云々」のもつ裏側の意図も、見えてくるのではないだろうか。

4．高度経済成長期と母子政策

さきにのべたように、共働きとくに母親のパート労働がふえ、「かぎっ子」ということばが世の中に使われるようになったのは１９６３年ごろのことであるのだが、当時の新聞や雑誌はこの事態に対してどんな姿勢をとっているのであろうか。またそこでいわゆる専門家の人びとは、どんな発言をしているのだろうか。１９６０年代の朝日新聞記事を追いながら考えてゆきたい。

１９６３年という年に「かぎっ子」という言葉が世に現れたということは、ひとつの象徴的できごとであって、この年は母子政策にとって特記すべき節目である。

同年８月９日の家庭欄に、「児童家庭局が生まれます―子ども育てる相談役」という記事が載っている。厚生省の黒木利克児童局長の談話取材中心のものである。黒木は「ハッキリいえば、今や日本の家庭はくずれつつあるのではないか」と前置きして、次のような主旨の発言をしていることが報じられている。

「男女平等の世の中になって婦人が職場に進出するようになったのは結構だが、それが家庭生活、中でも育児の面に好ましくない影響をも及ぼしている」、「サラリーマン家庭がふえ、消費革命やレジャーブームにのりおくれまいと、パートタイムの仕事や内職をする主婦がふえており、子どもを老人にまかせて共かせぎするといった例も少なくない。こうして子どもたちは、家庭のなかで置き去りにされていく」、「家族だんらんの機会がへり、遊び場がなく、子どもの数がへり親の期待が子どもを勉強へと追いたてる傾向が強まっている」、「非行少年がふえ低年齢化しているのも、ここに原因がある。いまの子どもたちは危機にあり、厚生省が児童福祉対策をまとめたのは、この現状を放っておけないからである」、「具体的には厚生省の児童局を児童家庭局とし、これを中心に、①全国の社会福祉事務所に家庭児童相談室を設け（５年計画）、②児童育成指導員を配置するとともに民間指導者を養成する、③市町村に家庭保育指導員を置く、④母子家庭、低所得家庭対策、⑤重い心身障害児対策の拡充、⑥母子の健康増進、の政策を進める」。

以上のように、働く母親→家庭の崩壊→子どもの非行化→母子対策、の一方的なきめつけの図式がここには示されている。このような談話―新聞記事も「おかえりなさい言説」を導いていることが推察される。また、本論と直接的関係があるものではないが、’８０年代に入って臨時教育審議会が答申した、いわゆる「シルバー人材」(14)の発想が、すでに’６３年段階で出ていたことも見える。

ところで、１９６３年という年は３歳児検診の強化通達を厚生省が出し、池田内閣の人づくり政策が展開された年である。この政治的動きとその背景については、すでに拙稿(15)で論じたが、上記の新聞記事と黒木局長の発言も、当然その流れの中に位置づくものである。

前述したように、この時期の日本は、資本主義の「高度」な段階を迎えており、巨大企業やその集団である財界が、経済上だけでなく、政治・教育その他あ

らゆる面で、社会の主導権を握りはじめていた。利益を増大させるための「主婦パート労働力」を求めたのも資本の要請であったが、同時にその労働力をフルタイマーに移行させず都合のよいパートに留めておくための方策をも同時に講じていた。「おかえりなさい言説」や「母親役割」の強調は、そのためにこの上なく有効に作用したであろう。

黒木局長はこの時期、池田内閣の人づくり政策に入りこむ形で、人口問題審議会や中央児童審議会、人づくり懇談会などに働きかけながら母子問題にかかわる諸政策を展開する。このあたりの事情は、黒木が１９６４年に出版した『日本の社会福祉』のなかに、裏話を交えながら赤裸々に語されている。それらはたとえば次のようなものである。

「これから生まれる数の少ない子どもを健全に育て、立派な人間に仕上げるという、特に技術革新時代に諸外国の競争にたえられるような人材を作っていくこと……」

「池田総理の人づくり懇談会に、中央児童福祉審議会の委員の中から二人の乳幼児問題の権威者を加えていただいた。……新春の新聞座談会における池田総理の発言の中で、“要するに人づくりの根底は、よい母親が立派な子どもを生んで育てることなんだ”とあったが、わたし（注、黒木局長）は実はこれを言って貰いたかったのである。……これによって人づくりの問題に新しい展開が出てきたわけである。人づくり問題も、立派な母親が立派な子どもを生むことが根底だというのであるから、これを施策の前進といわずして何であろう。」(16)

前掲の新聞記事「児童家庭局が生まれます」との黒木局長談話は、このような背景のもとに個々の家庭、個々の茶の間に届けられているのである。

高度経済成長のこの時期、女性政策は子ども政策とセットの形で、「３歳神話」や「乳幼児期の絶対視」、さらには「おかえりなさい神話」を伴いながら、母親（その背後の父親をも）の意識操作をもたらし始めたと考えられる。その意識とは、「女はほどほどに働くのがよいことなのだ」というものである。

母子関係についての政策ばかりではない。同じ１９６３年は、経済審議会が「人的能力に関する答申」を出し、「教育においても、社会においても、能力主義を徹底することである」(17)とうたい、ハイタレント・マンパワーの必要性をとなえた年でもある。母親たちは労働を買い叩かれ、育児不安に脅かされ、進学競争の波にまきこまれ始める。

１９６３年は、社会の諸矛盾が母親たちにしわ寄せされる事態の始まりの元年であったともいえるであろう。

5．マスコミにおける専門家発言―’６０年代の朝日新聞記事を中心に

１９６０年代の朝日新聞をさらに辿ってみる。「専門家」たちのコメントはさまざまである。１９６５年１１月３日の家庭欄「ふえる“カギっ子”―願いは『ママ家にいて』」では、東京・世田谷区の小学校の調査とともに、「非行化」を危惧する校長の談話が載っているが、教育評論家の肩書きで重松敬一は次のように語っている。

「カギっ子は確かにふえる傾向で、大きな社会問題になってきているわけです。……“お金をためて、暮しを豊かに……”といった中途半端なゼニカネ主義の家庭が一番問題を起こす。収入がふえても、支出も多くなり、結局は子どもに害あってプラスは少ない。……」

ここでも、お金めあてに子どもを放りだして働く欲張りな母親、というきめつけがみられる。働きたいと願う当の女性たちの心情の部分は置き去りである。女性たちが働こうとするのは、経済的事情のみでなく、自分の生き方の問題をふくんでいる。また、社会から隔絶されてすごすことの苦痛から逃れるためでもある

ことは、当時も現在も同じであろう。また、１９６４年１２月３日の家庭欄には、「おかあさんは疲れている―“異常”の訴え多い団地」の見出しで、イライラや気づかれによる身体症状に悩む母親たちの実態が報道されている。

しかし、当の働く女性の側に立った女性による発言は、たとえば日本母親大会や全国婦人会議の報道記事、また保育所づくりや学童保育研究集会などの市民運動記事以外には、全くといっていいほどに見られない。『主婦の友』のような女性向け雑誌には、この時期、働き続ける母親たちによる、同性への励ましや好意にみちた記事が多く見られるのだが(18)、こと朝日新聞に関しては、働く先輩母親としての女性による発言の場を見いだすことができない。ところで、さきの「ふえる“カギっ子”」記事のコメンテーター重松敬一は、「母は家に帰れ」と読める前掲のコメントに続けて、バランスをとるように、次のようにも語っている。

「……政府は低学年用には保育所、高学年用には実習室を増設し、ヨーロッパのように共かせぎ夫婦が安心して働けるような児童福祉対策を強化すべきだ」。

しかし、日本の母子政策はこの方向をとらない。当時女性労働者は１千万人をこえ、保育所要求は年を追って強まっていたが、１９６３年に中央児童審議会が策定した保育７原則は、家庭育児対策の強化をはかるもので、公的保育機能の拡充には消極的であった。働く母親たちの願いと運動が保育・教育政策に反映しはじめるためには、さらに数年を待たなければならなかった。本稿との関係で特に話すべき政策は、１９６７年度に文部省管轄で開始された学童保育事業である。初年度文部省の補助予算５千万円を受けて、全国２００ケ所で始められたのが、学童保育のスタートとなった。（これに先がけて、東京都では、働く母親の増加に早い対応をし、１９６３年から「学童保育事業」を学校内で始め、文部省政策への先鞭をつけている。）

’７０年代に入ると、公的保育政策は徐々に進み、乳児保育や企業内保育所への助成などが始まり、学童保育を足場とした親たちのつながりも広まって、１９７７年には、雑誌『日本の学童保育』も創刊された(19)。

しかし、朝日新聞を追う限り、’６０年代の紙面は、働く母親たちを励ますものではない。

’６０年代後半の朝日新聞家庭欄は、働く母親が激増してゆく社会現象の報道記事と、その現象を憂える男性学者・評論家たちの発言が交錯している。世の中には大学紛争の嵐が人びとの価値観をも揺がし、’７０年代に入ってすぐ台頭するウーマンリブ運動への下地も作られつつあった。働く母親たちへの応援の願いをこめて駒野陽子が単行本『働く母の育児と家庭教育』(20)を世に送ったのは１９６７年のことであり、『主婦の友』のような女性向け月刊誌に、石原一子の「家庭と仕事は両立する！」(21)などの記事が載るなど、働く女性による発言が活字レベルでも見え始めていた。理論面でも、『朝日ジャーナル』誌上で主婦労働論の整理が進み(22)、第三次主婦論争といわれる「主婦は解放者か未解放者か」が始まろうとする時期であった。しかしそのようなうねりを視野の外にしたまま、当時の朝日新聞は守旧的な男性による「子育ては母の責任」論を展開することによって、たとえば「お帰りなさい神話」を補強するような役割を果たしている。そして働く母たちに強く浸透するのは、これらの新聞記事である。「新聞は正しい」という神話もまた、根づよいものだからである。

６．男性学者による固定的母親観

母子関係論といえば心理学の出番であることが多いが、’６０年代の朝日新聞には、心理学者の登場はそれほど多くないが、いくつかのものが見られる。’６３年８月、’６４年２月に知能テストブームについての記事があり。乾孝、鈴木清、平井信義、松田道雄らが登場しているが、いずれも署名記事ではなく談話であ

る。ほかに'66年4月に「一年生のお母さんへ」と題して、早川元二の談話がかなりのスペースで紹介されているが、ここでは働く母は全く対象にされていない。「……家庭に帰ると、やさしいお母さんが『さあ、つかれたでしょ、ほら、おやつよ』と、カバンをポーンと投げておいてもしからずに、甘やかしてくれます。……」とあって、「おかえりなさい」が当たり前のことになっており、結果的に「おかえりなさい言説」の固定化に寄与している。この記事では、「甘やかさず自立心を」のタイトル通り、自分のことをしっかり自分でさせよという躾論になっているのだが、「お手伝いをしっかり」と、母親在宅が前提である。

親子関係についての記事では、'67年12月の連載記事「親と子のあいだ」がある。執筆者は、現在でも母親たちへの大きな啓蒙的役割を持っている詫摩武俊である。オオカミ少女の例を引きながら、赤ん坊をとりまく人間のかかわりの大切さを説き、「育児と母の役割」では、母親役割の大きさを強調し、「……ここで

は親、とくに子どもと全人的に接触している母親の育児態度が問題となってくるのであって、この全体としての態度が良好であれば、その中の一つ二つの育児行動に問題があっても、十分補われてしまうのである。」と、母親の全体的なありようを重視しており、「いまの若い母親にほしいものは、まず子どもの個人差についての理解を深めることであり、つぎに自信をもって育児にあたることである。」とのべて、7回の連載の中に父親については全く触れていない。ここでも、母親は育児専業者であるということが前提とされているのであろう。もし父親が登場するとすれば、それはなぜか「非行」がらみである。'65年12月に、「危険な子どもたち―非行化の周辺」という、記者の取材による10回連載記事がある。この中には、「ママさん労働」の回もあり、欧米に比して日本では公的保育対策がはるかに遅れていることを指摘している。ところでいまここで特にとり上げようとするのは、このような「非行問題記事」になると、必ず父親が「権威」ということばとともに登場することである。このシリーズでも3回目に「お父さんの権威」とタイトルが付され、「家長」ということばが登場している。そこにはアメリカの非行増加に悩む視察団がイタリアを訪れたときの報告が次のように引用される。

「イタリアの青少年は“権威”を尊敬する。そしてその尊敬は家庭にはじまり、学校、社会へと延長拡大される。ごく貧困な家庭でも父親は愛情、温和、厳格を適切に使いわけて家庭を支配しており、どの家庭にも生活を律するおきてがあり、服従しない子どもは罰せられる。ここに私（注、視察団）は“父親を家庭に戻せ”という鉄則こそ、すべての条例より、また巨額の計画より優れたものと確信する……。」(23)

とにかく仕事ばかりにからめ取られがちな夫が家庭へ戻るのは、妻にとっても子どもにとっても望ましいことなのだが、それが「非行をふせぐ権威」としてということであれば、それは父親という人間の道具化であろう。そして「おかえりなさい」の母も、同様な位置づけであることは明らかである。この、「子どもが非行化しないための母」についての典型的な記事を、最後に転載しておく（前頁）。執筆者は、文化人類学者の我妻洋である。(24)

この記事は、「子どもが学校から帰ってきたときに、お帰りなさいと母親が迎えてやらないと、子どもが非行化する」という、冒頭に紹介した言説が、大新聞の紙面に大きな扱いでとり上げられ、広められてきたことがわかる例である。'90年代の現在、さすがにこのような反動記事を見ることはなくなったようだが、'60年代にはこのような言説が堂々と正当化されていたわけで、多くの働く母親たちを脅かし、現在にいたるまでその影響を強く残しているのである。

我妻によるこの記事の主旨は、次のようなものである。

①非行少年群と正常少年群の比較研究を通してみると、非行少年の親の性格に共通点がある。それは自信欠如、依存型の父親と、積極的能動的で自己主張の強い母親の組み合わせである。

②正常少年群の母親に特徴的なのは、父親がたとえ弱く無気力であっても、「一家のアルジはお父さんです」と、父親をたてていることである。

③子どもを育てるための献身的な労働と、社会的な仕事を自分がするよりも男の子を立派に育てることに生き甲斐を感じ満足することが、子どもを非行化させない母のありかたである。

④伝統的な日本女性の生き方をしてきた母親が正常少年群の家庭には多いが、非行少年の母親の大半が伝統的な日本の母親の役割を果たすことに抵抗し失敗している。

⑤日本の伝統文化が女性に要求した役割（筆者注、夫をたて、従う妻）を認識することを忘れずに、新しい民主化された家庭を考えていくべきである。

敗戦後20年以上を経て、働く女性が全雇用労働者の1／3になろうとしていた頃、このような記事が、「とかく非行少年の母はこわし型」という揶揄をふくんだ句を付したマンガと共に朝日新聞の家庭面を占め

ていたのである。当の働く女性たちの声が大きくとり上げられることはなく、バランスを取る記事もなく、この問題について執筆者の中に女性を登場させることもない。'６０年代を見る限り、朝日新聞は、「おかえりなさい言説」を推し進め広める役割を果たしていたことが明らかである。

当時、「カギっ子」とよばれる子どもたちや働く母たちについて、当然のことながら、別の見方も存在していた。たとえば家庭教育の会編『不在っ子・カギっ子』（１９６５年）には、次のように記されている。

「“不在っ子”は反面、独立心があり、自主的で強い生活力をもつ。“カギっ子・不在っ子”というだけで非行化の先入観をもつのはまちがいだ」「“不在っ子”をふやさないために婦人は家庭へ帰れとか、２５歳定年説がとびだすのは、社会の発展からは逆コースである。母の愛と知恵、周囲の理解、施設の充実、そうした支えで“不在っ子”がむしろ望ましい成長をしている例も多い。……」

しかしこのような考え方が働く母親たちに広く届いていくのは、１０年ほどあとのことになる。そして前掲の記事にあるような「働く母、やさしい父、非行」の図式化された神話は、母親たちに不安を抱かせつづけながら、いまなお生きのびているのである。

７．子ども自身への問いかけから

「おかえりなさい言説」に対する反論が働く女性の側から提出されてくるのは、主として'７０年代後半以降である。この角度からの検討は稿を改めたいが、樋口恵子による視点をひとつだけ紹介しておく。樋口は働く母親と子どもについて次のように記しはじめる。(25)

「働く母の泣き所に訴えるパンチのきいたせりふがある。『ただいま！と言って子どもが学校から帰ったとき、迎える母がいないのは、子どもにとってどんなに寂しいことであろうか。』働く母の胸にこの一言がぐさりと突き刺さり、子どもにとって『加害者』ではないかというう しろめたさにさいなまれるのだ。」

樋口はこの「パンチのきいたせりふ」について、当事者である子どもたちへの質問を通して、その実状を確かめようとする。共働き家庭の子どもたちへの質問は次の通りであった。

「家に帰ったときお母さんがいなくて、寂しいと思ったことはありますか。」この質問に対してもっとも多かった答は「別にない」であった。樋口は、子どもたちにとって母がいない日常は、「不自由」であるという実感はあっても、「寂しい」というものとは違っているとのべている。「親から解放されて自分の世界が持てた」とのべた子どももある。またある子どもは、「帰ったとき母が家にいたことはないのだから、比較のしようがないでしょう。外からどう見えようと、それが私にとってはかけがえのない家庭だったのです」と答えている。

母親が家にいることもいないことも、それぞれ正の面負の面があるのは当然のことである。負の面のみが「非行」とからめられながら男性学者たちによって強調されてきた歴史をみるとき、そこに「おかえりなさい」といつも迎えてほしい当の男性たちの身勝手な願望が読みとれてくるのは、いじわるに過ぎる見方というものであろうか？

注

(1) この諺は、かつて「人の持って生まれた性分はなかなか変わらないものだ」の意味を持っていたが、心理学、医学など発達論の影響もあってか、最近では、「人間の一生は３歳の頃までの育て方で決まる」という意味一色になっている。

(2) たとえば、「……子どもが成長してからの親に対する態度の違いは、赤ちゃん時代の環境に兆すことが、サルの動物実験でよく知られていることです」（依田明ほか編『はじめてお母さんになる人へ』）

(3) この２つのテーマについては、次の拙稿ですでに論じた。「母子関係心理学の再検討」和光大学人文学部紀要第２１号　1986、「乳幼児政策と母子関係

心理学」臨床心理学研究第26巻3号　1989

(4) 吉岡たすく『子どもと親 — 吉岡たすく著作選集第9巻』雷鳥社　1979 P.36

(5) 同書　P.37

(6) 広田寿子によれば、1982年の調査で、女子有配偶人口の51%が有業者、49%が無業者であったが、この無業者の47%は、家事以外の何らかの仕事につきたいと願っていた。(『続・現代女子労働の研究』労働教育センター、1989 P.102)

(7) 同書　P.100

(8) 横山浩司『子育ての社会史』勁草書房　1986 P.138

(9) 同書　P.178

(10) 家庭総合研究会編『昭和家庭史年表』河出書房新社　1990

(11) 総理府青少年局『かぎっ子の実態と対策に関する研究』　1968

(12) 広田寿子　前掲書　P.229

(13) 1963年9月13日の朝日新聞家庭欄は、「主婦はひっぱりだこ」というタイトルで、パートタイマーについての記事を載せ、彼女たちの仕事熱心さや几帳面さが評判のよさを生んでいることを報じている。

(14) 臨教審第2次答申「家庭の教育力の回復」の章の中で出された。「高齢者の知恵を生かした地域の育児相談者」の意。

(15) 小沢牧子「乳幼児政策と母子関係心理学」臨床心理学研究第26巻第3号　1989

(16) 黒木利克『日本の社会福祉』良書普及会　1964

(17) 「人的能力製作に関する答申」経済審議会　1963

(18) 『主婦の友』1964年8月号「働くお母さんは子どもをどうしているか」、同11月号「カギっ子をどう守ったらよいか」、1965年4月号「私は働きに出る若いママ」など。

(19) 『日本の学童保育』一声社　1977年創刊

(20) 駒野陽子『働く母の育児と家庭教育』明治図書 1967。3人の子を育てながら教師の仕事を続けた体験が綴られている。

(21) 石原一子「家庭と仕事は両立する!」『主婦の友』1967年12月号

(22) 磯野富士子「婦人解放論の混迷」朝日ジャーナル1960年4月10日号を皮切りに展開された主婦論争。

(23) 朝日新聞　1965年12月9日　家庭欄

(24) 同紙　1968年9月1日

(25) 樋口恵子「働く母親と子ども」(桂広介ほか編『家庭教育選集4巻　母親の役割』　金子書房 1981)

「資格・専門性」論議と学会改革の終焉
―日本臨床心理学会改革20年をふりかえる（その3）―

篠原睦治（和光大学）

日臨心・日心臨公開シンポを想起する

前号では、日臨心が、精神衛生法の「改正」問題を医師中心の「医療改革」路線にそって取り組んでしまったことによって、日臨心は臨床心理士の国家資格化へと急激に傾斜していったのだが、その経過をたどった。勿論、「国家資格化」に協力するかどうかをめぐって、運営委員会内外で、苛烈な論争があった。そこには、「資格・専門性」をどう捉えるか、というテーマが明確に還流していた。

今回は、この辺りについて、議論の経過を振り返っておきたいが、どこまで遡るべきだろうか。ここでは、日臨心と日心臨の公開シンポ「臨床現場から専門性を考える」（1987年5月）の前後から考えていく。

もともと、このシンポ企画は、日心臨が発足した'80年代前半に、むしろ日臨心より申し入れていたことであるが、彼らは、この申し入れに、このシンポが開催される直前まで、終始消極的だった。しかし、このときは、彼らのほうが積極的だった。このとき、ぼくら運営委員会は一端警戒的になった。この頃すでに、臨床心理士資格認定協会設立の動きを聞き及んでいたし、このシンポは、そこへの橋渡し的儀式になると予想したからである。一方で、ぼくらの申し入れをやっと受け入れたのであり、この機会にも、「われわれは、なぜ資格・専門性を問うのか」と迫ればよいと考えた。そして、シンポ開催を了解した。

しかし、その後、認定協会設立は、急ピッチで進んでいった。彼らは、あのシンポと同年11月、第5回日心臨総会（名古屋）で協会設立を決定し、翌年の3月には、認定協会業務を開始している。

やっぱり、あのシンポは「日臨心と議論したがうまくいかなかった」というアリバイづくりだったのだが、これほどまでに素早く巧妙に利用されるとはつゆだに考えてもいなかった。ぼくらは、第5回日心臨総会に名古屋まで出掛けて、抗議のビラまきなどをしたが、このとき、日臨心でつくったシンポの記録(1)を持ち込んで販売したが、よく売れた。以下に見るように、日臨心側発題内容にも幾つかの問題点を含んでいたが、それでも、日臨心学会改革の姿勢と中身を少しは紹介することが出来た。そんな記録を彼らにも読んでもらえたことぐらいが良かったことかなと思っている。

ところで、このときの日臨心側シンポジストは、篠原睦治と佐藤和喜雄だった。篠原は、（臨床心理学・心理臨床に関して、発見した矛盾や問題を整理しながら）「ここでの心理還元主義、心身二元論などを否定的にくぐり抜けて、トータルな生活、間身体的・間主体的関係性に出会い、関わろうとする「臨床」を試みたいと思っている。（中略）『臨床＝生活』と捉えきることで、『心理臨床』はその『心理』をはずさざるをえなくなる。この志向性が『臨床の王道』といって良いかもしれない。」と結んだ。

ここでは、「関係性」に関わる「臨床家」が主語・主体として想定されている。また、「個」や「心理」を越えようとする視点は提言されているが、「する－される」の関係性で成立する「する」側の「臨床」を「王道」とまで呼んで、絶対化してしまっている。しかも、「生活」を「臨床」と同義にしてしまっているのだが、これでは、「臨床」が「生活」を支配し、おおってしまうイメージになる。日心臨側シンポジスト、河合隼雄にもこの結論に関して異存のあるはずはない。彼は、

「（篠原さんは）むしろ関係を大切にするとか、関係を対象化する、と言われましたね。そういうことをする専門家がこれから必要になるんじゃないか。」とエールを送っている。

佐藤は、「医療や福祉の現場で働く専門家」は、できるだけ、そこにやってくる人、送られてくる人を、元の地域社会に自らもかかわりつつ押し返すこと、その人があたりまえの一人の個人として休養し、食べ、人と交わり、スタッフともじっくり話ができるように設備や人を整えること、ヒエラルキーで管理されたチームは患者側の共同の敵（＝健常者側）となるので、特定の権限が誰にもなく、とことん討議され、最も妥当な方針を示した人の意見が尊重されるような、メンバーシップ、リーダーシップを構成すること、それぞれの関心に応じた（人間と人間関係に関する）学科で大学4年程度の基本的なものを学ぶこと、などを提言している。

そして、佐藤は、「（労働）運動が弱いところでは、高度の資格制度による専門家は、働く者の連帯に分断をもたらす」と言って、「管理者に都合よく利用される」と警告している。佐藤の「専門家像」は「闘う専門家」であり、そのモデルは、彼自身の実践と運動によって、示されている。こうして、“闘う”専門家になるための「実習や現任訓練などは（『病者』『障害者』主体の解放）運動を支援しながら学ぶのが最も大切な基本」と結んでいる。

大学で、専門教育を受けながら、一方で、解放運動から学ぶことで、「よりよい専門家」になるとする、佐藤の楽観的見方は、本拙論（その1）でも見たが[2]、ここでも、一貫している。

佐藤のここでの発言は、資格認定協会が要求する臨床心理学的にオリエントされた「専門家像」とは異なっている。特に、学歴条件に関して、協会が、修士課程終了者を原則にしているのに対して、佐藤のは、学部卒程度としている。これは、後に、日臨心内設置の資格認定問題検討委員会に関わる人びとが、「国家資格化」にあたって、強く要求している条件と合致している。また、専門教育よりも臨床経験を重んじる姿勢は、その後の彼らの持論になる（後述）。

「心の専門家」は必要か

話は、少し戻るが、河合隼雄は、このシンポに先んじて、「『心』の専門家の必要性」を説いている[3]。山下恒男は、これに反論して、「『科学』という権威ではもはや我が身を守りきれなくなった『専門家』が、今度は『国家』という権威にすがろうとする姿を、そこに見ることができる」と述べている。そして、「『心の専門家』の権威づけは、現在でさえ顕著にみられる社会的無関心を増大させるだけである。それは人と人との日常的な関係を断ち切り、人間の全面的な管理へ向かうものである。『専門家』が幅をきかせ、『専門家』に期待する社会は決して健全な社会とは言えないだろう。そして、私たちは『心』を専門家にあずけるわけにはいかない。」と言い切っている[4]。小沢牧子も、山下と同様な視点で、次のように述べている。「私がここで行っている批判は、河合氏が『臨床の知』なる新しい言葉を、心理臨床家の知の独占と地位向上をめぐる制度にからめて世に普及させているところに向けられるものである。

心の問題は、ひとびとの関係を日常のなかに創出しつづけその中で知を磨きあうことによってこそ解決されていく。心は実体として取りだされうるものではなく、関係の中にこそ存在する。」と[5]。

また、例の公開シンポの後、山下栄一は、そのときの発言を改めてまとめている[6]。彼は、「基本的に心理臨床の専門家など、本来存在すべきでないという点を確認しつつ」、「事実として、たとえば病院の精神科医療の場に、臨床心理の業務に携わる人々が存在しているという現在の社会の現実」を認めないわけにはいかない。

「だが、その場合も、（中略）特に『心理学のスペシァリスト』であってはならないと考える。その点で言えば、人間の問題、特に社会的な差別の問題について、深い関心を持ち、社会と歴史の動きについても学ぶことを怠らないゼネラリストであってほしいと思う

のである。また、「悩みを持つ人のそばに居ること」のエキスパートという意味での専門家としては、何よりも「病者」とか「患者」、「クライエント」などとよばれる人々と同じ地平に立ち、その悩みを共に担う存在であってほしい。そのためには、「専門家」として存在させられている自己の立場を絶えず問い直していく姿勢が大事である。」と述べて、「スペシァリストとしての資格の制度化」に反対している。

湯浅欽史は、土木工学の分野で、専門性の社会的機能を反省的、批判的に考えてきた人だが、彼もまず、「資格の新設や権限の強化は、人間生活の隅々まで公権力の管理が浸透することを意味する。」と言っている(7)。

湯浅によれば、もともと、専門家の客観性は特定利害に立脚し、専門家は特定利害の思想の流布と執行とを業としている。そのことが、日常生活のなかで気づかれることは稀だが、ある人の生活が体制と利害を反し、専門家が執行者として立ち現れるとき、その客観性の正体が透けて見える。こうして、事態は、この客観性と当事者性の“スレチガイ”として進行する。そして、専門家の説得を肯じえない生活者は、エゴイズムと非難され孤立させられる。

湯浅は、専門家の生活者に対する敵対性は、こんなときに暴露されるが、彼らが「専門家の客観性」に対して良心的で有能であるほど、それは強化される構造があると指摘している。

しかし、湯浅は、実践的課題としては、「いかなる専門家なのか」ということでしかない、と述べ、「専門家の位置を自覚した上で、“居直る”ことだと思う」と述べていく。「生活者（非専門家）の視点から自己の専門内容を内在的に批判し、他の人とのかかわりの中で、ということは個別具体のテーマを掲げた運動として展開していくことだと考えている。」

山下、湯浅らに見るように、専門性の抑圧性・排他性に気づいた「良心的で有能な専門家」が自己に課するテーマは、自己点検によって専門性を相対化することであり、そして、そのような専門性で実践、運動できないかを模索することである。

「現場・経験」の重視で大丈夫か

ところで、思うに、専門家の専門性（科学性、客観性）は、もともと、外在する知識と技術のシステムから、「教育」を介して注入されるもので、その形式的・内容的保障が「資格」である。その「資格」を拒否、返上して、「専門性」を相対化する作業は、なにを手掛かりに行うのであろうか。ぼくらは、７０年代当初に、「『される』側に学び、『される』側と共に」という方法論ないし検証方法を手に入れることが出来たということについては、本拙論（その１）で述べたが(2)、８０年代後半になって、赤松晶子は、臨床現場における「経験」や「経験の集積」を重視することで、「資格・専門性」を相対化する提言をしている。

第２２回日臨心総会シンポ「いま、資格・専門性・現場について見えてきたこと ― 日臨心『資格問題』の経過を踏まえて」（１９８６．１０）での赤松の発言は次のようになっている(8)。

「その個々の人たちがありのままにどう生きるかということをどう支えていくかを考え合う人間が必要だと思う。私自身臨床の場に２０数年になるが、大学で学んできたことより、現場に入って出会ってきた患者さんに教えられてきた。現場では、大学院卒などという資格づけを要するのではなく、大卒でも、高卒でもいい、その苦しんでいる人たちと一年間でもつき合って、一緒に考えていくことが出来るか、自らを試してみることが必要だと思う。その上で、その人たちにとって役立つ生き方が出来るか、しようとするのか、選び選ばれることだろうと思う。」と。

このシンポの討論部分で、篠原睦治は、赤松の発言を受けて、「資格よりも経験の方が怖いと思った」とまず感想を述べ、そして、「専門家」としての自分の体験も振り返りつつだが、「どうも、資格よりも、経験や経験の延長上にある専門性が我々業界の中の本当の階層化を作っていく」と発言している。そして、「資格と専門性と経験というものを仕分けしつつ」考えてみる必要があろうと提案した。つまり、「経験」の持つ特有

の課題をそれ自体でじっくり考えていかないと、「資格→専門性」ではない、「経験→専門性」の問題が隠されていくことを恐れたのである。

山下恒男も、学会誌「資格問題特集号」（1988年2月）中で、「資格問題私見」を書いているが、そこで、「経験」について発言している(9)。「問題は経験の中身である。10年間、『大過なく』経験を積んだということは、職場によく『適応』したということでもあろう」と。また、臨心研第27巻別冊『「心の専門家」は必要なのか？』（1989年10月）のなかで、山下は、「（心理臨床では）『経験』というものが重みを持ってくる領域であることを認めたうえで、なおかついくつかの問題がある」と言って、三点を挙げている。要約すると、科学的心理学の「論理」にそった「臨床経験」の質は大変偏狭なものである可能性が大である。そして、この中で形成されていく「専門性」は"非日常的な場面"でのみ成立している。しかも、この場面は外部からの「力」に守られている場であり、その主人は心理臨床家である。そして、「力」の重要なひとつが「資格」なのである、と(10)。

山下が「経験」の問題点を論じた際には、「心理臨床家」が念頭に置かれている。しかし、これらは、臨床現場における「臨床家」、そして「専門家」であれば、だれでもが考えなくてはならないことである。

第25回日臨心総会（1989年11月）と言えば、臨床心理士資格認定協会の認定業務が開始されて、1年数か月の時間が経っている頃で、臨床現場によっては、動揺が起こっていた。このとき、ぼくらは、「『資格・専門性』問題深化のために」というシンポを持っているが(11)、そのなかで、宮脇稔は、「協会資格は仕事に結び付かない」と批判している。

要約すると、認定協会の大学院卒という基礎条件では、来てほしい人が採用しにくくなる、そして、彼らの倫理規定では、患者たちとのゴチャゴチャした関係の中でやる仕事を縛っていく、と。そして、「ぼくらはマンパワーを求めていながら、実際にはマンパワーを減らす結果になってしまう。」と心配している。「現場」をろくに知らない大学人が、理屈だけで資格を作っても、「現場」には少しも役に立たない、という発言だが、その通りなのだと思う。

しかし、「現場」に役に立つ「資格・専門性」なら問題はないのか、という議論は残っている。すでに、本拙論でも、山下恒男らがそのことについて発言しているのを紹介しているが、そのことを続けて考えていきたい。なぜなら、第27回日臨心総会（1991年12月）が「国家資格化」に協力することを決定するまでには、このあたりをめぐって、さらに想起しておきたい幾つかのテーマがある。

「私たちのような存在が必要」をめぐって

そこで、一端、赤松晶子の、患者さんたちにとって役立ち、かつ彼らから選ばれる人間の「存在の必要性を考えるとき、今の企業体としてある病院医療の体制に組み込まれなければならず、資格反対を唱え続けられない現実に直面している」と、第22回総会シンポ（1986年10月）で行った発言を想起したい(8)。この三年後、赤松は、この発言を反趨しながら、臨心研27巻別冊『「心の専門家」は必要か』で、「『資格』あるなしにこだわらず、多様な人たちの共同の場づくりを」と提言している(12)。

まず、この中で、赤松は、第22回総会シンポ後の渡部淳の赤松批判に耳を傾けることから筆を起こしている。渡部は、第23回総会（1987年10月）で、次のように発言している(13)。

要約して紹介するが、赤松は「いま個々の悩みを持つ人達との出会いを通して、丁寧に付き合う私達のような存在がどうしても必要になってきている」と発言したが、そのような「私達」が十分に雇用されないのは、「悩みを持つ人」が大事にされていないからだ。つまり、邪魔だ、囲っておけば、それで十分と、国が思っているからだ。そういう現実の中で、私達のような職業の人が増えるということは、国の方針や企業にとって役立つからであって、「悩みを持っている人」に役立っているからではない。その意味で、CP（心理臨床家―筆者註）の数が増えることは恐ろしい。そし

て、渡部は、「私も目の前に人があらわれれば、丁寧につきあいたいと思います。しかし、それはあくまでも『生身の私』のつきあい方としてであって、『私達』と一般化はできない。その思いをＣＰの専門性の確保にまで拡げたいとはまったく思いません」と結んでいる。

さらに、赤松は、湯浅の「いわゆる良心的で有能な人が、専門家であるがゆえに生活者にとって敵対的に機能してしまう構造」の指摘(7)も警告として受けとめる。しかしながら、赤松は、山下栄一の「『悩みを持つ人のそばに居ること』のエキスパートという意味での専門家としては、なによりも『病者』とか『患者』、『クライエント』などとよばれる人々と同じ地平に立ちその悩みを共に担う存在であってほしい。そのためには『専門家』として存在させられている自己の立場を絶えず問い直していく姿勢が大事である。」(6)の発言に励まされるようにして、「デイ・ケア開設前、外来サークル活動を始めるときから、何をしたいか、どのようにしてゆきたいか、その中味を患者くメンバー〉と一緒につくっていく『平らな関係』・『治療共同体』をわずかずつでも目指すことを基本姿勢としてゆこうと話し合いの場を重ねてきた。」と報告している。

この後、赤松は、「お客さんが好む」「お客さんに選ばれる」医療が、経営の論理からも求められている今日の状況を指摘しているが、とすると、赤松らの模索する「治療共同体」も、「経営と消費の論理」の渦中で新たな矛盾を背負うこととなる。そして、赤松は、「常日頃、いても居なくてもいい存在であるパラメディカル・スタッフが、いま、うまく利用されている」と発言していく。

赤松は、既述の山下栄一の提言が(6)、「現場」で新しい矛盾を生んでいることを伝えているが、その中で、渡部の批判に対しては、このような状況であるからこそ、「『弱い』立場に立ち続けようと自己点検を怠らないことを条件に、『私達のような存在が必要』」と考えている。

そして、「現代の資格社会の中で、『資格』を否定すること自体の虚しさを感ずる」と結んでいる。この発言は、前回のと似ている(8)。しかしながら、いや、したがって、と言うべきと思うが、赤松の場合、資格を肯定する積極的な論理もエネルギーもない。ましてや、「国家資格化」に協力する主体性など求めようもない。

真摯に自己切開を重ねる赤松に対して、追い討ちを掛けるように、問いを重ねることは気が引けるが、にもかかわらず、ぼくは、依然として、次のような疑問、感想を持たざるを得ない。一つは、「治療共同体」にしても、「治療」の対象としての「患者」を想定しているのであって、ここにも、「する－される」の階層的関係はあらざるを得ない。加えて言えば、「治療共同体」へと目指す「治療の民主化」のもとでは、「される」側は自ら納得して管理・保護されてしまう、という構造的必然を持っていないだろうか。もう一つは、「弱い側」に立ち続けようとすることと、「お客さんに好まれ、選ばれる」経営努力をすることとが、裏表になって、悪循環を引き起こしていき、両者に挟まれて、「私達のような存在」が翻弄され、疲労困憊していかないだろうか。

このような事態は、医療法「改正」（１９９２）を必要とし、それによって促進される「医療の産業化」に伴って、いよいよ引き受けさせられていくことである(14)(15)。一歩後退して、一休みするときだと思えてならない。

「あたりまえのつきあい」の特殊性と欺瞞性

以上でみるように、赤松らは、「『される』側に学び、『される』側と共に」と「『される』側に学び、『される』側のために」のはざまで、後者に傾斜しながらも、前者の姿勢にこだわって、格闘してきた。そして、「臨床」の矛盾と問題を、日臨心の場で、率直に討論に付し続けてきた。しかし、そのような発言も、すぐ前に紹介した赤松論文（１９８９年１０月）を以て、(12)終わっている。

そして、学会改革終焉まであと数年、という頃、「専門家」による「臨床」ということが、肯定的、積極的に

語られるようになった。例えば、越智浩二郎は、第25回総会シンポ「『専門性・資格』問題深化のために」（1989年11月）で[16]、「あたりまえのつきあいと専門性」と題して発題している。彼は、「隣人性」と「素人性」からなる「あたりまえのつきあい」を強調し、具体的には、「側に居てあげる」、「きちんと今の気持ちをちゃんと伝える」、「つなぎ、すきまを埋める」などの「臨床的な行為のパターン」を示している。

彼は、これを理論化して、「対象に対して自分の理論、概念、先入観をできるだけはずして、ありのままに見る、それによって、こちらが動かされるということ」と述べている。

そして、越智は、「そういうことってのはもともと、本来、人間がそう簡単にできることじゃない。僕は人間ってのはダメな存在、生物が地球に生まれて以来のひとつの奇形だくらいに思っているので、あまり人間性ってのも信用していません。」と言い、したがって、「実際に人と人とのつきあいを見てみると頻度からいえば、むしろ専門家がそういう素朴な隣人性を発揮する場面の方が私の目につくわけです。やっぱり専門家がそれをしなきゃしょうがないからやってるわけですね。」と結論している。

越智は、「あたりまえのつきあい」は、日常の人間関係にはない、と言いつつ、かえって、それは、「専門家のクライエントに対する行為」の中に認められると強調するが、とすると、そこでの「あたりまえ」は特殊である。すでに見たように、それは、専門家の「中立性」と「共感・感動」によって成り立っている。これは、越智も研究、実践してきた、少なくとも哲学としては今日も主流としてあり続けているクライエント中心療法から出ている発想である。こうして、「あたりまえのつきあい」は、専門家のクライエントに対する、一方的で援助的・保護的な関係になる。ぼく（ら）は、この事態こそが分断・管理する－される関係であると指摘してきた。

ところで、越智は、「ずっと人間は他人を食い潰し、自分のエゴを通し」てきたと、有史以来のエゴイズムを指摘し、それは「人間性そのものに根ざしている」と敷衍している。つまり、今日でも、日常の人々は、エゴイストであり、それは普遍的性格であると言っている。したがって、（越智によれば）ひとは専門家になって、初めて、エゴイズムから解放され、「素人性」「隣人性」を身につけることが出来る。つまり、ひとは一端「非人間化」することで、やっと、「あたりまえのつきあい」が出来るということになる。アクロバット的で、実におかしな論理である。

ぼくは、人間は、丸ごとエゴイストだとも思わないし、反対に、「隣人性」に溢れているとも思わない。人は、生活（人間関係）の中で、いずれでもあるし、いずれでもない、中途半端なところで、リアルに生きていると思っている。そんなリアリティを、喜怒哀楽すべてを持って、生き合っていることが、「（お互いがお互いに）あたりまえにつきあう」ことだと考える。別の表現で言えば、「せめぎあう共生」こそがやっとのことで「あたりまえ」なのである。

ところが、越智は、「あたりまえのつきあい」をまず理想化し、ユートピア化することによって、それらは現実にはない、と言い、そして、それらは専門家の行為にやっとのことで認められると主張する。こうして、「あたりまえのつきあい」にしても、「共生」にしても、（理念としての）それらは、現実には、ユートピアとしての隔離空間を用意していくことが分かる。ただし、「される」側にとって、この場がユートピアかどうかは保証の限りでない。

越智の「あたりまえのつきあい」の主張は、心理臨床家の専門性を自己正当化する、欺瞞的な論理である。にもかかわらず、いや、だからこそ、この論理は、これ以降、越智を含む、「国家資格化」に協力する人々のそれになっていく。（後述）

「臨床的出会い」と名付けられた従来の事例検討

越智のこのような発言に続いて、明くる年の第26回総会（1990年10月）分科会「『臨床的出会い』と事例論への試み」で[17]、亀口公一が、「精神遅滞者の精神症状についての一事例　事例論への試み」と

題して発題している。

その報告の概略を見てみる。亀口が勤務する公立授産施設に通う「Aさんをめぐって事例検討しようと思ったのは、Aさんがそれまであまり問題がなかったのに、ここ2、3年の間、私たちがどのように対処し処遇したらよいのか判断に迷うことが何度もあったから」である。

亀口は、Aさんを「処遇困難例」と括ることには躊躇する。なぜなら、「指導困難な状態」は固定的ではなく、「非常に楽に関わり合える時期」もあったからである。しかし、Aさんは、今、その状態にある。つまり、亀口の事例検討は、「指導困難な状態」解決に最大の関心を置いている。

そこで、まず、「Aさんの精神生活の状況」を説明する。Aさんは、家族や園での対人関係が悪化し、様々な身体症状を訴えるようになった。当初は、「帰りたい」「園をやめたい」と言うので、「福祉事務所のケースワーカーとも相談して、しばらく休ませることにし」た。

家では、Aさんは、家族が「お手あげの状態」になるほどに、家族を困らせたので、登園を最優先することにした。しかし、園でも、「精神的に不安定になると」彼女の身辺処理すら大変になった。家族に強い抵抗があったが、一時的に薬を服用することになった。「最近の受診では、非定型の躁うつ病と診断され、かなり強い薬を処方されてい」る。

亀口は、この後、幾つかの問題点を挙げていく。彼は、「母親は高齢のためか愚痴も多く、．．．Aさんのわがままや変調を受け入れられないでい」ることを困ったこととし、「妹さんは、Aさんの状態をチェックし、病院受診や服薬管理について家族に指示を出す立場にい」るのだが、「彼女との面接ができないでい」る、とこぼしている。そして、「今後、Aさんの精神症状について、家族の理解を深めるとともに、他の精神科医への紹介や受診をどのようにつくりだすかが私たちの課題」と述べている。

このように、亀口は、一貫して、Aさんを指導・管理上の観点から描いている。まさに、この観点と描き方は、彼が専門家として臨床的業務をする立場にいる限り、求められるものであり、それ以外の場合には必要のないものである。こうして、Aさんの言動は、一切、「問題行動」として描かれているほかなくなる。そして、それらは、彼女の精神状態のゆえであり、家族関係の影響のもとにある。そこで、彼は、もっぱら服薬と家族調整を期待している。それらは、彼が直接的に関与できる事柄ではない。彼は、ケースワーカーに相談し、医者に診断、服薬を依頼し、家族に指導、助言する、といった管理者的、仲介役的位置にいる。つまり、彼がAさんともろにかかわり格闘する風景は一向に描かれていない。

かくて、亀口は、この「事例検討」をAさんの診断の訂正でひとまず閉じる。つまり、彼は、「Aさんが表す不安定な状況」は、「精神薄弱に伴う適応行動の障害」であると、当初見ていたが、やがて、「彼女の波のように表す気分の変調は、ごく一般的に誰にでも見られる精神の疲れや苦悩と同様のものであり、躁とかうつの感情障害のように何かに反応しているのではないかと考え」るに到っている。一旦は「一般的に誰にでも見られる精神の疲れや苦悩」と言って、Aさんの言動を「わたしたちの世界」のこととして表現しつつも、「躁とかうつの感情障害」と括ってしまっている。

彼は、「そう理解するとAさんの処遇方針の全体像が見えてきたわけで」と語るが、これとても、「処遇方針」をめぐってであることには当初と変わりがない。“間違った”診断を正すことで、“正しい”処遇に修正する事は、彼の場合に限らず、従来とも、事例検討で期待されてきたことである。彼は、この分科会の発題、討論を閉じるにあたって、「私とAさんとの施設での状態と、その関係が本当にリアルに出てきていないというか、そういう気が改めてします。」と反省的に述べているが、ぼくが思うに、「事例検討」は、亀口の発題内容で精一杯なのではないか。したがって、いくら反省しても、ない袖は振れない。「事例検討」はそんなものである。

この分科会司会者、久野徹は、「今回のAさんに関する情報は、極力文字情報として残すことは止めよう

ということがありまして、今、この討論を含めてずっと録音されており、後日テープを起こして、学会誌の大会記録に載せるのですが、そこでも、Aさんに関しては最大限にボカして記すことにしています。それで、皆様方へのお願いですが、ここでAさんについて語られましたことは、軽々と他で話されることのないようご配慮頂きたいと思います。」と要請している。

なんとももったいぶった要請になっていて、とても気になる。司会者は、「事例検討」に登場する「される」側のプライヴァシイの擁護という観点からそう述べたと思われるが、とすれば、そう警告しなければならないほどに、「事例検討」は、Aさんの「悪口」に満ちていたことになる。そして、そんな「悪口」を語る「する」側は、バレたらピンチ、と言うことで、Aさんを匿名で語るのである。「する」側の社会的防衛がこのような倫理を生んだのである。

このとき、亀口は、「する－される」関係をあえて「臨床的出会い」と呼んだが、「臨床」での「出会い」は、やっぱり、「する」側の「される」側への支配、管理であった。亀口の「事例検討」も従来のとなんら変わりなく、従来ので指摘されてきたいくつかの問題はここでもまったく当てはまる。

「国家資格化への協力」を舗装する「提言」

こうして、越智は「あたりまえのつきあい」、亀口は、「臨床的出会い」を提起している。これらの考え方は、第27回総会「臨床心理学会の今後を考える ―国家資格化攻勢の中で」のために用意された「（日臨心内設置の）資格認定問題検討委員会からの提言」の中に盛り込まれている(18)。なお、この提言は、日臨心が「国家資格化」への協力を総会決議すべく発表されたものである。

そこには、「〈報告Ⅰ〉『心理』の仕事について」があるが、「1．あたりまえのつきあいの回復、2．『心理』の視点の充実、3．何でも屋、穴埋め的な仕事、4．立場性の自覚」が提示されている。「あたりまえのつきあい」とは、越智のところで指摘したように、実にクライエント中心療法的であり、したがって、続いて主張される「『心理』の視点の充実」は「心理学から学べるものを相対化しつつ対象者との関係の中に生かしていこうという努力」によってもたらされることになる。さらに、加えて、周辺諸領域との溝における「何でも屋、穴埋め的な仕事」をやっていくことを提案している。こうして、「立場性の自覚」は、「心理職が組織（施設）の中で働く場合、否応なく身にまとってしまう立場性（管理者、抑圧者、労働者など）」に対してである。つまり、「心理」の仕事、心理職それ自体に対してではもはやない。むしろ、それらは肯定的、楽観的に描かれていく。

こうして、資格認定問題検討委員会は、「心理臨床の現場を変革する、新たな視点」を整理している。それらの模索は、同時に、日臨心の「活性化と再生への道を探」ることにもなるとしている。それは、7項目に整理されている。各項目を紹介しながら、意見、感想を述べる。

「（1）『する側－される側』の関係から『臨床的かかわり』の点検へ」は、既述の越智の提言に示唆されている。とすれば、「臨床的かかわり」は「する－される」関係の不評を隠蔽する別表現に過ぎず、この提言は、ことばの入れ替えをしているのも同然である。このことは、亀口のところで見た「臨床的出会い」の内実を想起することでいよいよ明確である。

「（2）『する側』の立場から共に生きる『ファシリテーター』の立場へ」の説明によると、「ファシリテーター」は「個と社会の間にあって、精神的に介在したり、援助したり、すきまを埋めたりすることがその役割である」のだが、なかでも、専門家としての「ファシリテーター」は「臨床現場でクライエントとともにあり、自らも消耗せず、その役割を継続的にできる人」なのである。「臨床現場」は、人を「クライエント」の役割に限定する。そのとき、「専門家」はその人を手中に納めることができるので、「疲れず、消耗せず」の超然たる位置を獲得することが出来る。とすれば、「ファシリテーター」こそが「する」側の典型であり、「共に生きる人」と「ファシリテーター」とは容易に重

なってこない。

かくて、「ファシリテーター」としての心理臨床家は、亀口のところで見たように、管理者的・仲介役的位置にいる。ここでの心理臨床家は、「医師の指示」のもとを離れて、医師の立場に準じた「中間管理者」になりたがっている。

「（3）『臨床の知恵』と『臨床的理解』の内実を対象化し言語化すること」はどうであろうか。まず、ここでの「臨床の知」とは、「心理療法、心理面接などの心理学的手法にしばられない臨床家であれば」、例えば、時間が人の悩みを解決してくれる「日にち薬」であることを、臨床の場で経験的に知っていくが、そのような「知」のことである。そして、「臨床的理解」とは「あくまでも臨床の最前線でクライエントと臨床家との関係の中で自然と湧き出て来るもの」である。

ここで見るように、「臨床の知」は、「心理臨床」の補充部分であり、「臨床的理解」は、その軸にあるものと考えている。したがって、彼らは、これらに内包されてくる「経験主義が、一人よがりになったり、事なかれ主義になったりすることを十分警戒しておかなくてはならない」としている。つまり、心理臨床の充実、展開に寄与する限りにおいて、それらは積極的に評価されるというわけである。

ぼくなどは、「臨床の知」や「臨床的理解」が、「臨床の場や関係」を越えて、日常的な知恵やエネルギーとして流出していくことがあれば、そして、「臨床の場や関係」が少しずつ、内側から崩壊していくことがあれば、むしろ、そこには、彼らが批判的に言及している「経験主義」の積極的な意味がある、と考える。

ところが、彼らが「経験主義」を警戒する事情は、「臨床の場や関係」が崩壊することを恐れるからである。「する」側中心の言い分と言わなくてはならない。そんな前提で、「臨床の知恵」や「臨床的理解」を対象化し、言語化する作業は、臨床心理学・心理臨床の補充、発展に寄与していく。

「（4）セルフヘルプ及び自己決定権思想の確立」は、胎児診断・人工妊娠中絶、脳死・臓器移植、尊厳死・安楽死などに関わる自己決定権の提言、主張の中で、昨今、特に聞かれるようになった。そこで、資格認定問題検討委員会は、「クライエントの現実的要請に応じ」るために、クライエントと心理臨床家が各々の「立場性を明確にする時期に来ている」と判断している。つまり、「する－される」関係の再確立を今日的課題だとしている。

彼らは、「される」側の自己決定権は、この関係のただ中にしか、成り立たないことを十分に承知している。こうして、「ここでの視点は、心理臨床家がどれだけあたりまえの選択肢をクライエントに提供し、彼らの選択の自由を保障できるのかが問われているのである。」つまり、ここでの自己決定権は、「する」側によって枠づけられつつ示される（治療法に関する）メニューを選択する権利なのだが、とすると、「される」側の自己決定権は、「する」側にとって、都合の良い“民主的”装置と言わなくてはならない。すなわち、「される」側の自己決定権の確立は、「する－される」関係をいよいよ恩恵的に強化し、「する」側が「される」側を支配、管理する、合理的で効率的な装置となる。

さらに、この（4）の視点と関わって、「インフォームド・コンセント（説明と同意）は手続きの問題でなく、まさに臨床的関係を深めるためのプロセスに他なら」ない、述べている。一般には、これは「患者の権利宣言」と関わって適法な手続きとして論じられてきたことであるが、ここでは、「臨床的関係を深めるため」となっている。つまり、「治療」「援助」の有効性を促進する手段として意味づけなおされている。なお、彼らは、（ぼくの解釈とは違って）このための「プロセス」と「患者の権利」とを繋げているが、とすれば、「患者の権利」は、「する」側によって用意された「治療」方法のうちから選択し続ける権利である。とすれば、その目的は「治療を受ける権利」に制限されることになるし、いよいよ「する－される」の関係性は固定されていく。もっとも、「患者の権利」とはこの程度のものであって、「する－される」の関係を解体して「相互性」や「共同性」を展望する、といったダイナミックな関係概念（運動概念）としては成立しにくい

ものなのかもしれない。

残りの3項目「(5)『心理臨床』が医学的枠組みや医療的論理から解放されること。」「(6)学校や施設の教育、福祉関係者が『臨床的視点』をもつための援助。」「(7)心理臨床の職業的アイデンティティの確立に積極的にコミットすること。」は、彼らが批判してやまない日心臨など、臨床心理学関係業界が自分達をそのように売り込んできた流れに連動している。

「あれもこれも」路線は「あれかこれか」の強要

そして、この委員会は、この7項目の視点を結ぶにあたって、「最後の視点になるが、本学会が組織的にも、運営上においても、これ以上衰退させないために、臨床現場で働く心理職の人たちとの連携が必要と考える。

『他者の心に接する資格』は決して学歴によって取得できるものではない。心理職の人たちが求めているのは、そのような資格ではなく、自分たちの業務指針であり、クライエントのための技能を身につけることではないだろうか。そのためにこそ、心理臨床の現場に根ざした、事例検討や相互研修が必要ではないかと考える。そして何より、心理臨床の職業的アイデンティティに積極的にコミットすることは、閉塞状況にある本学会を活性化するのに大いに寄与するものと考える。」と述べている。

彼らが問題にしたのは、「国家資格化への協力」のことだけではない。「学会の活性化」ということもあった。しかも、後者は、前者を介しても可能になると考えていた。つまり、「学会の活性化」は、心理職を軸に、そのアイデンティティを確立することを目指すことによって、可能になると展望していた。

しかし、彼らは、この「展望」が、直ちに、学会改革以後入会してきた「さまざまな領域、さまざまな立場の人々」を裏切ることになるということについては口を噤んでいる。そもそも、この提言に関わった委員および彼らが明記する協力者の大半が精神医療分野に関わる心理臨床家たちであることに象徴されるように、「心理臨床の確立」、「学会の活性化」、「国家資格化への協力」に関する提言は、日臨心会員のうちの精神医療分野に関わる心理臨床家たちの要求と運動によって、なされている。その排他性は明らかである。

これらの動きを公然と批判しつづけた運営委員や会員ももちろんいた。ぼくの立場から言えば、「ぼくら」である。日臨心学会改革最後のときを迎える第27回総会(1991年12月)は、ぼくら(篠原運営委員ら案)と彼ら(手林運営委員ら案)の対決の場となった。彼らは、ぼくらの立場を「する側の自己否定の論理と『あれかこれか』の路線」と規定し、自分たちのを「(その)路線を修正し、社会的視点を持ちつつ、生活世界に根ざした心理臨床、心理臨床家像の形成に向かう」立場としている。ぼくらのを「あれかこれか」路線とすでに断じていたのは、『臨心研』(第29巻第1号、1991年7月)の「〈特集〉資格化の動きにどう向き合うか」の中での越智浩二郎だが、彼は、「あれもこれも路線への転換」を提唱している[19]。資格認定問題検討委員会の提言は、この越智の提唱に同意してそれをより公然化したものだが、しかしながら、これは、あまりにも重要な「あれかこれかの選択」を会員に迫っていた。日臨心は「国家資格化に協力する」「心理臨床家としてのアイデンティティの確立をめざす」などと。ぼくらは、「国家資格化に協力することは危ない」、「心理臨床家としての専門性、アイデンティティを確立することでよいのか」、「さまざまな領域、さまざまな立場の人びと共に考え続けたい」と、自他に問いつつこだわってきた。その意味で言えば、「あの人ともこの人とも」、「あのテーマもこのテーマも」取り組み続けたいと思っていた。

彼らの提言は、これらの問いを封殺し、「あれもこれも」一緒に考えることを閉じている。ぼく(ら)も、あの頃の日臨心の重要なテーマとして、「国家資格化」問題も「心理臨床家としてのアイデンティティ」問題も引き受けざるをえないと思っていた。しかし、どちらかに決着をつけることは、"盥の湯水と一緒に赤ん坊を流す"事態、つまり、分裂、に行くほかないと

考えていた。だから、日臨心内では、これらについて、多種多様に学習、討論を重ねることだと思っていたし、そのように心掛けた。「国家資格化への協力」提案から学会改革終焉に至る、その討論の経過と内容については、当時のＣＰ紙と『臨心研』につぶさに記録したが(20)(21)(22)、振り返ってみて、「よく考えた末に、なにもしない」ことがそのときの状況判断として適切であることは幾らでもある、と改めて思うのである。

しかし、実際は、「国家資格化への協力」派は、学会内組織に結集して、学会予算で、既述の「提言」までのことをしてしまっている。それに対して、批判派の運営委員たちと会員たちは、学会外に「『臨床心理士』国家資格化に反対する会」を作って、手弁当で活動していた(23)。なんとも不合理な事態であった。

「さまざまな立場・領域の人びとが共に」―社臨の出発

さて、学会改革時代、日臨心は、このテーマもひとつ、あのテーマもひとつ、と、それぞれのテーマを大切にしながら、「さまざまな領域、さまざま分野の人びと」と共に、学習、討論をしていく場を大切にしていきたいと思っていたし、そのことが、あの諺で言う「赤ん坊」に相当する。

そもそも、多くの「学会」は、国家・社会の知恵袋であったり、政策提言集団であったりしてきた。近代国家の補完制度として、学会は、その社会的機能を果たしてきた歴史と現在がある。ぼく（ら）日臨心は、学会改革２０年の歴史の中で、かえって、そうであることに禁欲的だった。というより、積極的に、国家、社会の要請の意味、ひとびとの常識、既成の人間観などを振り返りつつ、それらの文脈の中で培われた臨床心理学・心理臨床の自己点検を重ねてきた。その意味で、ぼくらは、国家、社会によって保障された「自由」を体験しなかった。が、「される」側の人々、他領域、他分野の人々とヨコに繋がって、国家、社会との緊張関係の中で、「自由」な場を創ってきた。したがって、「国家資格化への協力」へと傾斜していく運営委員などにとっては、次第に「不自由」な場になっていったのだろうと、（すでに紹介した）越智などの主張を読み返しながら、改めて、察することが出来る。「自由か不自由か」も、提起されるテーマと創りだす自分（たち）の立場との間にある状況的、相対的概念であると気づく。

１９９１年１２月、日臨心で、ぼくらが「国家資格化」問題で「敗退」したことは残念なことであり、日臨心学会改革２０年に関わってきた者にとっては、淋しい限りであった。しかし、同時に、この２０年間につくった「学会」のスタイルとテーマは、いくらでも、別の場で創れると思った。ぼく（ら）は、この日臨心のスタイルとテーマに魅かれ続けていたし、当時、そのための知恵とエネルギーをまだ十分に持っていたからである。それだけではない。ぼくらの姿勢とこだわりに共鳴する（日臨心内外にいる）一群の人々が存在するという確かな感触を持っていた。

こうして、「敗退」のその日から、ぼくらは、「日本社会臨床学会」設立の準備を開始している。設立総会は、昨春（１９９２年４月）だが、その目的は「本学会は社会・文化のなかで『臨床』という営為を点検、考察し、さらにそのあり方を模索することを目的とする。いまの時代を生きる人間の悩みや想い、その背後にある社会の矛盾や問題を、既成の学問の枠組みやその方法にとらわれず、さまざまな領域、さまざまな立場の人びとが共に自由に考える場となることをめざす」（会則第３条、傍点、筆者）であるが、いま論じようとするポイントは、傍線部分にある。

学会改革時代には、「『される』側に学び、『される』側と共に」の姿勢と方法論を大切にしたいと願ってきた。そして、それは、かなり遅くまで、「．．．、『される』側のために」とのせめぎあいの中にあり続けた。しかし、「する」側が「される」側と共に、といった具合に、「する」側が主語、主体である限り、「共に」と「ために」のせめぎあいと後者への傾斜は避けられないことであった。さらに、「される」側の要求に応じて、「する」側が動こうとするとき、後者への傾

斜は、「される」側によってこそ、保証されていく。

社会臨床学会は、このテーマを継承したいと願っている。しかし、「する」側を臨床心理学・心理臨床に限定することをもはや望まない。ある領域・分野の「する」側は、他の領域・分野において、直ちに、「される」側になることはいくらでもある。例えば、ぼくは、臨床心理学を研究・教育「する」側だが、風邪をひいたぼくや老いかつ病む親たちとつきあうぼくら夫婦は、医学・医療「する」側との関係で、直ちに、「される」側の立場と課題を背負わされる。

また、社会臨床学会が、「人間・臨床・社会」あたりをキイ・コンセプトにした「社会臨床」に仮託して、学会改革時代からの継承テーマ、そして、新たに掘り起こすテーマを「共に自由に考える場」をめざすかぎり、確かに、「する側－される側」の関係性へのこだわりを放棄することは出来ないが、それにしても、そのような関係性から自由になって、考えうる、ないしは、考えなくてはならない課題、事態は出てくると思うし、その可能性をも期待したい。例えば、『社会臨床雑誌』で連載の始まった、明峯哲夫の「人間と農」では、都会の人々も「耕し、食べる」というテーマを持っていることを明らかにしようとしている(24)(25)。これは、「生活者の論理」を探る、といった枠で括れるかもしれない。とすれば、「する－される」関係を挿入しなくとも十分に「共に考える」ことが出来るテーマである。

こうして、ぼくたちは、「学会目的」で、「さまざまな領域、さまざまな立場の人びとと共に」ではなくて、「.....が共に」と強調した。

「精神医療と心理臨床」に限定してきたわけと思い

今号までで、3回にわたって、「日本臨床心理学会改革20年をふりかえる」ことをしてきた。学会改革の出発―『心理治療を問う』の出版―精神衛生法「改正」問題―資格・専門性論議―「国家資格化への協力」問題、に焦点をあてて、学会改革終焉までを振り返ってきたことになる。その作業は、どうしても、「精神医療と心理臨床」の諸分野、諸問題に限定されていた。

ぼくは、これまで、あえて、この限定の中で、論じてきた。学会改革の終始にそって、ひとつの重要な軸になっていると判断したからだが、理由はもうひとつあった。それは、ぼくが「精神医療と心理臨床」に具体的、直接的に関わってきた者でないという事実に関わっている。つまり、この軸にそって言えば、ぼくは、「外」者であり、「内」者と共に考えてきた周辺人であるのだが、そのような立場の者として、ぼくにもまた、「その辺のことはそちらで」「この辺のことはこちらで」といった分業主義・おまかせ主義になっていたという反省がある。

そこで、社会臨床学会の出発にあたって、ぼく（ら）は、諸領域、諸立場を越境しあって、もっと自由に学びあい問いあう関係を、今度こそ、しっかり創っていきたいと願うのだが、「日臨心学会改革20年をふりかえる（その1～その3）」は、そのひとつの試みである。

したがって、ぼくも関わった『心理テスト―その虚構と現実』（1979）、『戦後特殊教育・その構造と論理の批判―共生・共育の原理を求めて』（1980）、『「早期発見・治療」はなぜ問題か』（1987）、『裁判と心理学―能力差別への加担』（1990）などの前後と、それらの今日的テーマについてはまったく触れることがなかった。次回には、それらについて整理する。（つづく）

引用資料

(1) 臨心研25.2（1987）,pp.86-127
(2) 社臨誌1.2（1993）,pp.81-95
(3) 毎日新聞夕刊（1985年12月9、10日）
(4) CP紙121号（1986）
(5) 臨心研24.1（1986）,pp.58-68
(6) 臨心研25.1（1987）,pp.11-18
(7) 臨心研25.1（1987）,pp.2-10

(8) 臨心研24.4（1987），pp.1-24
(9) 臨心研25.3（1988），pp.133-139
(10) 臨心研27別冊（1989），pp.2-8
(11) 臨心研27.4（1990），pp.42-72
(12) 臨心研27別冊（1989），pp.36-44
(13) 臨心研25.3（1988），pp.11-18
(14) 社臨ニュース11号（1991）
(15) 社臨誌1.3（1994），pp.75-82
(16) 臨心研27.4（1990），pp.42-72
(17) 臨心研28.4（1991），86-100
(18) 臨心研29.2（1991），110-153
(19) 臨心研29.1（1991），pp.39-41
(20) CP紙130号（1990）134号（1992）。但し、134号は、学会改革終焉後の編集。
(21) 臨心研29.1（1991），臨心研29.2（1991）
(22) 臨心研29.3,4号（第27回総会特集号、1992）。但し、本号は学会改革終焉後の編集。
(23) 臨心研29.2（1991），88-103
(24) 社臨誌1.3（1994），2-8
(25) 社臨誌2.1（1994），27-34

野田事件――青山正さんの裁判の上告棄却に関して

中島直（東京大学）

去る９３年１２月２０日、最高裁判所は、野田事件の被告人である青山正さんの上告棄却決定を出し、これにより青山さんは懲役１２年の実刑が確定した。筆者らは以前この問題に関して「精神鑑定書批判」という立場から論じたことがある[1]。

１．野田事件の経過

１９７９年9月１１日に、千葉県の野田市で、当時小学校１年生の幼女が行方不明になり、捜索の結果竹林の古井戸から死体となって発見されるという事件があった。これが野田事件である。死体は埋められた格好で発見されており、口の中にはハンカチとパンティーが詰め込まれており、これによる気道閉塞が死因とされた。一方マスコミは１２日から早くも「変質者の犯行」なるキャンペーンを張っていた。こうした状況の下で、野田警察署は死体発見現場の竹林の前に住んでいた「知的障害者」（いわゆる「知恵遅れ」）である青山正さんに目をつけ、「内偵」と称して刑事を１２日から２９日まで連日、青山さん宅にあがりこませ、実質上の取調べを開始し、９月２９日朝、青山さんを殺人・死体遺棄の容疑で逮捕した。

青山さんは当初犯行を否認していた。しかし、新聞報道によれば、１０月１日頃より犯行を認め始めた、という。

そして千葉地検松戸支部は、１０月１１日から東京医科歯科大学教授（当時）中田修に精神鑑定をさせる。ここで中田鑑定は青山さんの責任能力についても訴訟能力についても肯定的にとらえた。これを受け、千葉地検松戸支部は、１２月１５日、青山さんを千葉地裁松戸支部に、強制わいせつ致死ならびに殺人罪で起訴する。

第１審（千葉地方裁判所松戸支部）では、弁護側が「被告人に訴訟能力なし」という主張をし、墨東病院（当時）西山詮が鑑定人となって[2,3]、この主張を裏付ける鑑定結果を出すが、裁判所は結局「判断保留」のまま実質審理に入り、証人尋問・被告人質問、現場検証などを行っていく。その過程の中で、東大教授（当時）逸見武光を鑑定人とする三度目の精神鑑定も行われる。

そして、論告求刑と弁護側弁論要旨提出を経て、判決が予定されていた８６年１２月２２日に急遽本人質問が再開され、青山さんはついに「本当はやってないもん」という全面否認を開始した。しかし、裁判所は翌８７年１月２６日、「懲役１２年」という有罪判決を下した。

青山さん側は控訴し、法廷は東京高等裁判所へと移った。しかし第二審は、８８年９月２６日に人定質問、さらに２回の被告人質問と進行した段階で、高裁が弁護側の証人申請を全て却下したため弁護団が抗議の辞任をするといった経緯もある中で、結局８９年９月６日に「控訴棄却」という判決が下される。この第二審においては花園大学の浜田寿美男氏による鑑定[4]が出され、供述分析の立場から青山さんの無実を示したのであるが、判決をくつがえすことはできなかった。

青山さん側は上告した。そして浜田鑑定が再度提出されると共に、後述するような新しい証拠もあって、最高裁としてはかなり長い審理となったが、結局９３年１２月２０日、「上告を棄却する」「上告理由にあたらない」「事実誤認があるとは認められない」とする上告棄却決定が出され、青山さんの刑は確定した。

2．物証での争い

この裁判では青山さんが真犯人かどうかで弁護側と検察側が対立し、検察側の示した「物証」が果たして青山さんを「犯人」とする物証と言えるのか、という疑問が出されてきた。最大の問題である「ネーム片」について触れておこう。

青山さんを「真犯人」とする唯一・最大の根拠がこの「ネーム片」である。被害者のカバンは、警察発表では事件の翌々日の１３日に発見されたことになっており、このカバンは発見段階でネームの表示をした所が切り取られており、警察はこのネーム片が、青山さんの「自白」に基づいて発見された＝いわゆる「秘密の暴露」であるとして、青山さんの「犯行」を裏付けるものとしている。

しかし、このカバンの発見場所は死体発見現場から１５m足らずの場所であり、１２日（死体発見の翌日）に行われた大がかりな捜索時に発見できなかったのは不自然である、との指摘がある。

また、このネーム片が「発見」されるときの取調べの過程は録音テープに録音されているのであるが、前述した浜田鑑定(4)がこの部分を分析している。そして、取調べにあたっていた捜査官が、「ネーム片は川に捨てたのではなく、定期入れの中にしまってある」という青山さんの「供述」をもとに定期入れを調べたところ「調べたけれど何も入っていなかった」と青山さんに言っているところが録音されていることが判明している。

さらに、最高裁段階で出された新証拠も指摘されている。事件２日後の１３日に発見された被害者の遺留品の写真が新聞に掲載されているが、その写真と、現在最高裁に保管されているカバンとは別物である、という指摘がなされている。

青山正さんを「真犯人」とする唯一の物証は、これだけ多くの疑問が提出されているものなのである(5)。

3．精神鑑定の問題

筆者らは既に、主として中田鑑定に関して、精神鑑定として非常に問題があったこと、また精神鑑定を含めて青山さんが「精神薄弱者」とされたことがこの裁判を大きく歪めてきたことを指摘した(1)。この論文はまだ第二審判決が出される以前のものであるので、それ以降の情報も含めて、この問題に関する概略を記す。

①「性的異常者」像の描出。中田は青山さんに４枚の写真を見せて、青山さんが少女の写った写真を「一番よい」と言ったから、などの乱暴な理由、ないし中田の単なる推測のみで、青山さんを「児性愛」「かなり強い性衝動」などと断定した。それに基づき、論告では「児性愛的な欲望＝情況証拠」とされ、一審判決では「被告人は日頃から幼女の裸体に強い興味を抱き」とされ、二審判決では「被告人のように性的関心が児性愛の段階にある精神発達遅滞者にとっては性的刺激となり得ることは経験則に照らし明らか」とされた。

②「記憶」の扱われ方の問題。青山さんは取調べの過程の中でどのように犯行を行ったかの「犯行再現ビデオ」を録取されているのであるが、その信用性に関して、一審判決では「中等度の精神遅滞者である被告人に捜査官が犯行の手段・方法・手順をあらかじめ教え込んで再現させることは到底不可能」とされ、二審判決では「前述の程度の知能を有するにとどまる被告人が、身に覚えのないことについてもし予め誘導され教え込まれたのであれば、このような迫真の演技ができるなどとは到底考えられず、供述の信用性は十分というべきである」とされ、記憶概念が「精神薄弱」とされたことに基づいて恣意的に扱われ、青山さん有罪の根拠とされた。

③その他、中田鑑定では「犯行が行われたことについての供述の信頼性は充分にある」「本件犯行が予謀的なものであることは間違いない」などと鑑定課題も逸脱しており問題ある言辞を流し、４０歳を越す時期までの長期にわたる措置入院及び薬物去勢を提唱するなどの処遇論を展開している(6)。

４．今後に関して

これだけ多くの問題があったにも関わらず、最高裁は９３年１２月２０日、一切の理由説明もなく、上告棄却決定を出した。これは上記で出された疑問、指摘に答えるものではないと言ってよかろう。筆者らは問題の多い精神鑑定の影響を払拭した、真に事実認定に基づく裁判を望んでいたが、それは残念ながら実現しなかった。最高裁まで裁判が終了し、これ以上裁判で争うとしたら再審という狭き門の中で争うしかなくなってしまったが、何とかこの問題が再び適切に扱われるように望みたいと思う。また、今回は触れ得なかったが、青山さんの今後の生活をどう支えていくか、ということも非常に大きな問題である。読者の皆さんにも、この問題に関心をお寄せいただけるように呼びかける次第である。

註と文献

(1) 中島直・篠原睦治「青山さんの裁判における精神鑑定書批判」『臨床心理学研究』,27,2,pp28-55 1989

(2) 西山鑑定とその背景となる思想は、以下の文献（２）、（３）で知ることができる。西山詮「精神遅滞者の訴訟能力－訴訟空間における知能の関連分析」『精神神経学雑誌』,90,pp111-124　1988。

(3) 西山詮「日本の刑事訴訟における当事者主義と訴訟能力」『精神神経学雑誌』,94,3,pp268-278 1992。ちなみにこの文献は文献（１）への批判、という性格を持つ。これに関する評価は、今回は紙数の都合で触れることができない。

(4) 浜田鑑定は膨大なものであるが、一般には以下の文献で見ることができる。浜田寿美男『ほんとうは僕殺したんじゃねえもの ― 野田事件　青山正の真実』筑摩書房、1991（東京）

(5) 青山正さん救援会・青山正さんを救援する関西市民の会『証拠ねつ造－野田事件・青山正さんにあたりまえの無罪を！』1993。

(6) 青山正さん救援会「青山正さん救援会ニュース」第20号～第37号から抜粋。

＜映画と本で考える＞

他者回避と男たちの夢・『仕立屋の恋』

水田宗子（城西大学）

冒頭、若い女の殺人死体が映される。少しばかりの金のために二十二歳の誕生日に命を奪われた被害者。死には若過ぎるも遅過ぎるもないと言いながら、無意味とも思える犯行に怒りを覚えて、犯人を挙げることに執念を燃やす刑事。そして、彼が見張る犯人らしき中年の男、仕立屋。

知り合いに道で出会ってもにこりともしない、隣人とも一切交際しない、自分中心の変わり者。アパートに入ろうとすると二階から頭の上にメリケン粉を落とされるほど、嫌われている……。こんな男が、パトリス・ルコントの『仕立屋の恋』（一九八八年）の主人公ムッシュー・イールである。

彼は極端に自分の殻に閉じこもった男なのだ。薄暗い仕立屋の店からアパートまでを往復する単調な毎日。社会にも、他人にもまったく無関心。他人の親切にも、あるいは他人の不幸にも心を動かされることはない。

独身。若者ではないが、年取っているわけでもない。禿げ上がった髪、たるんだ皮膚、公務員のように、きちんとした、しゃれっ気のない服装、無表情な暗い顔、高くない背をかたくなに伸ばした堅苦しい歩き方。彼は何よりも、若々しさや生気に欠けている。

彼のその攻撃的なまでの暗く無表情な顔つき、冷酷な落ち着きは、ほとんど犯罪の匂いをさえ漂わせている。物語が始まったばかりなのに、私は、刑事が彼を追跡するのをすでに当然だと納得している。

彼の住むアパートのごみ捨て場から、被害者の血痕の付いた男物のマフラーが見つかっている。仕立屋がしているマフラーは真新しい。殺人以後に買ったに違いない。刑事の執拗な追跡、そして尋問にも、仕立屋はびくともしない。反対に、刑事の内面的な弱さを指摘したりする。

仕立屋には嫌な過去がある。少女強制わいせつ罪で何年かの刑を受けているのだ。つまり、この男は前科のある変質者なのだ。

映画の導入部は、この仕立屋のかもしだす異様な雰囲気、他者を寄せつけない孤独な変質者の風景を描き出すことに集中される。暗い仕立屋の店内に飼われる白ネズミは、アイロン代や仕立て台の上を這い回り、夜になると籠の中にしまわれる。きちんと水と餌は与えられてはいるが、狭い空間の中でうごめく姿は、仕立屋自身のイメージと重なっていく。死んだ一匹を、仕立屋は布地の端切れに包んでポケットにしまい、人影もない暗い運河へ捨てる。

家に帰ると、電気もつけない暗い部屋で、彼は一人で夕食をとる。食事が済むと、彼は暗い窓際に立ちつくす。やがて向かいのアパートの窓に明かりがつく。下着姿の若い女が、化粧をし、服を着て、外出の支度をしている。彼は明りが消えるまで、窓のそばに立ちつくしてその娘に見入るのである。彼は覗き魔なのだ。彼は毎晩その娘を覗き見しているのである。

ここに至って、この自閉的な仕立屋の内面が映し出されてくる。それにつれて、ストーリーは、新しい方向へ大きく展開していく。過去の傷の深さ。生い立ちや屈折した人間関係から彼が受けたに違いない、映像では語られることのない、そのトラウマの深さ、陰惨さに、私は戦慄を覚える。それは、他人の内部の暗部を覗き見させられてしまったときの戦慄だ。突然の稲妻に、娘が向かいのアパートの暗い窓に自分をジッとみつめていた男の顔を見つけてあげる悲鳴。

しかし、その犯罪者的なあらゆる徴候にもかかわらず、仕立屋は殺人犯ではない。犯人は向かいの部屋の

娘の恋人の若い男だ。男は結婚を約束して娘と付き合っているが、すでに一緒に暮している女がいるらしい、いいかげんな男である。だが、娘はその男を愛している。

その娘アリスは、仕立屋に近づいてくる。デイトに誘い、この中年男を誘惑しようともする。一瞬の稲妻の啓示によって、娘はイールに一部始終を見られてしまったのかもしれないことを悟ったのだ。恋人のエミールが殺人を犯した夜、血の付いた服を脱がせ、洗い、証拠品を隠蔽し、彼を匿ったことを。娘は、仕立屋がどこまでそれを知っているかを探ろうと、彼に接近するのだ。

すべてを仕立屋が知っていることが、アリスにはっきりしてから、物語は終焉部へ向けて展開する。

仕立屋の恋は、娘をただ覗き見することだった。だが、アリスに誘われてデイトした彼は、自分と一緒に外国へ逃げようとアリスを促す。スイスのローザンヌにいつか永住するために買っておいた家がある。そこへ逃げようというのだ。エミールはアリスを置き去りにして逃げてしまった。アリスは共犯者としていつ捕まるかもしれないと怯えている。

アリスが自分を愛していないことはわかっている、と仕立屋は言う。だが、今は自分を愛さなくとも、いつかは愛するようになるだろう、それまで待ちつづける、とイールは言うのだ。一生かけて彼女を守ってあげる、と。

店を閉じ、長い間の伴侶だったネズミを放し、彼は約束の時間にパリ中央駅のプラットフォームでアリスを待っている。アリスは来ない。ストーリーの展開はわからないままだが、私も、そしておそらく観客の誰もが、娘は来ないことを知っていただろう。

駅で仕立屋がアリスを待っているとき、アリスは隠していた被害者のハンドバッグを仕立屋の部屋のタンスの引き出しに入れ、それを証拠に、仕立屋が犯人だと刑事に密告している。駅から帰って来て、アリスの裏切りを知った仕立屋。アリスの裏切りに私の心は痛む。彼女が仕立屋を愛していないことは明白だったし、仕立屋の恋が成就するはずがないことも明らかだった。だが、この裏切りはひど過ぎる。アリスこそ本物の犯罪者だ。

「恨んではいない、ただ切ないだけだ。でも、いい。君は私に喜びを与えてくれたのだから」と、イールは言う。これは本当の愛のようにさえ見える。

刑事から逃げ出す仕立屋。犯人ではないのになぜ逃げるのか。アパートの屋根から屋根へと飛び移って逃げるうち、足を踏み外して雨樋のパイプに必死でつかまる仕立屋。集まって来た人びとが見守る中、彼はついに力尽きて手を離し、落下する。俯せになった体の回りに音もなく血が広がっていく。

彼の無実は死後証明される。駅のロッカーの中には、刑事宛ての手紙と、血痕のついた犯人のコートが入っていた。コートは、仕立屋がアリスを守るために拾っておいたものだった。手紙には、アリスを守るために旅に出る、と書いてあった。

イールは、本当の犯人のように逃げ、追われ、そして死んだ。彼を嫌った人びとの好奇な目に晒されながら。仕立屋にとっては、生きることは、いつも犯人のように逃げることだったのだ。自分の体も心も誰かに触れられないように。内面の傷が空気に晒されないように。隠蔽、裏切り、追跡、逃走。他者を逃れ、自分の内面を逃れて、すべては自殺へ向かっての果てしない逃走。

彼の＜恋＞もまた逃避でしかなかった。それなのに、ついにそれは彼の傷を最も赤裸々に他者に、そして、自らにさらけ出させてしまった。それは覗き見の恋が、しだいに相手を巻き込んだ本物の恋に変わっていったからなのだろうか。

冷酷な彼が、恋のために無防備になる。覗き見のままに終われば良かったのに、と私は思った。娘を、他者を、守るなどと考えるべきではなかった。他者と交われない彼が、女を愛することができない彼が、そして自分の体を自分にも他者に向けても解放することが

できない彼が、どうして女を守る夢などを持ったのか。彼の＜恋＞は、あくまでも他者を回避した＜男の夢＞なのだ。それだけに、女の私は、この冴えない中年の異常者が哀れなのだ。女はいつだって裏切り者だから。

だが同時に、仕立屋のしたたかさもまたとびきりなのだ。娘の弱みを握った上での駆け落ちの誘い。まるで脅迫だ。娘が幸せになるはずがないのに、結局は娘を手に入れようとする。やっぱり彼は犯罪者だ。他人の生活を覗き見し、他人の秘密を見つけ、他人の心に踏み入り、他人を手に入れようとする。他者と交われないから、他者を暴力的に、強制的に手に入れようとする。仕立屋も、娘も、その恋人も、犯罪者であり、そして被害者なのだ。誰もが他者を侵し、そして誰もが追われる。

仕立屋に同情するものはいないだろう。ただ、やりきれない哀れさが残る。感情移入するもののない内面劇、それこそ、他者の内面劇なのだ。孤独な、傷ついた男の内面劇。全部語られることは決してなく、すっかり理解されることもなく、ましてや、涙を流してくれるものはない内面劇。それは異常な者の、異常な内面劇なのだ。普通の人の共感を呼ぶドラマならば、彼の孤独はあり得なかったのだから。他者の孤独に、私たちはいつでも「死ぬほど切ないのだ」としか言えないのだろう。

同じルコントの『髪結いの亭主』（一九八九年）の孤独な変わり者たち。おかしさに笑いながら、その内面の暗所を稲妻が一瞬照らし出せば、誰もがその不気味さに声をのむに違いない。ルコントの作品は、私たちが抱えている傷、その深さ故の異常や倒錯を直視することを、私たちが必死で避けようとする姿を描き出す。

私たちは、自分自身の暗所に声のない悲鳴を上げないために、覗き見やアラブダンスならずとも、家族や子供や仕事に興じて、内面からの逃走を企てつづけているのかもしれないのだから。ルコントの描く＜異常者たち＞は、いつでも、結局はブーメランのように、私たちに立ち返ってくる。こちらに向かって、走ってくる。自分の孤独も、結局は「死ぬほど切ないだけ」の死への前奏曲なのだ。

原作：ジョルジュ・シムノン『イール氏の婚約』
監督・脚本：パトリス・ルコント
仕立屋ムッシュー・イール：ミシェル・ブラン
アリス：サンドリーヌ・ボネール
エミール：リュック・テュイリエ
刑事：アンドレ・ウィルムス
（『イール氏の婚約』は、一九四六年にジュリアン・デヴィヴィエ監督によっても映画化されている。）

＜映画と本で考える＞

悩んだ末に、やっぱり『森の中の淑女たち』

池田祥子（東京文化短期大学）

Tさんから「何でもいいから、映画の評論を書いてくれませんか」と、電話で頼まれた。ハイ、‥‥と曖昧なままに引き受けてしまった。

しかし、その直後に送られて来たコピーの中に、Tさんが書いたらしいこんな一節があった。「ヘソのない映画ヒョウロンがチマタにあふれています‥‥」と。だとすれば、「ヘソのある映画評論！」が期待されているというわけだ。“期待”には弱い、気の小さな私は、途端に慌て出した。「ヘソのある」？　「映画評論」？　‥‥書きたいことがあって書き始める、のではなくて、まず頼まれたから、「評論」を書かねばならない。これは、学校時代の、宿題としての小説感想文や映画感想文と同じで、どうにも気が重い。“いい感想文”にふさわしい小説や映画を見つけなくてはいけない！

それからの私は、いつになく頻繁に、出費は無視して、映画を観まくってしまった。

ジャンヌ・モローの「海を渡るジャンヌ」（監督ロラン・エヌマン）、ロマーヌ・ボーランジェの「伴奏者」（監督クロード・ミレール）、ポーランドの女の監督アグニエシュカ・ホランドの二つの映画、「オリヴィエオリヴィエ」と「秘密の花園」、それから、騙されたつもりで観に行った山田洋次の「学校」、シンシア・スコット監督の「森の中の淑女たち」、「ライジング・サン」はパスして夫と観に行った「銀馬将軍は来なかった」（監督張吉秀）、その時の予告編でどうしても見たくなった「月はどっちに出ている」（監督崔洋一）、これは一人でサッサと観に行った。あと気になっているのに、まだ見ていないのは、アッバス・キアロスタミとかいう監督の「友だちのうちはどこ？」「そして人生はつづく」の二本と、あの「赤ちゃんに乾杯」の、私の好きなコリーヌ・セロー監督の「女と男の危機」。

でもこんな風に次から次へと映画を観まくっても、目移りばかりして、コレ！という決断ができない。次に見る映画の方が、ひょっとしてデキがいいのではないか、‥‥そんな強迫観念めいたものまで取り憑きそうだ。好きな人がいないのに、次々とお見合いを繰り返しているような、そんなウンザリした気分になってきた。こんな映画の観方そのものが、やっぱり邪道なのかもしれない。もう、やめよう、Tさんには、ゴメンナサイって謝ればいいか‥‥。

ところが、そう思った途端に、「ああ勿体ない」と思ってしまった映画が三本。「森の中の淑女たち」「銀馬将軍は来なかった」と「月はどっちに出ている」この三つについては、やはり何か言いたいらしい。少々浮き足立って映画を渡り歩いている内に、どこかでストンと胸に落ちるものがあったのだ。そう思ってから、今度はどれを選ぼうか、ひとしきり迷ってしまった。いっそのこと三本まとめて「評論」してしまおうか‥‥とも思った。そうこうしている内に、「月はどっちに出ている」が『キネマ旬報』１９９３年のベストワンに選ばれたとか。だったら、私は、おもむろに！「森の中の淑女たち」を選ばねばなるまい。

新聞に大きく紹介されていたから、大体どんな映画か想像もつきやすいだろう。“The Company of Strangers”という原題のとおり、たまたまセミナーに参加してバスに乗り合わせた７人の「淑女＝老婦人」（どちらにしてもピッタリしない言葉だけど）が（若い女の運転手ミッシェルを含めて８人）、バスの故障

のため森の中の廃屋で過ごさなければならなくなって、そして最後はその中の一人の働きで、無事に救出されるというお話。霧の中から、動きはゆっくりながらまるで話し声や笑い声は少女のような8人がたち現れてくるファースト・シーン、そしてそのお世話になった廃屋に向かって、みんなでインディアンのモホーク語「オナギワヒ」（さよなら）を口々に呟いた後、またゆっくりと森の中を遠ざかっていく霧のラスト・シーン。まさしく、少し切なく、けれど楽しいファンタジーである。

もっとも、この映画は、良くも悪くも、オーディションで選んだという全くの素人、7人の老婦人一人ひとりの存在感と魅力で輝いている。キャストに素人を、はもちろん当初、「論外」として反対されたそうな。良くいえばある種の賭、大胆な冒険にもなるだろうが、悪くいえば、安易、無鉄砲な試みではある。

しかし、監督自ら評しているように、これは「映画の奇跡」となっている。7人を選んだのは監督なのだし、素人だから二度目が必ず良くなるとは限らないと、常に二台のカメラを回していたとか‥‥、明らかに“創られた”映画なのだ。なのに、8人のあまりに伸びやかな語らいや歌・踊り、立ち居振る舞いが、カメラや監督の存在を忘れさせてしまう。それが「映画」であることすら越えてしまっている、ヨウニミエル。

アリス（74歳）　…　モホーク族インディアン。英語が苦手で映画の出演にかなり渋ったそうな。けれどおおらかな人柄、薬草で捻挫を手当てしたり、自然のように頼もしい。

シシー（76歳）　…　甲高い声、人を誘い込まずにはおかないような笑い声、監督に「妖精」と呼ばれる。脳溢血で倒れた過去をもつ。

キャサリン（69歳）　…　7人の中では一番若い。修道女。歌をうたいながらバスを修理する彼女。ミッシェルの質問に答える彼女の誠実な笑顔が素晴らしい。私は殆ど彼女に惚れ込んだ。

メアリー（71歳）　…　画家。映画の中で、シシーに自分がレスビアンであることをさらりと告げる。監督も初めて知って驚いたという。

コンスタンス（88歳）　…　端正な美女。昔、森の中の家で聞いたホオジロの声が忘れられない。今は耳が聞こえないけれど、ホオジロの鳴き声は真似できる。自分にも他人にも厳しい。けれど皆のカード遊びに加わり、「コンスタンスが笑った！」と驚かれる。

ベス（80歳）　…　夫と早くに死別し、最愛の一人息子も27歳で他界。でも、愛くるしいベス。髪が薄いからと、寝る時もかつらを外さない彼女が、ミッシェルの前でかつらを取って見せる。その時の潔さと決断が一層、彼女を若く可愛く引き立てる。

ウイニー（77歳）　…　ダンスが上手。若いプロのミッシェルをも圧倒する踊りっぷり。手つき、腰のくねらせ方が見事。

ミッシェル（29歳）　…　「年老いた女たち」に囲まれることに、初めは不安だったという。けれど、“年の差”をつゆほども感じさせなく、皆の中に溶け込んで、上手な聞き出し役になっている。とはいえ、やはり、陽気さと若さの輝きは素敵だ。

本当にStrangers＝見知らぬ人々同士であった8人が、この映画のために出会って、そして、少しずつ自分を晒して、自信をつけて別れて行った。（シシーは本当に、この直後、発作を起こして亡くなったそうだが。）そうして、残された「映画」の中で、私（たち）は、こんなにも安らかな楽しさを味わっている。どこまでが現実でどこからがフィクションか分からぬ世界で、また、それを良しとしながら、人が生きること、老いることを、泣いたり笑ったりしながら、いつの間にか受け止めている私がいる。

岩波ホールには珍しく、私の隣に若い青年二人が座っていた。その内の一人が特に、気持ちのいい笑い声を終始あげていた。私もつられてよく笑った‥‥。

＜映画と本で考える＞

山下恒男の『子どもという不安』（現代書館刊）を読む

佐々木賢

社臨の合宿の折りに、山下さんと碁を打った。私が「おおよそ五段ぐらいだ」といったので、彼は無邪気に「じゃ、四子置いて打ってみる」という。碁には序盤、中盤、終盤とあって、初めての相手は序盤で実力のさぐり合いをする。彼の打つ手はとりとめがなく、何をやろうとしているのかさっぱり分からない。上手な人でたまにこのような打ち方をする人がいるが、彼のはそうではなく、石と石との脈絡がなく、あちこちに欠点が見えてくる。いわゆる棋理や定石をわきまえていないのだ。私は内心、彼を侮りはじめた。

勝負ごとで相手を侮るのは危険なことである。私に打ち過ぎ（攻めきれない所を攻める）や緩着（のんびりした打ち方）があり、むろん私はそれを知っていて、相手はそれに気付くまいと思っていたのだ。中盤に入って石が接近してくると、意外や意外、彼はその打ち過ぎや緩着を正確にとがめ出した。私はしのぎ（欠点を補う）にしのいで、接戦になってきた。盤面は二転三転して複雑になっていく。一つの要点があり、今しばらくは大丈夫だろうと高を括っていたところ、素早く彼にそこを占められてしまった。もう挽回不能である。この碁は「定石を知らぬやつにはかなわない」という古川柳どおりである。

普通、下手（シタテ）はこういう打ち方ができない。置き石（ハンディ）があって序盤は有利でも、上手（ウワテ）にジリジリ追い詰められて、最後に逆転されるものである。ところがこの勝負は逆になってしまった。二度目の勝負は最初から慎重に打ってみた。彼の黒石は相変わらず脈絡がなく、みるみる内に型が悪くなっていく。その悪さが彼にでも分かる程になった時、「こりゃ、だめだ、打つ気がしない」とあっさり試合を放棄してしまった。形勢不利な戦いは早めにあきらめてしまうのだ。碁が終わって彼曰く「五段というと、圧迫感があるものだが、佐々木さんの場合はそうでもないね」だって……。

さて本の話に移る。読み出して始めの内、とりとめのない話が続いている。ハイヒールをはいている１１才の少女、糖尿病などの成人病にかかっている子ども、住宅の高層化で高所平気症になり、サーカスを観ても驚かない子どもたちがいる。そしてバーコード遊びでは「集める」・「みつける」・「競う」という遊びの３要素が入っているとか、「小学六年生」の雑誌に観光案内が載っているとか、確かに話題豊富でおもしろい。どうやら子どもたちの背後で何が生じているのかを説明しているようだ。

そういう話に混じって、自動販売機が５４０万台に達したとか、乾式複写機やカセットやビデオや養殖魚等々コピーの世界の話題に移り、電子ペットが出てくる小説やら、清潔さが儀式化したシャワー小説の紹介まである。かってモノや道具は人間能力の拡張のためにあったのが、差異を強調したり装置を意味するものに変わってきているという。どうやら若者を含む大人社会全体の変化についても述べているようだ。一体この人は何を言おうとしているのかがよくわからない。まるで、石と石の脈絡のない序盤の彼の碁を見ているような感じである。

読むほどに、著者の考え方が次第に鮮明になってくる。例えばこうである。今の子どもたちは科学技術離れしているといわれ、それに対して理科教育振興を唱える大人たちがいる。だが、現段階の科学は発明発見の余地がなく、公開研究がなくなり、情報がパーソナルネット化している現実があり、この現実を無視して教育だけしようとしても意味がないと著者はいう。全

くそのとおりだ。子どもや教育を論ずる場合、多くの論者たちは現象の一断面だけを切り取り、既成観念で対策を考える傾向がある。

子どもたちが無気力になっているのを見て無気力治療法を提唱する人がいる。「コントロール可能性を感じる経験をつみ、それができないのは努力不足だと思いこめ、視点の転換や自己概念を変える必要がある」というのだ。この意見に対して著者はいう。心構えや気持ちだけでは解決不能だ、その努力の先に果たして報われるものが待っているかどうかが問題であると指摘する。

子どもたちを評して、「論理より類推が多く、現実原則より快楽原則を優先し、自立より依存が目立ち、冗談とマジやコピーと本物の区別ができない」と論ずる人がいる。すると、著者は「彼ら（子どもたち）の特徴ではない、私たち全ての特徴なのだ」とたしなめる。「子どもたちが遊べない環境があり、それをもたらした文化の貧弱さ」を批判する人がいると、著者はその文化に加担する自分を棚にあげ、そうした自分への無自覚さを鋭く批判する。

一つ、おもしろい数字が紹介されている。例の幼女誘拐殺人事件で、まだ犯人が逮捕されていない時に、脅迫状の文面から１９人の識者が犯人の性別推測をした。その中に心理学の専門家が４人いたが、３人が「犯人は女だろう」とまちがった推測をし、１人が「男の場合もありうる」と曖昧な推測をした。専門家とはこんなものである。むろん、推測の難しさはあろうが、専門家がかくも頼りないものなのに、専門家に頼る人々は多くなっているのが現状である。

臨教審の第２次答申では「情報活用能力」が強調されている。その後審議会は「情報活用能力を身につけていないと、通常の社会生活が送れなくなる」とご丁寧に警告もしてくれる。これに対して著者は「そんなことはない」という。「世の中はむしろ考えないですむよう、便利なように進んでいて、その無能化の方向こそ問題にすべきなのだ」と指摘している。全くそのとおりだ。生活の場でも労働の現場でも、学びの条件が消え去っているのに、その事態を無視して「主体的に学ぶ」ことを唱える風潮がある。無いものねだりの大人の願望に支えられて教育が流行っている現状がある。

このように議論を進めると、きまって「その説はよく分かった。ではこれからどうしたらよいとあなたは思うのか」という質問が出る。だが、この質問者はおおむね、よく分かってはいない。現実を無視した対策など、出しても意味がないし、消費社会状況をそれほど簡単に昔に戻せるわけがない。だから著者は「私たちに残されているのは方向性の選択のみだ」とあっさりいってのける。安易な方策よりも、自分の足元を見つめて、自分の生き方を考えるより手がないのだ。この本は自分の足元を見つめるために書かれたものであろう。

碁の話に戻る。著者の優れた著作を、著者のヘボ碁と対比して申しわけないが、なぜか私にはそれが重なってみえるのだ。この本で展開されている現実洞察の確かさや明快な論理は、ヘボ碁なりに、著者がたまたま優勢になった時の、あの中盤以降のポイントをえた打ち回しに似ている。おとなしそうな風貌ながら、内に秘めた負けん気はなかなかなもので、ここぞという時に粘り強く考える論理がある。そうかと思うと不利な状況での戦いはあっさり避けるという状況判断の確かさもあるからだ。

＜映画と本で考える＞

『ボランティア』と『環境保護運動はどこが間違っているのか？』を読んで

平井秀典（江東区塩浜福祉園）

当初、『ボランティア—もう一つの情報社会—』（岩波新書、金子郁容著）という本が売れているらしいから誰かが一度書評をしなくてはね、ということで引き受けたのだが、なぜか2冊も担ぎ出してきてしまっています。無理しなきゃいいのにと自分でも思いながら、書き進めていこうと思います。

どちらかと言うと、『ボランティア』の方は批判のための読書という感じで熱が入らない。難しかったり、めんどくさそうな所は飛ばしちゃえだから斜め読み。『環境保護運動はどこが間違っているのか？』（宝島社、槌田敦著）の方も、実は人から勧められたから読もうと思った本。これまたいい加減な読み方なので、書評としてこの私の文章を読んでもらっては困るということを最初に言っておかなくてはなりません。（そもそもこの「映画と本で考える」のコーナーをまっとうな映画評、書評として読んでいる人なんかいないか!?）

結論めいたことを最初に言っておくと、「カタカナ言葉にゴマかされるな！」といった、なんだか国粋主義者のようなことを言っていこうと思っています。

言葉としてのボランティア

ボランティアという言葉はもともと「自発的な」という意味の形容詞的言葉であることはご存知の方も多いかもしれません。それが名詞的、すなわち「自発的な人」という意味で使われるようになっていったのは17世紀のことだそうです。それはイギリスにおいて、自警団、自衛隊の一員というような言葉として使われるようになったとのことです。そして時が移るにつれ志願兵、義勇兵といった意味にも使われるようになりました。

出自というのは人については問わないが、制度や組織についてはきちんと見ていくと以外とおもしろいことがあります。ボランティアという言葉は、まずは「自発的に戦う●●人」という意味で名詞的に使われるようになったということはきちんと考えなくてはならないことだと思います。（全く関係ない話ですが、最近、スキーのジャンプ競技というのはもともと囚人に対する刑罰であったということを知って驚いていたので…）

現在ではボランティアという言葉は様々な意味で、様々な状況で使われています。この本の中に紹介されているボランティアも、アメリカの貧困地域の小学校で給食サービスを始めて自治体に認めさせていった人の話あり、東京の小学生が近くの特別養護老人ホームの老人たちと交流する話あり、湾岸戦争時に難民たちに物資を送ったり人を派遣したりした日本の組織の話ありです。

私たちの会話の中にも、ときどき登場してきます。「あなたと今日お付き合いしているのはボランティアなんだから」とか、「みんなボランティアで発送の作業を手伝ってくれた」とか。

ボランティアの定義となるとほとんど難しいように思えるのですが、さすが岩波から本を出すぐらいの人だからちゃんと定義をしているので、それを引用してみます。

> あるきっかけで直接または間接に接触するようになった人が、何らかの困難に直面していると感じたとしよう（地球環境の破壊のように、人類全体が直面する困難も含めるとする）。ボランティ

アとは、その状況を「他人の問題」として自分から切り離したものとはみなさず、自分も困難を抱えるひとりとしてその人に結びついているという「かかわり方」をし、その状況を改善すべく、働きかけ、「つながり」をつけようと行動する人である。

これでボランティアのすべてが言い表されているとは著者も思っていないでしょうが、これだけでは言い表しえないところや、ボランティアをする人、される人に生起する様々な問題があるから一冊の本ができたのでしょう。そして多くの人がボランティアに対してどこか割り切れないところや腑に落ちないところがあったりするから読まれるのでしょう。

現在ボランティアという言葉は、様々なイメージの中で宙を浮いていると思えます。それを今一度定義付ける必要性を感じてこの本を著したのだと思います。それも今の情報社会の中で。どこか地味なボランティアという行為を、最近はやりの「情報社会」の中で再定義した、意味付けを行ったというところにこの本の出版理由があるのでしょう。

人は何故ボランティアをするのか

ボランティアをする人にとって、あるいはその回りの者にとって「何故ボランティアをやるのか」という動機の部分はかなり重要な問題だと思います。「善意」ということをそこに置いてしまうことには、著者も疑問を投げかけています。それだけではもうやっていけないことはかなり多くの人が気づき始めているのだと考えます。人の「善意」をあてにしてはボランティアは集まらないし、「善意」を介在させてしまう関係性の薄っぺらさにも人々は辟易しているのではないでしょうか。

そこで著者はボランティアをすることは「好んで自らを自発性パラドックスの渦中に置く」ことである、と言っています。「自発性パラドックス」というのは自分がとった行動がもっとしなければならないのではないかとかいう苦しい立場に立たされることを意味しています。自発性パラドックスという苦境に身を投じ、自らをひ弱い立場に立たせるということを著者はまた「vulnerableに置く」とも表現しています。このvulnerableと言う聞き慣れない言葉は「傷つきやすい、もろい、被害を受けやすい」といった、どちらかというとネガティブな言葉です。あえてネガティブな状況に入り込んで行くところから社会への窓が開かれ、頬に風を感じ、意外な展開や魅力ある関係性がプレゼントされるという自分にとっての特典があるからボランティアをやるのである、と考えています。これは「人のため」「善意で」という価値観の転換を図るために考えた理屈でしょうが、人って他人のために動くってことはないんだ、一見そのように見える行動でも実は自分にとって意味があるからやっているんだ、とまでは言い切っておらず、善人がボランティアをやるという感覚にどれほどダメージを与えることができているのでしょう。

そして、このvulnerabilityというのは情報を持ってくる、生んでくれると考えています。彼の言う情報とは、すでに「あるもの」である「静的情報」ではなく、相互作用のプロセスの中から「生まれてくるもの」という意味で「動的情報」であると言っています。そしてこの動的情報が発生するプロセスがネットワークであると。

つまりボランティアはネットワークを作り上げ、動的情報を得ることに喜びを見いだす人である、と。

現代は情報資本主義社会とも言われ、情報というものが貨幣より価値を持ちうる時代である、だからみんな、金なんかにとらわれずにボランティアをやろう、という言い方はしていませんが、貨幣経済社会から情報経済社会への転換点だと言われている今、ボランティアをこのように位置づける必要があるのだと感心しました。

下層労働者としてのボランティア

ところで本当にボランティアは情報ネットワークの拠点として位置づくのでしょうか。私の職場でのボランティアの扱われ方などを検討しながら考えたいと思います。

私の職場は「精神薄弱」とレッテルを貼られた人たちが通う通所施設です。日常的にボランティアが出入りするのではなく、外出する時とかお祭りなど大きな行事を行うときにのみ呼び込んできます。どういった人をボランティアとして呼ぶかというと、以前保母になるための実習を行った人を誘うのがほとんどです。それもまだ保母にはなっていない学生の人を。実習生だった人が来るのですから、職員はその延長線上で接触します。実習生ではない人でも、とにかくボランティアというのはその日だけですから、状況などわからないことが多く、下働き的な仕事に回されてしまいます。行事をうまく終えるためには、情報は上意下達になっていて（これは「静的情報」を意味しているのですが、「動的情報」が起こりうる相互性、共同性はないように思われます）、ボランティアの主体性とか創意工夫とか入り込む余地のないように職員が準備万端整えています。

ボランティアというといつもは若い女性ばかりなのですが、この間は全く違った人たちがきたので、珍騒動が起きました。その人たちとは、Lクラブ（野球の球団名にあったり、デパートの前に鎮座している動物の名前）の人たちです。Lクラブは名前ぐらいは聞いたことがあるのですが、実態は何も知りませんでした。ところが出会ってびっくり、どなたも格幅のいい人ばかりです。そうです。Lクラブというのは会社の経営者クラスの人たちの集まりなのです。そこではボランティア活動が義務づけされており、さぼった場合は違反金をとられるのだそうです。今まではボランティアといえば若い女性だったから気軽に「これ頼むね」と言えてしまっていたのですが、今度はそうはいきません。「ここの所をこのようにお願いします」とお頼みする感じ。若いボランティアだったら言われたことは熱心にやってくれたのですが、この人たちはそうはいかない。勝手に（自主的に）休憩はするは、出かけていってしまうはで他の職員たちは困ったと言っていました。私は、自分がそういう意味で自主的な人だからあまり困ったとは思わなかったのですが…。

後日、またLクラブの人たちがボランティアに来たいという申し入れがあって、すぐに議論になりました。その中にこういう意見がありました。「ボランティアではなくて交流だったらいいのに」。これは職員の下働きとしての役割は期待できない、「障害者」と同等な立場で「交流」してむらうんだったらいい、という判断です。

私の施設での出来事を般化するつもりはありませんが、多くの施設で考えられているのは、ボランティアというのは職員の下働きとしての従順な単純労働力であり、組織にとってみれば、労働力の不足部分を補ってくれる役割を果たしていると言えましょう。

ボランティアはただ働き!?

次にボランティアの無償性について考えてみたいと思います。ボランティアというのは「手弁当」という言葉もあるように賃金とか雇用という関係から無縁のところに位置していました。ところが私のいる施設でもここ数年ぐらい前から、「ボランティアにも交通費ぐらいは出さなきゃ失礼だよね」という感覚が広まってきています。しかしもちろん、正規のアルバイトとしての料金（800円そこそこ）は払わない、というのが前提です。それではボランティアにはならない、その人の善意というものは否定されてしまう、と考えられています。

歴史的に見て、ボランティアという言葉が「自発的」という人の精神性を表す意味から「無償の」と

いった賃労働を前提とした雇用関係以外の人間関係という意味に拡張していったのは、たぶん割と早い時期だったのではないかと考えるのですが（きちんと検証しているわけではありません）、資本主義社会が拡大していく中でそちらの方にどんどんウエイトが置かれるようになっていったのではないでしょうか。

ボランティアが必要とされるようなところは、人とのつきあいが「労働」になってしまっているところが多いと思います。「正規」の「労働」領域が拡大されればされるほど、そこからこぼれ落ちていく「闇」の部分が大きくなっていき、ボランティアの必要性も高まっていくのではないでしょうか。つまりボランティア領域の拡大とは、労働概念の拡大（何でも労働にからめ取っていってしまう世の流れ）に起因していると言っていいのではないでしょうか。

ボランティアという言葉は人の精神性を語源として持っているだけに、嫌らしい言葉だと思います。実際の彼らが果たしている役割というのは、不足労働力の補完でしかないのですから。しかし、社会はボランティアを積極的に評価し、優遇しようとしています。入学・入社試験の時に有利だとか、会社では特別に休暇を与えたり。私はこの言葉に、そしてこういったメリットに騙されるなと言いたい。そして、きちんとこの言葉を本来の意味が分かるように日本語に言い換えていきたい。ボランティアは「無償、あるいは低賃金労働者」であると。ボランティアをやろうという人は、ちやほやされたり歓迎されたりするのではなく、己の扱い、ポジションが明確にわかるこのレッテルを貼られたり、自ら貼ったりする中で、その状況、関係性を考えていってほしいと思います。

ボランティアは必要か？

そして次には何故ボランティアという言葉が必要になっていったのだろうかということを考えてみます。今、ボランティアが必要だと盛んに宣伝されているのは老人福祉の分野です。今後どんどん老齢人口は増えていく、そのため介護をする人が何万人必要だ、ということがもっともらしく叫ばれています。

そもそも老人を介護するのはボランティアでなくてはいけないのでしょうか。「正規」の労働力は期待できないのでしょうか。あるいは地域での支えあう関係というのは考慮されていないのでしょうか。これだけ数が多いとなると「正規」の労働力は投入できないだろう、かといって地域での人間関係は希薄になっているからこれも期待できない、残るは「無償、あるいは低賃金労働者」としてのボランティアしかいない、というのが真相でしょう。

何で地域で支えあう関係なり助け合う関係を、一方にボランティアという名前をつけてしまうのかがわかりません。ボランティアと名乗ったり名付いたりすることによって、その関係は確実に変化が生じます。何故現代社会は、この言葉を人間関係の中に置かなくてはならないのでしょうか。

ここでようやく登場するのが『環境保護運動はどこが間違っているのか？』です。この本はタイトルからして衝撃的です。内容も「リサイクルも環境を汚染する！」とか「分別収集運動でゴミの捨て場が枯渇する！」といった「えっ」と驚くようなのばかりです。

実は『ボランティア』の書評をしなければと頭を痛めていたら、ふと、こんな言葉は昔はなかったけれど当たり前にやっていたことなんだろうなと気づきました。それはリサイクルでも同じだろうと考えたのです。そう思ってこの本を読むと、やはり「江戸時代は完全リサイクル社会であった」なんて書いてあります。リサイクルとかエコロジーなんて概念がない社会の方がよっぽどエコロジカルであるというのは、なんて皮肉なことでしょう。これはボランティアについても言えるのだと思います。ボランティアという概念を必要としない社会の方がよっぽどいいのではないかと。

実は先ほどボランティアという言葉ををきちんと言

い換えようと提起したのですが、本当はこんな言葉使うなということを言いたいのです。それを確信的にしてくれたのが『環境保護運動はどこが間違っているのか？』です。

このアナーキーな本の中で著者は、今のリサイクル運動なんてものはちょっと先へ生き延びるためのものでしかなく、問題の根本的な解決には全くならない、ごまかしにしかなっていないと言い切っています。このことはボランティアについても言えると思うのです。ボランティアもリサイクルもいらない。ボランティアが注目されてしまう世の中には未来はない。私たちが本当に生き延びたいと思うのなら他の道を考えなくてはいけないのではと思うのです。（私は生き延びたいと思わないから考えませんが…）

＜“ここの場所”から＞

「振り分け」の当事者を演じて思うこと

飯島勤（山梨県総合教育センター）

山梨県教育委員会事務局研修主事。なんと堅苦しい職名だ。まるで戒名だ。……辞令を手にして、そう思った。

山梨県総合教育センターという、県教育委員会の教育研修所に勤務し、三年になる。ここは、教員研修や教育研究を行う所だ。施設内には、学校教育の教科・領域に当る各研究室や、生徒指導、教育相談、情報教育などの研究室があり、それぞれに、研修主事が配置されている。この職を、他県では、指導主事とか、研究主事と呼ぶ所もある。

さて、私は、そのうちの、特殊教育センターという研究室にいる。特殊教育センターというのは、もともと、障害児の「就学指導体制の整備」のため、全国的に設置されたもので、教育研修所とは別物である。でも、本県では、財政的理由などで、独立できなかったのだろう。既に、この研修所にあった、特殊教育研究室に合併する形でつくられた。だから、私は、研修や研究業務とともに、障害児の教育相談をも担当しているというわけだ。

ところで、なぜおまえのような者が、そんな所にいるのかと、言うかもしれない。私は、ここへ来る前、ある養護学校の教員だった。そのとき、校長や県教育委員会の先輩から、「教育委員会に入ったらどうだ」という話があった。行政職扱いで給料は安いが、ある種のステップになり、自薦他薦、希望者も多いという。政治的な横槍さえあるらしい。何の力もなく、年の若い私を、彼等は、そういう力から守りながら、推薦してくれた。とんだ眼鏡違いだが、私は、私なりの道で、これからも、真に、彼等の期待に報いるつもりだ。

私も、教育委員会に入ることが、一面で何を意味するか、知らないではなかった。そこを経て、安穏に過ごせば、将来どこかの養護学校長ぐらいにはなれるかもしれない。だが、そんな路線と引き換えに、自分を見失うのは御免だ。私の、唯一の目論見は、この機会に教育行政内部の実態を、この目で確かめたいというものだった。そして、行政のあり方に対し、内部から、一矢を報いたいと思った。そのころ、学校の仕事でも、就学問題などを扱う事が多く、また個人的な体験からも、障害児教育における行政のあり方に、きわめて疑念を強めていた矢先だった。

私は、今の職場に来る前、ここがどういうところか、様々な風評を耳にしていた。

ある障害児の親は、我が子の就学の際、普通学級入学を強く希望した。町の教育委員会から、「それでは、県の特殊教育センターに行き、相談を受けなさい」と言われ、何のことか分からず行ってしまった。そこで、親にはろくな説明もせず、知能検査が実施された。帰りぎわに、「いいお子さんですね。ご両親のご希望を大切にしますから」なんて、愛想を言ったという。だが、この時のデータが、書類となって、その町の教育委員会に提出され、就学指導委員会に回っていたのだ。年末になり、突然、町の教育長から、「養護学校か特殊学級へ行ってもらうことになった」という電話があり、びっくり仰天。その後が、大変だったという。

また、普通学級に入った、ある障害児の場合。ここの研究物の中で、無断で事例にされていた。しかも、普通学級に行ったから性格が歪んだ、障害児が普通学級に行くなんて、親のみえやわがままであるなどと、

お決まりの文句で、結論づけられていた。内容は、虚偽に満ちており、研究などという代物では、決してない。

……まだまだ、いろんな話を聞いた。さもあろう。それだけに、真偽のほどを、この目でしっかりと見届けたい。そうして、それを内部からも、きっちりと改めなくては。そんな覚悟を決め、今の職場に来た。そのときから、退くに退けない所へ、飛び出したのかもしれない。

案の定、様々なできごとがあった。聞きしにまさるとはこのことだ。特に、教育相談の業務は、この機関の設置目的からも、本県の就学指導の中軸を担うものだった。特に、十月から一月くらいまでの「相談活動」は、障害児が特殊教育諸学校や特殊学級に入る際の判別資料を作成することが主で、私にとっては、何とも重苦しい毎日だった。知能検査を実施し、親や教師から少しばかりの聴きとりをし、どこそこがいいだろうという意見を具申するのだ。これが、一種のお墨つきで、結構な威力を持つ。

ある意味で、その子の一生を左右するような判断を、なぜ私達ができるのだろう。なぜこんな粗雑な関わりが、「相談」といえるのだろう。なぜこんなことで、障害児の教育措置が決まってしまうのだろう。知能検査などというものが、一体何を証明するというのだろう。……これらは、ごく素朴な疑問だ。それが、ここでは、一切問われはしない。私にとっては、身ぶるいするほど、おぞましい空間であった。

私の部屋には、部長職が一人、私と同じ職の者が他に一人。もう一人は、非常勤の職員だ。「特殊教育センターの先生は専門家だから」と、世間では、おだてる人もいた。しかし、これらの同僚職員の平素の粗雑な言動を見聞きするにつけ、私には、それは、とんでもないことだと思えた。ここに来てから、私には、さらにさらに、たくさんの疑問や異議が、湧き起こってしまった。

とは言え、それがあまりに日常的で、密室の中の出来事であるだけに、一日中、周りの者と言い争っていては、きつい。話し合いも成立しない。気まずい雰囲気の中で、自分自身を抑えることが多かった。私からすれば、多くの妥協を重ね、耐え続けたつもりだ。石の上にも三年というが、それは、かぎりない重圧であった。自分もその中で、めいっぱい手を汚してきたことになる。ただ、私が言えることは、私の相談業務に関する限り希望しない学校や学級に、障害児を入れるよう、勧めたことはない。そのような書類も書いたことはない。親が、知能検査を望まなければ、実施したことはない。診断書や意見書を作るには、必ずその趣旨を説明し、了解を得た。私にできる、せめてものことだった。

それは、このような職場では、決して容易なことではない。おそらく、周りの者は苦々しい気持ちだったろう。その眼差しの中で、きついストレスもあった。元来、内向的な性格で、軋轢を起こすことは、辛かった。しかし、それを押して、ここで、私が守らねばならない、ぎりぎりの良心は、相談に来る者の主体的な解決を支えることだった。強い意志を持続させなければ、そんな当り前のことさえ、思うに任せないのだった。

じっと我慢を重ねると言っても、その時々振り分けられる障害児にとっては、そんな悠長な問題ではない。私にも、おのずと我慢の限界はあった。それに、三年も同じ所で、仕事をしていれば、見解の相違も際立ってしまう。周囲からは、仕事を行うのにも、様々な中傷や抑圧を受け続けた。勿論、強制異動などの手口は、今年もとってくるだろう。去年も、私の知らない間に話が進んでいたのを聞きつけ、抗議文を提出し、ぎりぎりの局面で撤回させた。おそらく、山梨県教育委員会始まって以来の珍事で、私の勤務評定には、しかるべきマークがついていることであろう。

そうしたことの逐一をあげつらうのは、悲しい。あ

あ言った、こうしたという、愚かな言動の告発になるからだ。それらについては、別に、具体的な問題に即して、論じた方がよい。だが、そのひとつひとつの、くだらない言動こそ、まさに障害児の就学差別の日常を支えているのである。世間に問われる裁判事例や、新聞紙上で話題になるようなことは、それはそれでひどい。だが、それよりも本当にひどいのは、むしろ表面に出ず、行政の権力によって、狡猾に進められる、日常的な障害児への抑圧である。長いものには巻かれろ。自ら戦うことのできない、多くの障害児や家族こそ、やりばのない憤りと、諦観を抱いているに違いない。共に生きるとは、そうした人々の心によりそういとなみなのかもしれない。

教育基本法をもちだすまでもない。教育行政とは、誰に向かって開かれ、誰のためにあるのだろうか。利用者自身のためにあるべき「相談」さえ、専門家を気取った者達の、説得まがいの場と化してしまうなら、それは、恐ろしいことだ。

とにかく、ここまで突っ張っては来たが、所詮、一人や二人の孤立した戦いでは、ダメだ。私は、この間、私的にも、子供達や親、教師、あるいは研究者、一般の人々と、様々な学びの輪を拡げてきた。おかげで、県内外に多くの友を得、志を同じくする人達の動きも、身近で活発になっている。

しかし、私達の取り組みは、行政の日常的な抑圧や差別と、きめ細かく戦うまでには、至っていない。そこまでの情熱や研究は、不足していると言ってよい。まだまだ、共生・共学への道のりは、はてしなく遠い。遠吠えのように、ノーマライゼイションの理念を棒読みしていても、仕方ない。それぞれの場で、きついけれど、自分の身をもって、実践しなければならない。それを持続するには、うわついた建前論では、たちうちできない。いい教訓になった。

結局、この三年の生活は、私の独り相撲のうちに幕を引きそうである。私が、ここで体験した出来事も、一般には、分かりにくいことで、関心の埒外にあるだろう。周囲の者達も、「そんなことはない。あいつの被害妄想だ」と、トボケルことだろう。まあ、孤立無援できたし、これからもそれで構わないと思う。しかし、共に生き共に学ぶということが難しいだけに、その本当の価値が、また私には見え出している。私にとっては、大切な収穫だった。

かくして、私も、今、ここの場所から、新たな模索を始めようとしている。……行方は、杳（よう）として自分にも分からない。しかし、割と静かな気持ちでいられる……。

＜"ここの場所"から＞

ウィメンズセンター岡山

市場恵子

1．はじめに

「ウィメンズセンター岡山」は、1991年9月に5人の女がよびかけ人となって誕生した民間の女性支援センターです。

岡山の地に女性の心とからだ（ひいては女性の生き方）を支えていく拠点をつくりたい、と私たちは考えました。女という性に属しているということは、女のからだを共通に持ち、女としての人生を歩いているということです。からだや心に何か支障を生じた時、助け合ったり支え合ったりできる仲間がいれば、どんなに心強いか。生きにくさを感じながらも、仲間と学び合ったり語り合ったりする場をもつことで、何とか自分らしさに踏みとどまることができるかもしれない。そんな思いからセンターを開設し、週2回（水・金）の活動を始めて2年半たちました。開設までのいきさつや、今日まで続けてきた活動をご報告します。

2．女のからだは女自身のもの

私たち5人は、数年前から公民館や地域で出会い、つながってきた仲間です。初めのうちは思いつくままに「小倉千加子トークライブ」や「喜屋武マリーロックコンサート」、「痴呆性老人の世界」上映会、シンポジウム「閉じ込めないで！母と子を」などを企画し実行して楽しんでいました。

その後、「女のからだ講座」という学習会を企画し、ビデオを見たり、それぞれの月経やお産、避妊や中絶について語り合ううち、女のからだは女自身のものなのに、まだまだ女自身のものになりえていないことを痛感するようになりました。

折しもその頃、私たちの先輩格である「ウィメンズヘルスセンター大阪」のスタッフに生で出会い、触れ合う機会を得ました。センター主催のワークショップに参加させてもらった時のことです。

私たち参加者は簡単な自己紹介の後に、お互いのからだをほぐし合う時間をもち、それにつれて気持ちや関係もほぐれ合っていくという快感を存分に味わいました。また、夜にはスライドを使って女の内性器について講義を受け、その後実際にスペキュラムを通して自分自身の子宮口と対面するという初体験をしました。自分のからだを「かけがえのない、いとおしいもの」と改めて感じることができる2日間でした。

これらの体験もさることながら、何よりも私の心に留まったのは、大阪のスタッフが長年にわたって紡いでこられた関係の心地よさでした。互いの個を認め合いながら、なお共通の目的のもとに連動していく集団のありようを、センターのスタッフは自然体で見せてくれ、励ましとなりました。

大阪への熱い思いは、その後もセンターの主催する「女からだ110番相談員養成講座」に交替で通ったり、逆に大阪のスタッフに岡山へ講演に来てもらったり、という形でつながっていきました。女のからだについて学んだり、気付いたりすることは、今まで医者や専門家（その多くは男性）に委ねて来た自分のからだを自分自身の意識下に取り戻していく作業です。女としての自分のからだを肯定的に受け入れ、「からだ＝わたし自身」という感覚を育てて行くことは、まさに「ルネッサンス（解放運動）」なのだ、という実感が

ありました。

3．フェミニストセラピーとの出会い

また他方、私たちは公民館の「カウンセリング講座」へ参加したり、逆に「女・からだ・こころ」という連続講座の企画を公民館へ持ち込んで自主運営したりしていました。そのうち、フェミニストセラピーに少なからぬ興味を寄せていたメンバーが、東京の講演会やワークショップに参加して、河野貴代美さんを初めとするフェミニストカウンセラーに出会い、岡山にもそういう場をつくりたいという思いをふくらませ始めました。

その後、河野さんを招いての自己主張訓練のワークショップ、地元の心理臨床家を中心に行ったサイコドラマのワークショップなど、他者と出会いながら自分を開いていく試みを何度か積み重ね、こうした動きの中で岡山でのセンター構想が次第に形を成していったのです。

4．『ウィメンズセンター岡山』開設

こうして、『ウィメンズセンター岡山』は1991年9月11日、ささやかながらもスタートを切りました。場所はスタッフの1人が自宅の一間（6畳間）を提供し（2年目からは広い一軒家に移動）、5人でお金を出し合って必要な備品を買い揃えました。ただし、「いつやめてもいいように」との配慮から、最初は『（準備会）』をつけての出発（1年後はずす）でした。よびかけ文にこう書きました。

『私たち女はいろいろな役割を求められています。女、娘、母、妻、嫁、働く女・・・・。その役割の中で一生懸命頑張っています。頑張りすぎて、からだやこころがしんどいと叫ぶことがあります。

そんな時、気軽に相談できたり、支え合う場があったらいいと思いませんか。しんどさを女の視点でいやす場が・・・・。

また、私たちは、自分のからだやこころについてもっと知りたいと思いませんか。学びながら試してみたり、表現したり、あるいはともに語り合ってみたらどうでしょう。いろいろ気付くことがあるのではないかしら？　そして、自分で選択し、決定していく力を身につけていくことができたら、今よりももう少しありのままの自分を受け入れ、私らしく生きていけるのではないでしょうか。

そうした女のからだ・こころについて学ぶ場、支え合う場、育ち合う場をいっしょにつくっていきませんか。』

5人とも仕事や諸活動を抱えている身なので、オープン日を水曜日（10時～16時）と金曜日（10時～12時）の2日に限定し、あとの時間は留守番電話が受け付けます。オープン時間にはスタッフが当番で常駐し、来訪者や電話に応対（相談、情報提供）したり、事務作業（会費の領収・封筒の宛て名書き・ニュースの発送など）をしています。

会員数は190名余り。運営費は会費（月500円）とカンパでまかなっています。会員には2カ月に1回ニュースレターが送られるほか、随時催し物の情報も届けられます。

5．活動内容

開設以来続けてきたことの一つに「女のからだとこころについて考える連続講座」があります。女が自分の体や心についてよく知って大切にすること、世間の常識や周囲の期待にばかり添って生きるのではなく、自分自身の欲求や思いを優先して人生を選び取って行けること、困ったときやしんどいときには女同士ちゃんと助け合えること、それだけの力をつけ合いたいと思って続けてきました。

わずかな講師料で快く私たちの活動に協力していただいた内外の講師とテーマを御紹介すると、

1）福本英子（フリージャーナリスト）
「生命操作と女のからだ」
2）桁植あづみ（フィンレージの会）
「生殖医療と女のからだ（不妊について）」
3）斎藤千代（月刊『あごら』編集長）
「自分を変えるということ」
4）野間律子（博多"延安治療所"鍼灸師）
「鍼と女のからだ・こころ」
5）ビデオ「旅する女」を見て語り合い
6）春日キスヨ（家族社会学者）
「介護とジェンダー」
7）西田三千代（弁護士）
「女のくらしと法律（離婚について）」
8）加藤春恵子（社会学者）
「自分を変える（CR）」
9）江幡芳枝（助産婦・保健婦）
「女性の健康運動（セルフ・ヘルプ）」
10）宮淑子（フリージャーナリスト）
「セクシュアリティ（女の生と性）」
11）金重恵美子（産婦人科医）
「更年期のからだ」
12）正井礼子・林直子（ウィメンズネット・神戸）
「地方発・女の便利帳を創りたい」
13）河地和子（英米文学者）
「黒人女性文学にみる女のからだとこころ」
14）東京・強姦救援センタースタッフ
「性暴力と女のからだ・こころ」
15）福島瑞穂（弁護士）
「のびのびと、生き生きと、働きたい」

以上のような連続講座に加え、自前の更年期連続講座や中高生向けの思春期講座も開いてきました。また、河野さんを招いて「女のワークショップ」（合宿）を重ね、昨年4月からは月2回の「自分を変える」という講座を連続してもっています。

このような学び合いや育ち合いは、「更年期準備クラス」「CRグループ」などに引き継がれています。前者は更年期の人や更年期前の人が小グループで月1回集まり、お互いの情報や経験を交換したり、専門家を交えずに学習を重ねています。後者は月2回のベースで集まり、自分たちが抱えている悩みをそれぞれ語り合い、お互いの話に耳を傾け合うこと（もちろん秘密厳守）で支え合っています。

また、センターでは個人の面接カウンセリング（有料）も随時行っています。女性の悩みは同じ女性が聴いてこそ、癒し合い、支え合えるということを日々実感します。緩やかだけど暖かいつながりを求めてセンターを訪れる女たちに、これからもその時々に役立つ情報や勇気づけをきちんと手渡していける私たちでありたいと思っています。

オープン　水曜10時～16時・金曜10時～12時
ニュース隔月発行
会費　月500円（郵便振替　岡山9－33809）
住所　703　岡山市山崎148－25
電話　086－277－7522

＜“ここの場所”から＞

ご案内・東大阪市「とらいあんぐる」

谷奥克己（東大阪市教育研究所）

「とらいあんぐる」という名前

東大阪市「とらいあんぐる」は、もともと意岐部中学校の「普通学級」で過ごしてきた「障害児」二人の卒業後の場づくりから始まりました。

集中受験運動がすすめられており、当然のこととして地元の大阪府立布施北高校への受験をすることになりました。しかし、文字が書けない二人にとっては、今の選抜制度で合格する見通しもなく、「準高校生」として交流を要求していくことになりました。

その一方で、意岐部東小学校校区に「生活の場」がないため、中学校の生徒会が中心となって、「生活の場」づくりをすすめてきたのです。何とか、卒業後に間に合うように中学三年生の7月から生徒会を中心として、布施北高校交流要求、「生活の場」設置の署名運動が始まりました。

そして、その結果「生活の場」の候補地として、１９８８年９月、教育委員会より空き地の候補地の回答があったのですが、１１月頃候補地が突然、白紙回答になったのです。公開質問状（中学校「障害児」の保護者一同）や座り込みも含めて、やむなくせまい三角地（５１．４２平方メートル）を要求しました。

そして、回答が１２月に出たのですが、１９８９年３月３１日にやっと使用許可が出たのです。それも、市会議員が保証人という条件付きで教育委員会から出されたのです。

「とらいあんぐる」の名前は、この三角地の土地の形からついたのです。追指導（卒業後の追跡指導のこと）ということもあり、卒業生が集まれるようにとフリースペース「とらいあんぐる」と名付けました。

音楽楽器の「トライアングル」のように、高校・生活の場・中学校がお互いにひびきわたる音色を願って、私たちは名付けたのですが、これ程、ひどい音色になるとは誰が予想出来たでしょうか。追指導の３年間から今までを振り返ってみます。

・追指導１年目（１９８９年４月～１９９０年３月）

中学校「仲間の家」と三角地のレンタルボックス

しかし、いざ三角地が許可されて、実績づくりのために整地やレンタルハウスを借りました。（４月１５日～７月１４日）レンタルのため返却し、本格的にプレハブを建設しようとした時、７月２０日付で教育委員会から使用許可取り消し通知が郵送されてきたのです。突然、このように「地元団体との了解が得られない」ということを理由にして、私たちの福祉作業所づくりを教育委員会が妨害してきたのです。その後、話し合いを重ねる中で、やっと９月１２日に教育委員会は、来年８月期限等条件付き許可をしてきたのですが、具体的には何も回答がないままの状態が続き、やむなく最後通知を郵送し（１１月１０日期限）、１１月３０日大坂地方裁判所に提訴しました（朝日新聞夕刊に載る）。

１９９０年１月２４日和解案として、教育委員会が中学校のすぐそばにある西土木工営所５０平方メートルを期限付（１９９０年１月２５日～１９９１年３月３１日の１年間）で貸すと回答、そこにプレハブを建設しました。

・追指導２年目（１９９０年４月～１９９１年３月）

中学校「仲間の家」と西土木工営所プレハブ（1年間契約）

4月7日にプレハブのクッションフロアー等をやっと整備して、昼間は、そのプレハブで過ごしました。12月には、もちつきをしたりして、楽しく過ごしました。しかし、そこで、1年間の実績づくりをして、何よりも福祉部に認めさせ補助金を獲得しなければ今後運営する資金がないため、実績を認めるように福祉部に要求していきました。一方、このような紆余曲折があったため、再度5月に布施北高校へ交流を要求し、具体的に「校庭散歩」を開始しました。8月には、大阪府教委へ布施北高校交流署名・府議会陳情を行いました。

慣れてきたプレハブも1年間の期限が来たため、次の場所をさがし求め、やっとのことで3月中旬にマンションをみつけ契約しました。

・追指導3年目（1991年4月～1992年3月）

マンション生活と布施北高校への行事参加（文化祭・運動会）・散歩

3年目のマンション生活から補助金がつきました。この1年間の実績作りは、本当に資金も含めきびしく苦しいものです。

一方、高校への交流については、ささやかな成果ではありますが、11月18日の大阪府しよう会と大阪府教育委員会との交渉で訴えた結果、11月22日布施北高校教頭から、散歩についてはOKの返事が正式にありました。以上が苦闘の追指導3年間の報告です。

しかし、何より残念な出来事は、このような苦しい取り組みが続き、今後の見通しがない不安定な状況が続いたため、「仲間の家」の指導員が遠のきはじめ、さらに追指導3年が終わろうとする最後の年度に追指導の二人のうちのKさんが退所してしまったことです。何の取り組みについても当局の弾圧があれば、去っていく人たちが出て来ますが、当事者だっただけにガックリしました。

一時は、東大阪市「とらいあんぐる」を解散するかどうかと真剣に悩みましたが、「障害児・者」が地域で生きていくには、もうこれ以上、撤退することは出来ないと思い、福祉部と協議をした結果、「中地区生活の場」の横に「出店」を作り、2階も借りることが出来たのです。

追指導の3年間は、苦しい毎日が続きました。教育委員会の弾圧の影響で、本当に地域で生きていこうとした人たちさえもバラバラにし（仲間の家指導員の非協力等）、お互いの気持ちまでもズタズタにしていったのです。そして、結果として一緒に取り組んできた一保護者の転居にまで発展させてしまった事は、私たちの取り組みの弱さとしても反省しなければなりません。

しかし、意岐部中学校の追指導の取り組みも充分であったとは言えません。徳に2年目からの追指導は、まったく中学校の「仲間の家」の人たちにまかせっぱなしで、教師の取り組みは皆無だったと言っても、過言ではありません。これからは、3年間の追指導という位置づけのために制限されていた枠を広げ、通所生を募集することから初めていくことになりました。以上の状況の中から、新たに私たちは再出発しました。

「とらいあんぐる」は、個性豊かな人たちあ集まった作業所です。だから毎日がとても楽しいです。私たちは、地域の保育所、小中学校、というように当たり前のこととして生きてきました。「障害者」だけが集まる隔離した福祉作業所ではなく、より地域社会の中へ出て生ける場を求めて頑張っています。

月1回の合宿や色々な催し物も一杯。クッキー作りも始めました。体にやさしい無添加クッキーを一つ一つ焼き上げます。

一度、ぜひ遊びにきてくださいね。

日曜・祝日　お休み

午後8時30分～午後5時

東大阪市岩田町5－8－5。電話0729（64）7569

＜“ここの場所”から＞

日本会社本位主義の様式としての学校化社会を疑る

武田利邦（神奈川県立保土ヶ谷高等学校）

ブラックボックスとしての学校

学校をめぐる多様な言説を見ていると、学校というものはブラックボックスなのだと思えてくる。で、かなりの部分が公開されるようになったとしても状況は余り変わらないだろう。それはしょせん氷山の一角にすぎないだろう。

なにも、「現場にいなければわからない」などという体験主義を主張するつもりはない。

しかし、ここでは、このブラックボックスのフタをあけて、「学校の変容」を伝えておきたい。

と言ってもそれは、それは私の穴の底から—人間はすべて自分の洞窟というイドラ（幻想）からしかものを見ることができないのだが、（F．ベーコン）—見えてくるものにすぎない。

私の穴、というのは、この場合、いわゆる「教育困難校」—かつては「底辺校」と言っていたのだが、呼び名を変えれば、中味が変わるってもんじゃない。—といわれる高校が直面する問題を報告することで「学校化の悲劇」をうきぼりにしてみたい。

変容する生徒の心性

毎年3月になると、新年度の教科書の販売をする。本屋さんが出張してきて、新学年の教科書をセットで売るのである。

教務部という教科書を扱う担当をしていた時のこと、今日で販売は終わるという日に本屋のおやじさんに尋ねた。

「あと、どの位残っていますか」というと、「そうですね、各学年百組位でしょうか」とこともなげに答えたのである。4～5人に一人が買っていない計算である。

「え、そんなに残っているんですか」

「ええ、先生、この学校は良い方ですよ。私たちは問屋から出版社に送り返せばいいんですが、最近じゃ出版社が返品の山で悲鳴をあげているそうですよ」と言う。

教科書は、印刷する前に、かなりの精度で販売部数を予定できる。その意味で、本来返品などということはないはずの、極めて特殊な出版物であり、それ故に単価を安く作れるわけであるが、どうやらそれが成り立たなくなって来ているのである。

また一方で卒業生を送り出したあとの教室に、教科書や、副教材、中にはノートまでが、ダンボール2箱をこえるほど残っているのは、今や、めずらしいことではないのである。

私の学校では毎年恒例の全校マラソン大会を2月に実施している。レースに参加する一部の教員をのぞいては、学校の周辺に設置されたコースの要所に立って走ってくる生徒を誘導し、「ガンバレ、もう少しだぞ」などと励ますのが仕事である。

私の持ち場は例年、コースの終わり近くの緩やかな登り坂の途中で「ガンバレ、最後の登りだから、あと少しだぞ」というのが常であった。

ところが昨年の2月にあっけにとられるような異変が生じたのである。

あと少しで、ここを登り切れば、平らなラストスパートに入れるというところへ来た生徒たちのほとん

どがそこから歩き始めたのである。

一昨年までも、そういう生徒は、順位が下のほうに来るとふえて来てはいたが、それでも「ガンバレ、もう少しだぞ」などというと走り出すものが多かった。

昨年の場合、そういう形で走ったのは多少ともタイムを意識した男子の上位1／3ぐらいだろうか。女子に関しては、トップクラスの10人前後を除いては、あとはすべて、歩いて私の前を通過していった。

女子の最後尾2～30人位の集団につきそって、最後を走った（歩いた）体育の教員の話を聞いて驚いた。

「彼女たちは、最初から最後まで全部歩いたんですよ」ということだった。

距離は、男子が約8㎞、女子が約4㎞のロードレースである。

この行事は体育の授業の一環であるから、体をこわしたとか、障害があるとか、理由のある者を除いて、無断で休むと、体育の授業を3時間欠席となり、後に補習として、校舎の外周を10周必ず走らされることになっている。

モータリゼーションの中で走ることの苦手な生徒がふえてきているとはいえ、はじめから最後まで歩いた生徒は、みごとにこの「強制」をやりすごしたということができるだろう。

もう一つ似たような話をきいていただきたい。昨年の進級判定会議の席上での議論である。

一科目だけ体育の欠課時数が1／3を超えて進級させるか否かという議論の対象になった生徒がいた。

多くの学校でそうなのだが、通常一科目だけの赤点、それも欠課時数のオーバーということでは原級留置（落第）とせず、3月末までに補講を行って進級させることが、すなりと決まるものである。ところがこの生徒の場合、そのようには行かなかった。

それは、この生徒の体育授業の担当者が次のように切々と訴えたのである。

「彼は、私が今までの教員生活の中で出会ったはじめての生徒です。法定時数※の1／3を10時間もこえて授業に出ないというのは、実際は半分位しか出ていないということです。出席した半分位の授業のうち半分は見学です。カゼをひいたとか、それはウソではないかもしれません。しかし、彼が体操服に着替えてグラウンドなりコートに立ったのは実際の授業の1／4です。その1/4の授業も、たとえば、サッカーやバスケットなどではほとんど立っているだけで、めったにボールにふれることはありません。

私は、彼がやりたいと言えば補講をして、進級させることにやぶさかではないのですが、一年間ほとんど実技科目である体育の授業に『参加』しなかった生徒を2～3週間の補講で進級させて良いのでしょうか。」

彼がいわゆるこわもてタイプの、やらないやつはドンドン落としてしまえという発想の持ち主ならば話はもっと単純だったに違いない。

しかし、信頼感のある良識派の教師であり、実技科目ではないいわゆる「座学」でも似たようなことを日々実感していた教員たちは、とてつもなく困難な問いの前に立たせられたのであった。

注※　法定時数：多くの学校では欠課時数の分母を年35週として、実際の授業時数（実時数）よりも多くして計算することが多い。

学校化批判という視点

長々と細かい話をしてきたのは、今日の学校の直面する困難を知ってほしからである。

こうした事態の根底にある生徒たちの「やりすごし」戦略のよってきたる根拠に目をとめていくべきだと考えるからである。

こうした事例を学校の日常からひろい出せば、今や際限なく出てくることだろう。

佐々木賢氏は『怠学の研究』（三一書房）ですでに生

徒たちのこうした気分を指摘している。

多くの学校をめぐる言説は、あらわれてくる事象の原因をさぐる前に「どうしたら、この問題が解決されるか」という対象療法をさぐり始める。

こうして多くの学校ではしだいに生活指導の規則の強化、単位認定基準の厳正化がはかられて行き、教員の仕事量はふえ、生徒は別の“対応戦術”を考えるから、モグラたたき状態となり、単位認定の基準の強化は中退者の増大をもたらすことになる。

困ったことには、学校をとりまく“地域社会”“マスコミ”の言説の多くはこの状況に拍車をかけ、次々とスケープゴートさがしが始まる。

いわく、学校の管理主義がいけない、教師の質がよくない、学歴社会が原因である、日教組がいけない、文部省がいけない、偏差値がよくない、ｅｔｃ、ｅｔｃ、である。

しかし、これらのどれも、先の三例に限っても、部分的にしか妥当しないであろう。

対症療法を提起する前に、学校そのもの、教育そのものを疑うことはほとんどないからである。

先の三つの事例の根底にある生徒たちの心性を推しはかるならば、「もう、教育するのはやめてほしい」「がんばれ、はたくさんだ」という気持ちではないだろうか。

石川憲彦医師の言う「はやく、きちんと、ちゃんと」ということばで、子どもたちを追いたててきた大人社会 — われわれのことばでいえば、産業社会 — に対する無意識的な異議申し立てが、今、学校をおおい始めているというべきではないか。

われわれが、この状況で考えなければいけないのは、学校や、教育を無前提に善とする近代産業社会 — 日本型会社本位主義 — の様式としての学校化社会を疑ってみることではないか。

この小論で充分に尽くすことはできないが、こうした「学校化社会批判」または「非学校化論」— 脱学校化ではなく — の視点をもつことなしに、先に述べたような理解を超える生徒たちの — 単なるサボリだなどとは言わせない — 心性に迫ることは困難であると思われる。

登校拒否と、高校中退問題、いじめと非行の増大ということではふれなかった問題についても、同様の指摘が可能であると思われる。

しばらくは、登校拒否を非学校化論の視点から論じることが今後の私の課題である。

＜“ここの場所”から＞

3つの請願をめぐって

梅村浄（小児科医）

東京の片田舎、田無市で、こども診療所を開業してから、まる四年が経とうとしています。この四年間のうちに、空き地や公園だった所にマンションが建ち、こどもの遊べる場所が少なくなりました。一年目に待合室の常連だったこども達が、かぜをひいて顔を見せるのは、年に数回になり、かわってその妹弟や、新しく建てられたマンションに入居してきたこどもがやってきます。

併設している「ことばの相談室」で、幼児期から一緒にことばの勉強をしてきたこどもたちの中には、小学校入学や、進級をめぐって、厳しい立場に置かれている場合が少なくありません。ことばの勉強はちょっとはしょってでも、ついて来たお母さんと、学校で先生に言われたことにどう対応したらいいかと、話し込むこともよくあります。

現在、田無市内の小・中学校には三十数名の障害児が通っています。どの地域でもそうだと思いますが、普通小学校に入学することは比較的容易なのですが、通い続けるために、親は多くの努力を強いられています。月に一回集まって、この現状を話し合い、少しでも打開できたらと、普通学級にこどもを通わせている障害児の親と、小学校の先生や市民が集まって「学校・共育を考える会」をやっています。私もその一員として参加してきました。

この会で、一昨年の暮れに市議会に対して請願を出しました。その内容は、障害児が安心して普通学級に通えるように教育環境の整備を求めたものです。そもそもは、障害児を普通学級で受け持っている教員たちの組合から「施設設備の改善、介助員の派遣、就学指導委員会の充実、通級学級の設置」をもとめる請願が出されたことに端を発しています。普通学級で障害児を担任させられた教員の労働条件を改善しようという意図をもって出されてきたこの請願に対して、この際、私たちの会でも、親の立場から、言いたいことを市議会に申し入れていこうということになった訳です。

前後して、さらにもうひとつの請願が出されました。車椅子のこどもが3人通っている小学校があります。高学年になると教室が上の階になるので、階段を昇り降りしなくてはなりません。お母さんが朝の登校時、トイレの時間、専科の時間、下校時と、その都度学校に行って、教師や同級生と一緒に車椅子の上げ下ろしをしてきましたが、学年が進むにつれて、難しくなってきました。車椅子の階段昇降機はついたのですが、手間と時間がかえってかかるため、現在は使用されていません。エレベーターの設置をしてほしいという請願がその小学校の教職員と父母から６８５７人の署名をそえて出されました。

この3件の請願をめぐって、１０回の文教厚生委員会が開かれ、私たちも傍聴してきました。限られた市会議員の間の討論では、親の学校選択権を認めるべきだという私たちの主張に対して、共産党の議員からは、適正就学指導委員会を充実して、専門家がこどもの就学先を科学的に決定するべきである。また、在学しているこどもの就学先についての相談を、親からだけではなく、担任からも開始できるようにしてほしいという要望が述べられました。

おもしろいことに、教育長の答弁は、「就学先の決定については、学校教育法の基本にのっとってやって

いるのだが、過去に不幸な事例があったので、最終的には保護者の意志が通るようになっている」「適正就学指導委員会にかかることを保護者が了解されないこどもについては、委員会での議論を開始することはできない」と、現状を追認する形で、私たちの側によったものになっています。

議論を詰めていくと、共産党の主張も能力によって適正な就学先を決めるべきという地点から、普通学級と通級学級を含めた多様な選択肢は必要であるが、就学先を決めるにあたっては、専門家の意見が尊重されるべき、というように変ってきています。もはや、「すべての障害児に特殊教育を」という硬直化した議論では、現実をカバーできない事態に到っているのでしょう。

しかしながら、学校にエレベーターを設置するという請願の論議では、教育長は予算がないという理由ではなく「学校教育法の根幹にかかわることであるので、現在の施設で対応できない場合は、その子には最適な教育環境とは言えない、てすり、スロープ、トイレの改善はするが、エレベーターの設置はできない」という答え方をしています。

介助者の配置に対しても同様に、教育長は「介助者が必要なこどもには、その場所が適切な教育環境ではない。それでも、親が普通学級で学ばせたいという場合は、親の方で対応してもらう」という態度に終始しています。

ところで、与党である社会党の議員は、党の方針として「統合教育」を掲げていながら、行政が予算措置がとれないような請願を採択することは無責任だからできない。および、教員組合の請願と私たちの請願が、発達保障か統合教育かという異なった立場から出されているので、両方を通すことはできない。と、この3つの請願を審議未了で流す方針で臨んできました。

こんなふうに厳しい状況の中で、今年もこどもたちには、小学校への入学通知が届きました。入学してからの学校内での介助や、登下校の付き添いが当面は必要なこどももいます。これまでは母親が、学校の求めに応じて付き添ってきたのですが、母親が仕事をもっている場合にはできません。この入学はできるけれども通いつづけるには困難な状況を変えていくには、私たちの側から介助体制を組んで、行政に迫っていくしか道はないのかと、考えているところです。

＜“ここの場所”から＞

「専門性」の足場はどこにあるか

伊藤由子（中学校養護教諭）

はじめに

昨年末、学校現場に「健康実態調査」なるものが突如おりてきた。その中に、調査にあたっては、「養護診断でかまわない」の言葉があった。問題だらけの調査―今後の健康教育に資すると言いながら、実は自分（行政）のためらしい―であるうえに、例えば、精神保健に関しては「つめかみ、指しゃぶり、抜毛、チック」などを分類、問題にし、それらを「養護診断」で発見するというおかしさだった。

折あるごとに、自分の専門性について疑ってきたが、今回、この調査をきっかけに少し考えてみた。

養護診断はどこから？

7年程前、勤務校の現場で同僚が急死した。普段、機転もきかず、テキパキと仕事をさばけない自分にしてはすごい速さで集中力を発揮、次々と周りの人に指図していた。確か両手首にはもう脈が触れず頸動脈を探しながら、自分の鼓動だけがドコドコッと鳴っていた。人工呼吸をしている途中、潮が引いていくように次第に体から熱気が冷めていったように覚えている。その際、何人が周りにいたかはまったく分からない。わたし自身は、「ああ、“生きている”と“死ぬ”の境は、ほんとに線のようなものだなあ、ほんのちょっと、そちらに行ってしまっただけなのに」などとしばしボーッとしていた時間さえあった。

そんな事件があったあと、周りの目が少し変わったような気がした。「すごいネェ、なかなかだったよ」と誰かが言っていた。その後、わたしは親しくしていたドクターを訪ねて感想を話している。「やっと（あんなことがあって）仕事を認めたりするのよネ。あーあ」と。

率直に言って、わたしの中に、仕事を認められたい思いは強くあったし、今もある．．．が、仕事ぶりと言えば、こんな調子になってしまう。

「養護のセンセイは、もっと厳しく毅然とした指導をしていました。それがあったからこそ今、わたしは（かつて登校拒否ぎみだった）こうしていられるのです。」廊下に立って向かい合って、担任はわたしにそう言った。そして、「もっとこどもを突き放してください。」と。要するに結論はこれだった。「教室はイヤ、あの中に入れない」と保健室で体を硬くさせるM子について、担任はどうもわたしの指導力如何だと、恐れ多くも言っているのだ。

ときには、気分のすぐれない子にお茶をすすめたり、ある子と何かをつまんだりするが、そんなとき、わたしは、周りから注意されヤリ玉にあげられる。その際、研究者の言葉を借りたり、「これはセラピーの一種です」などとこじつける。たびたびそんな方法も使ってきた。

しかし、それはその場しのぎでしかないことは、自分が一番知っている。相手だって「へぇー？」と不承々々引き下がるだけである。討論が混乱してくると、「疲れてどうしようもないとき、あったかいものを口にするとホッとしませんかぁ」とか、「なんとかしようと喋ってばかりいてもどうしようもないときってありませんかぁ」「それは大人も同じだと思いますヨ」とかのもの言いになっている。それは専門的な

説得とはほど遠い。「誰だってそうでしょ、そう思わない？」と胸の奥底にあるかもしれない共感の情に語りかけているのだと思う。

いつも、もっと気の利いた言葉を言えないものかと眠れなくなったりするのだけれど．．．。

こんな状況を、多かれ少なかれ長年引きずっているところから「養護診断」は生まれてきている。そこをうまくくすぐる形で！

それでは「養護診断」はどこへ

2月は、集団カゼ発生のシーズン。朝から大勢の生徒が保健室を訪れる。先日気づいたことがある。個々の担任がクラスの生徒を目の前にして言っているのだ。「ハイ、熱は？　ウン、大したことないネ、これならやれる。ハイもどって」「あんたは？　朝から具合悪いときは一日ダメ、帰りなさい」などなど、時間のないところで指示を与えようとすると、こんな形になるのだろうが、ここは中学校である。「診断」という大げさなものでないにしろ、どこかおかしい。言わば、チラリと「問診」という「診断」をしたあと、どうすべきかの「判断」を一方的にしているのだ。かつての自分の姿を見る思いだった。本人の今現在の思いとか意思とか「自覚症状」などとはまったく遠いところで、ものを言っているのが見え、「判断」が強制力をもって子どもを縛っているのがよくわかった。

要するに、子どもに対するのと同じ態度を大人にもとりたいと、「養護診断」は言っているのだと思う。

さらに、「診断」にこだわって言うと、「診断」はなにかの基準に照らしてどうかと見ることになる。その基準はもともと「診断する側」がつくっているもの。ということは、「診断」するためには「診断する側」に足場を置いて作業をすることになる。「養護診断」に即して言えば、子どもを相手にその育ちにつきあう立場と、ある基準に照らして子どもを診る立場は矛盾してくる。（これは、「社臨ニュース」11号で、フェミニスト・セラピーについて言っていることと同じだ。）

これは明らかに、養護教諭の「専門性」の足場を「診断する側」―問題を発見する側に置くことを意図していると思われる。また、教師という「権威」の他に「行政」という「権力」をプラスしようとしていると疑われてくる。

こわいのは、何よりも、そんな力があるものと過信してしまい、「専門性」という名において、それがいつでも許されていると誤解してしまうことだ。

今、わたしは、

「さすがだ、センセの腕は！」と言われるのも悪い気はしないが、「見て、見て、この本、感動するョ」

とか、「BOØWYの曲、ここんとこ泣けるよ」なんて言う相手として、自分を選んでもらえることを何よりも嬉しく思っている。

第１期日本社会臨床学会運営委員会中間総括案（１９９３．４～１９９４．３）

日本社会臨床学会運営委員会

これは、第２回定期総会に提案され、承認を求める議案です。予算・決算案については、当日提示します。当日、質疑、ご意見等をお出し下さい。

どなたも、定期総会からご出席くださるようご案内します。（学会運営委員会）

はじめに

日本社会臨床学会は、１９９３年４月、１年あまりの準備期間を経て発足しました。４月２４日、２５日の２日間にわたる「設立総会」には、延べ２００人余りの参加を得て、活発な討論が展開されました。

この中で私たちは、日本臨床心理学会における「『される側』に学び、『される側』と共に」という方向性が、学会改革２０年を経た今日に至る過程で、その内実が矮小化され、「される側」の立場と問題が「臨床・心理臨床」の問題に収斂し、ひいては心理職の国家資格化にも加担してしまったということの道筋を検証し、「『される側』に学び、『される側』と共に」ということの重みを再び確かめ合うことを重要な課題として出発しました。そして、「日本」及び「学会」という二重の権威的名称を背負うことの問題を抱えつつ、「社会臨床」という言葉に仮託して、さまざまな領域・立場の人々が、さまざまにイメージをふくらませつつ、語り合う場になることを目指してゆくことを確認し合いました。

設立総会時２００名位であった会員は、第２回総会を迎えた今日、３００名余りに達しています。これは、シンポジウムや学習会の開催、『社会臨床ニュース』（以下、『社臨ニュース』）や『社会臨床雑誌』（以下、『社臨雑誌』）の発行などの活動の成果だと思います。

以下に、’９３年度の事業報告と総括案、及び’９４年度の事業計画案を提起します。

Ⅰ ’９３年度事業報告と総括

■日本社会臨床学会設立総会

’９３年４月２４日と２５日の２日間にわたって、東京の江東区森下文化センターにおいて、設立総会を開催しました（総会準備委員長、平井秀典）。

初日は、基調提案や会則案の承認、運営委員の選出等を行い、次いで、立教大学の栗原彬さんによる記念講演、「詩学としての社会科学－民衆理性からの検証」を行いました。大学で政治社会学を講じる栗原さんは、複合的、直観的な論理を持った民衆理性を、自己と社会の中から掘り起こしながら、政治社会の日常世界を「詩学」として再構成するという作業を提起しました。

二日目は、シンポジウムを二つ行いました。そのⅠでは、『「心理臨床から社会臨床へ」をめぐって —社会臨床学会設立のときに—』というテーマで、茨城大学の山下恒男、横浜市立大学の加藤彰彦（野本三吉）、八千代国際大学の斎藤寛さんの三人が発題をしました。本学会は、日本臨床心理学会改革２０年の歴史のなかで取り組んできたテーマを継承し、これを「社会臨床」という言葉に託して出発しましたが、まだほとんど共通理解のないこの言葉について、多様にイメージをふくらませつつ、一方でこれだけは確認しておきたいという原則と課題を共有する話し合いの場となることを期待して、このシンポジウムを開きました。

山下は、「『社会臨床』という概念を性急に実体化させる作業をする必要があるのかどうか」という疑問を投げかけ、「学会という名前をつけて、しかも『社会臨床』という曖昧な名前にとりあえず託して、いろいろな人が集まり、いろんなことを考えていくというところが面白いところでは……」と語りました。加藤は、「『社会』や『臨床』ということについて、既に一定の概念とイメージがあるが、この二つの言葉を自分なりにもう一度とらえ直したい」との自分の思いを表明し、「社会臨床というのは日常の生活そのものが基本にあって、そこでの日々の行動、実践の意味を問い直してゆく営為だという気がします」と語りました。また斎藤さんは先ず、「社会臨床学」なるものに、積極的な意味づけをしていこうとすることについて疑問を投げかけた上で、「臨床的関係」というのは結局は体制を補完するものでしかないというふうに断定するとき、そう断じた者自身の視線が同時に問われるのであり、「それは『臨床』ではなくていまだ名付けられていない、いっしょに発見していかなくてはならない、というような問題域なのではないか。とりあえず何とも言いようがないので、『社会臨床』と言ってみたけれど……というぐらいに、僕は『臨床』という言葉をあまり真に受けないで考えていきたい」と語っています。

そのⅡでは、「生・老・病・死を考える ― 日々のくらしの中で ―」というテーマで、東京足立病院の赤松晶子、うさぎとかめ保育園の木之下孝利さん、ノンフィクション作家の向井承子さん、八王子中央診療所の山田真さんの四人が発題をしました。「生老病死」の専門家支配、医療支配がいよいよ強まる今日、人々が「日々のくらし」は、「くろうと」と「しろうと」、「する側」と「される側」といった関係の錯綜する、以前にも増して複雑で重層的なものになっています。「臨床」という営為の点検、考察を目指す本学会にとっては、取り組むべき一つの重要な課題ですし、設立総会のシンポジウムにふさわしいテーマだと考えました。

長年精神病院で心理職として、「される側」と付き合い続け、自らも持病の喘息を引きずっている赤松は、「喘息も精神病も重症のときには『保護』されるが、にもかかわらず精神病は、"病識がない" からと言われて保護下に置かれ続ける」「精神科では "了解不能" という用語があり、緊迫した不安や幻聴、妄想などは因果関係がわからないとされ、人格変化に基づくとされ、人扱いしない『精神医療』の歴史をつくってきている」と語り、「『常識』が、人の混沌とした内面を表す事を『マイナス現象』として抑えてきた結果、人の内側も含めたありのままを認めあえないものにしてきたことを問題としたい」と語っています。

「先天性骨形成不全症」と診断されている障害者の木之下さんは、「医師が発行する診断書を基にして、僕の値打というものが決定され機能していく」ことにこだわりつつ、「それらのラベルを受け入れたところでないと、現実に自分の生活を成り立たせることは難しい」という矛盾と、それをどう克服するかという課題を語りました。障害児を育てる親との関係について、「世間は、親の位置に立つ側に同情し、これを美談的に語り、主体を『育てる側』に多くの比重を置いて語る」ということに疑問を投げかけました。また、同病のわが子の誕生に直面して、「検診を受け入れる部分と拒否していく部分をどこで判断していくかという自己決定を、医者の側からこちら側に求められたとき、現実の問題としてはものすごくしんどいものがある」と語りました。

生活者の視点から現代医療批判をしてきて、病床の母と暮らす向井さんは、身近かな人達の死に立ち合った経験から、戦後史の中で「死に方」の変化を語り、その中で、「敗戦から45年後の父の死は、科学技術の発達と制度の過剰な干渉とに右往左往させられる時間であった。途方にくれた時間の後の、まぬけた臨終の瞬間であった」と語り、「死」ということについて、「私たちの感性にすみついている死とは、死にゆく人の肌が冷たくなり、死後の硬直がくる、その間の死にゆく人をみまもり、もう引き返すことができない事実と思い至り納得するまでの、さまざまな心の儀式を含めた長い時間の総体のことをいうのではないでしょう

か」と語りました。また「在宅」ということについて、「これは、厚生省やそこをとりまく専門家たちが作った業界用語だと思う。その言葉の誕生には『在宅』をすすめようとする意図があり、施設よりも安上がりだからという財政論議が先に立って、哲学も思想も理念のかけらもない」「施設はどこでも、日常生活動作の能力の度合いをいうＡＤＬを尋ね、ＡＤＬの重い人を、施設は引き受けようとしない。そこで働く人の労働条件がそうなっていないからだ。働く人は、ただ拒絶するだけではなくて、制度や専門技術を私たちに教えてくれるなど、共に生きられる条件を探しあえる仲間であってほしい。施設も投げ出すような存在は、家族の愛にまかせようというのだろうが、家族とはそこまでの能力を持っていない」と、「する側」への問いも込めて語りました。

町の診療所の医師であり、障害をもつ娘さんがいる山田さんは、自己決定ということについて、「医療や医学は難しい問題を山ほど作り出してしまった。その上で患者にどうするか決めろというのではひどすぎる。ある人が医療行為を行うかどうかを選択することが社会的にどんな意味をもつかということまで考えていかなければならないのが現実である」と語りました。そして「死」ということについて、医者として、本当に「死」を確認するということは大変難しい問題であるとした上で、「死は儀式であり、死に行く人と生き残る人との別れの儀式が完了して、死となる。脳死判定はそうした儀式を奪いとってしまう」と語り、更に、「今の医学は予想とか予防する力をもっていない。しかし、そういう力をもてば、それはいいことなのかという問題がある。患者はある意味で医学から自由に生きる方がいいと思う」と語りました。

以上、記念講演と二つのシンポジウムの中で語り合われ、浮かび上がってきたいくつかのテーマを、あえて要約すれば、まず、記念講演では、社会科学における「詩学」という方法論から「社会臨床」ということを追いかける私たちは何を学び得るかという問題、シンポジウムⅠでは、「社会臨床」ということに託して個々人が抱くイメージと課題の多様さ、そしてシンポジウムⅡでは、「精神病者」観のとらえ直しという課題、「障害者」というレッテルを背負うことの矛盾とせめぎあい、「臨床」における自己決定の問題、「死」の認識と医療技術・制度及び脳死判定の矛盾、医療における予測・予防の問題、「在宅」ということをめぐる問題等が挙げられると思います。これらのテーマのうちの一部は、後に述べますが、すでに今年度の事業の中で取り組んでいますし、他のテーマについても、今後、重要な課題として取り組んでいかなくてはならないだろうと思います。なお、記念講演とシンポジウムでの発題や討論内容の詳細については、『社臨雑誌』1巻2号に掲載しました。

また、初日には、会則案をめぐっての活発な討論が行われました。当日、設立準備委員長による会則案の説明が行われ、それに対してフロアーから第3条（目的）に関することを中心に、さまざまな疑問や指摘が出されました。本条の条文を紹介しますと、「（目的）本学会は社会・文化のなかで『臨床』という営為を点検、考察し、さらにそのあり方を模索することを目的とする。いまの時代を生きる人間の悩みや想い、その背後にある社会の矛盾や問題を、既成の学問の枠組みやその方法にとらわれず、さまざまな領域、さまざまな立場の人びとが共に自由に考える場となることをめざす。」となっています。当日は議長団より、「第3条（目的）については翌日、再提案する」という提案がなされ、変則的ながら会則は成立しました。その日の夜開催された第1回運営委員会で、この件について討議を行いましたが、結局、運営委員会としては、「字句の部分的な修正は困難であり、また、（目的）を保留にして設立発足することはできないため、原案のまま再提案する。ただし、この問題については今後とも運営委員会でも考えていき、場合によっては会則の改正もありうる」という提案をし、設立総会2日目には、第3条（目的）も承認されて、正式に会則の成立をみました。その後、この経過を『社臨ニュース』7号に掲載し、併せてこの問題に関する会員の皆さんからの投稿を呼びかけました。

現時点において運営委員会としては、「目的」は、シ

ンポジウムや学習会、機関誌・紙の発行などの具体的な活動の中で自ずと明確にされていくであろうし、発足間もない現時点において「目的条項問題」にこれを収斂させてしまうことは、テーマの掘り起こしや課題の掘り下げをかえって妨げてしまうことになるのではないだろうかと考えております。

■運営委員会

設立総会当日までに、１７名の会員から運営委員への立候補声明が寄せられました。当日、総会で成立した会則の第１２条に基づき、これら１７名の立候補者は全員、総会の承認を受け、正式に運営委員に決定しました。当日、総会終了後、第１回運営委員会を開き、運営委員の役割分担として、運営委員長を寺田敬志、副運営委員長を小沢牧子、事務局長を林延哉、副事務局長（会計担当）を我妻夕紀子、編集委員長を篠原睦治、副編集委員長を三輪寿二に決定しました。

また総会当日、運営委員の決定に引き続いて、会則第１４条に基づき、波多江伯夫と飯島勤の二人が、監事として、総会の承認を受けました。

運営委員会は、第１期前期間中８回開催しています。

■シンポジウム、学習会

①１０月３日、「精神医療の現状と行方をめぐって―医療法『改正』・精神保健法『一部改正』・臨床心理士国家資格化問題を考える―」というテーマで、第２回シンポジウムを開きました。これら「改正」・「一部改正」・「資格化問題」が、果たして「病」者・「障害」者の立場に立った医療の現実を生み出しているのか、そのような方向に向かっているのかという疑問について、考えあい、深めることが目的でした。

シンポジストは三人で、医療問題に強い関心を持ち続けてきたフリージャーナリストの天笠啓祐さん、精神障害者福祉ホーム「はらからの家」に勤めるソーシャルワーカーの高橋千恵子さん、及び、私立精神病院「東京足立病院」心理職の三輪寿二でした。

天笠さんは、６０年代以降、先端医療技術の開発・普及と医療の産業化が進み、８０年代に入って、これらの流れは政策として急速に推し進められるようになり、同時に、医療費の総需要抑制・医療の有料化という路線も推し進められるようになった、そして'９２年の医療法「改正」では、「生命の質」が「低い」とされた者には医療を抑える考えが導入され、これと連動して、病院施設の機能分化が推進されるようになったと指摘しました。

高橋さんは、'８７年の精神保健法成立とともに、「はらからの家」が精神障害者福祉ホームになって、都から助成金が下りるようになったが、その分、施設基準が要求されるようになり、かえって利用者の生活は苦しくなった、そしてこの種のもう一つの形態であるグループホームについて、開設にあたって市区町村の同意が必要であるし、市区町村にはその後の管理責任が負わされていること、また入所判定委員会では、施設責任者が軽視されがちであること、などを語りました。また、スタッフと利用者は、服薬や日常生活の援助、相談や緊急時対応などを通して、人間関係は緊密になるのだが、同時に、管理的色彩も濃くなっていくということをめぐる葛藤について、フロアーとの間で討論がなされました。

三輪は、精神保健法は、「本人の意思の保障」や「監禁から地域へ」ということが特に強調されているが、任意入院制度にしても、退院要求に対しては７２時間留めおくことができるようになっているし、退院しても、生活の場が外になるだけで、デイケアなどで一日、病院が預かる現状になっている、そして'９３年の精神保健法「一部改正」では、心理職やケースワーカーの資格化が急務とされているが、これは医者を頂点とするチーム医療の強化を目指すものであり、看護婦不足の代替え策であり、また各スタッフの業務独占と、患者の一部・一面の分担が進行することになり、資格化は「する」側のためのものであって、「される」側の要望とは別個のものであると語りました。

「心理職の国家資格化」をめぐって、法の「改正」・「一部改正」の問題とからめてこれを批判的に討論したのは、今回のシンポジウムが初めてです。運営委員

会は、このシンポジウムでなされた討論を踏まえて、論文「厚生省『臨床心理技術者』国家資格化を批判する」をまとめ、『社臨雑誌』1巻3号に発表しました。本論では、心理職の国家資格化は現在着実に進められているが、それは、医療総需要抑制策と「人口の資質向上」というイデオロギー的視点に立ち、「生命の質」が「低い」とされた者には医療を抑えるという国家の優生思想をベースにしつつ、医療施設の機能分化にともなう人材再配分・確保の方策として、医師の権威とそれを支える制度のための地域ヒエラルキー構造の制度的再構築という方策として、そして心理職当事者の身の保全のための筋違いの方策として現れてきたものである、そしてこれら思想と方策は、'92年4月の医療法「改正」及び'93年6月の精神保健法「一部改正」の中に色濃く表現されていると主張し、あらためて国家資格化に抗議をしました。

②10月23日、「『脳死・臓器移植』社会を考える—再び、秋葉聰さん（アメリカ・コーネル大学）を囲んで—」というテーマで、第4回学習会を開きました。秋葉さんは、'92年7月にも、「アメリカにおける生と死の医療管理ー脳死・臓器移植問題を中心に—」というテーマの第1回学習会で、話題提供をしています。また秋葉さんは、日本臨床心理学会（以下、日臨心）編の『早期発見・早期治療はなぜ問題か』（'87．9）の中でも、「アメリカにおける障害新生児の『助命と生命維持』の諸問題」の1章を書いています。

日本においては、いまだ合法化されてはいませんが、「脳死・臓器移植」を待望する諸事情があり、一方ではそれらとせめぎあいながら、それらを抑止する、日常の生死観もあります。この学習会では、その辺りのことを探り当てようと期待しました。

「脳死・臓器移植」問題を共生・反優生の視点から批判的に考えた最初は、1988年の日臨心第24回総会での『早期発見・早期治療はなぜ問題か』の出版記念シンポにおいてでした。その後、『臨床心理学研究』（以下、『臨心研』）誌上においても、山尾謙二さん（28巻3号'91．1）や岩生純子さん（29巻2号'91．10）が論文を書いてこの問題を深めており、私たちは当時からこの問題にこだわり続けています。日本でも、「脳死・臓器移植」の合法化に向けた作業が急ピッチで推し進められている現在、本学会は引き続き、この問題と取り組んで行かなければならないと考えています。秋葉さんは、今回の学習会ではアメリカでの状況を主に語りました。又、『社臨雑誌』1巻2号及び3号に、論文「脳死社会における諸問題」を書いています。

③12月12日、「フェミニスト・セラピィを問う」というテーマで、第5回学習会を開きました。シンポジストは三人で、辻光子さん（フェミニストセラピイ・カウンセラー養成講座実行委員）、戸恒香苗（東京大学小児科外来心理相談室）、小沢牧子（和光大学）でした。

フェミニスト・セラピィは、女性解放運動を土壌として生まれてきましたが、後者は対等な人間関係を追及するのに対し、前者は上下関係を避けがたくするという矛盾や、セラピィを受ける人の願いは満たされるのか、「悩みや迷いを仲間同士で解く」という日常的な営みが、セラピストと呼ばれる「専門家」と、金銭を払ってそれを受ける者との関係に変化してゆく背景には、何があるのだろうか、などの問いをめぐって、多様な立場から考えあうことを目的としました。これらの問いは、'90年秋の日臨心京都総会において、「フェミニズムから心理療法をどうとらえるか」という分科会を組んだ時にその場で行われた論議でもあったのですが、その後、国家資格化をめぐる日臨心内の対立が生じたために、さらに論議を深める機会を得られずに今日に至っていたものでした。

辻さんは、夫の死という体験を契機に、ご自身がフェミニスト・セラピィにクライエントとして関わるようになりましたが、自らがフェミニスト・セラピィの講座を開こうと思い始めた頃から、セラピストとの関係性が崩れて行き、その中で、対等な関係を唱いつつも、あくまで、「クライエントはクライエント、セラピストはセラピスト」という構造は変えないという一方的な関係性に気づいてきたことを語りました。また、セラピィという生業とフェミニズムという運動、

思想が今後どう絡み合っていけるのかということについての疑問についても語っています。

戸恒は、「自分の母親が近所の人の相談相手になっている姿を見て育ったが、今、職場での自分の役割は当時の母親のそれと似たようなものではないか」、そして「『問題』をもった子供の相談を母親から受けていると、『母親役からの解放』といったような、フェミニスト・セラピィと同じ立場に立っているのではないかと思うこともある」、「相談室が、一対一だけの関係でなく、母親たちが立ち寄り、女同士がお互いに出会う空間になればとも思う」、「母親たちの口から語られる家の中での父親たちの姿が気になっている、母子だけの問題でなく男たち自身の抑圧の問題として自らが語っていく必要があるのではないか」等のテーマを語りました。

小沢は、自らのカウンセリングへの問い直しの歴史を語り、『心理治療を問う』（'８５．１１）の延長線上にあった'９０年の日臨心京都総会でのシンポジウムをまとめる中で、フェミニスト・セラピィへの批判として、その問題の内容についての視角だけで、"外側"の構造性・関係性について問題にしていない、また、ｃｏｎｃｉｏｕｓｎｅｓｓ　ｒａｉｓｉｎｇ（意識覚醒）からフェミニスト・セラピィへと移っていったのは進歩ではなく後退であるなどと指摘し、フェミニスト・セラピィのこのような関係性を乗り越える方策を考えていこうと呼びかけました。

フェミニストセラピィが女性解放と結びつけられつつひろまっている今日、私達は、それははたして本当に解放なのかという問題提起をし、このテーマに関心を持つ人達と共に考え合っていく契機を作りえたと言えます。

④２月１３日、第６回学習会「死刑制度の問題性を考える」を開きました。この問題については会員の前川美幸さんからの問題提起（「裁判、司法制度の現状と死刑制度について」、『社臨ニュース』５号）がすでにあり、また、全国「精神病」者集団からの要請（『社臨ニュース』７号、同９号を参照）がありました。それを受けて昨年の設立総会では、死刑求刑された精神外科被害者・桜庭章司さんの＜減刑要請＞を東京地裁八王子支部の担当裁判長あてに行うことが確認され、その後要請文を送付しています。

同集団の大野萌子さんからもこの問題について考え、行動するよう要請がされています（『社臨ニュース』９号）。社臨としてもこの問題を主体的に考えていこうということで、その出発点としてこの学習会を企画しました。

学習会の当日は、大野萌子さん、佐々木哲也さん救援会の島谷直子さん、第二東京弁護士会の安田好弘さん、それに赤堀政夫さん、藤井芳子さんが加わってくださり、様々な立場性、体験をふまえた有意義な話しを聞くことができました。

まず、獄中３５年の闘いの後に再審無罪をかちとった元死刑囚の赤堀さんが挨拶をし、次に名古屋から同行した大野さんが赤堀さんとの出会いから獄中支援、現在の状況について語りました。大野さんが特に強調していたことの一つは、死刑囚との面会・文通の自由の確保がいかに重要かということだったと思います。大野さんはまた、死刑を考えることによって、「国家が見える」と語っています。

島谷さんは獄中の死刑囚木村修治さんとの出会い、それに冤罪を訴える佐々木哲也さんへの救援について語り、その中で自分がどう変っていったか、強さと弱さという価値観の転換、死刑囚にだけ自分をさらすことを求めるのではなく、自分もまたそれに応える必要があるのではと語りました。

藤井さんは、「新聞の投書という場を介して関口さんという人と文通を始めたが、その人は実は死刑囚だということを後に知り、文通７ヵ月目で入籍した」という人生を歩まれてきた方です。藤井さんが「事件」を通じてではなく、関口さん個人とまず出会い、結婚し、結果として今日死刑廃止運動をされているという、その間の話がとても説得的でした。

最後に安出さんが８件の死刑事件の弁護の体験から学び、考えさせられたことを７点にまとめて話しました。死刑がいかに残酷で特別な刑罰であるか、なぜ廃止させなければならないか、を熱をこめて語っていた

だきました。

五人の方々の話しを聞いたので、討論の時間が短くなりましたが、「応報」ということをめぐって若干の討論がありました。日本人の国民性との関係は？　国家が個人的復讐の代行をすることの問題性は？　といった点が出されました。安田さんの「復讐という概念こそ国家という支配機関による操作ではないのだろうか？　民衆のうちに復讐というものは日常的にあったのだろうか？　復讐ということの歴史を辿ってみる必要があるのではないだろうか？」という発言は、参加者一同にとって新鮮な提起だったと思います。

生老病死の問題や、人との関わり、共に生きるとは？　といったことを一つの課題とする本学会としては、今後も、「死刑制度の問題性」について厳しく考えざるを得ません。また、当日の様子は『社臨ニュース』11号でお知らせしましたが、さらに論点を整理しながら『社臨雑誌』などで考えていきたいと思います。

■合宿

8月7日から9日まで、二泊三日の日程で、都内の旅館で合宿を行いました。合宿中に開かれた運営委員会には、普段の運営委員会ではなかなか参加を得られない運営委員以外の会員の参加も得、討論に参加していただくことができました。また、昨年とは少し趣を変えて、合宿二日目にテーマを設けて自由に話し合う日というのを一日持つことにしました。

二日目は、「カウンセリング、ボランティアという人間関係をめぐって」というテーマで、まず、YMCAフリースクールの中島浩籌と、横浜市立大学の加藤彰彦（野本三吉）が話題を提供しました。

加藤は、1667年頃、イギリスに生まれた「自警団」を意味する「ボランティア」ということの歴史的変遷について語り、日本における戦後のボランティア論として、社会運動論、共同社会論、宗教・社会思想論、推進主体論の四つの類型があること、そして1973年頃より、行政（厚生省）によるボランティア（・パワー）の取り込みが始まったが、この活動を社会資源として活用する体制的な傾向、活動の美談化・自己回転化、活動をサービスに限定し、運動化を排除する傾向、などに注意すべきであると語りました。中島は、行政（文部省）が、ボランティアとカウンセリングを「生涯学習」ということと密接に関連づけてとらえ、それらを教育行政の中に積極的に取り入れていることの問題について語りました。中島はまた、これらのテーマに関連する論文「自己教育力とカウンセリング」を『社臨雑誌』1巻2号より連載していますが、これは、『臨心研誌』28巻4号（'90．9）より4回にわたって連載していた論文「学校カウンセリングの問題設定と教育的コミュニケーション」が、国家資格化をめぐる学会内の争いのために中断しており、それを再開したものです。

このテーマに関して、平井秀典が、『社臨雑誌』2巻1号の＜映画と本で考える＞欄に、「『ヴォランティア』（金子郁容）を読む」を書いておりますし、加藤も当日語ったことをふまえて、論文にまとめる予定になっております。本学会としても、継続してこのテーマと取り組んで行くことになります。

一日目と三日目は、本総会の持ち方や、シンポジウムと学習会のこと、『社臨雑誌』や『社臨ニュース』のこと、社会臨床シリーズの出版のことなど、その後の本学会の活動や日程について話しあい、確認しました。

■『社会臨床ニュース』『社会臨床雑誌』の発行

『社臨ニュース』は設立総会以後、7号から12号まで発行しました。シンポジウムや学習会、合宿、総会などの予告と開催後の報告や感想、及び運営委員会と事務局からのお知らせなどを掲載しています。また、巻頭ページには7号と12号を除く毎号、本学会への想いや提案などをエッセー風にいろいろの立場の人に書いていただいています。名前をあげますと、半田たつ子さん（8号）、浜田寿美男さん（9号）、林恭裕さん（10号）、島比呂志さん（11号）です。『社臨ニュース』は本学会のニュースレターとして、学会員をはじめ、いろいろな人たちに配布されていますが、学会活動を円滑にし、会員を拡げるのに大きな効

果をあげています。

『社臨雑誌』は創刊号が設立総会直前の'９３年４月に発行されて以来、１巻３号まで発行されています。１巻２号は'９３年９月に発行しましたが、ここでは、本学会設立総会での記念講演やシンポジウム、基調提案や会則などを詳しく報告しています。論文は、矢野泉さんの「『臨床家の知』と『臨床の知』」、連載論文として、秋葉聰さんの「脳死社会における諸問題」、中島浩籌の「自己教育力とカウンセリング」、篠原睦治の「日本臨床心理学会２０年をふりかえる」を掲載しました。'９３年２月発行の１巻３号には、論文として、前記連載ものの他、明峯哲夫さんの「人間と農」（連載開始）と、横山浩司さんの「子育てと国家・社会」を掲載しました。また創刊号に掲載した「厚生省『臨床心理士』国家資格化を批判する」という、当時の準備委員会名の論文に引きつづき、本号で、運営委員会は「厚生省『臨床心理技術者』国家資格化を批判する」文を発表しました。〈「映画と本」で考える〉欄と〈"ここの場所"から〉欄には、創刊号以来のべ、前者には１２名、後者には２１名の人たちが登場しました。

なお『社臨雑誌』は、日臨心改革二〇年のなかでこだわり続けてきた「資格・専門性」問題など幾つかのテーマを継承しつつ、これに新しいテーマを発掘し展開していくために、しばらくは〈「映画と本」で考える〉欄と〈"ここの場所"から〉欄を大切にして広がりをつくっていくことを一つの柱に編集をしています。

■社会臨床シリーズ（全４巻）の出版

当初の予定よりは遅れつつ、作業は着実に進んでいます。全４巻のうち一部を除いてすでに原稿は出版社に送っており、今年夏頃の出版になると予定しています。なお、各巻の題名、目次は、本誌掲載の広告欄を参照して下さい。

■対外的意見表明

運営委員会名による「心理職の国家資格化に反対する声明」を、７月１５日付けで、厚生省をはじめ、関係諸団体及び関係個人に対して、３０通あまり郵送しました。これは、６月１８日には精神保健法の一部見直しが公布され、その中に「心理職の国家資格制度の創設について検討すること」という主旨の附帯決議が盛り込まれたことや、６月２６日には「全国保健・医療・福祉心理職能協会」が設立されるなど、心理職の国家資格化に向けた動きが一層活発化する中で、なされたものです。

また設立総会時に二つのアピールがありました。その一つは、全国「精神病」者集団からのもので、２５年前にだまされて精神外科手術をされた桜庭章司さんの件です。桜庭さんは、手術を担当した医師への怨念をつのらせ、医師の家族を殺害するという事件を引き起こしてしまい、東京地裁八王子支部で審理中であり、ここで死刑を求刑されていました。この件について、「桜庭氏の犯罪行為そのものの問題性の大きさは量り知れないものであるが、氏の問題行為を生じさせた『治療行為』の加害性を考えるとき、死刑は重すぎるものであり、ここに減刑をお願いする」という主旨の要請書を、運営委員会名で、担当裁判長宛に送付しました。その後桜庭さんには無期懲役の判決がなされています。

もう一つは、「青山正さん救援会」より寄せられたものです。'７９年、千葉県野田市で小学生の女の子が殺され、「知恵遅れ」とされた青山さんが犯人であると逮捕されたました。'９０年８月出版の日臨心編『裁判と心理学―能力差別への加担』でも、この事件を「野田事件」として取り上げ、ここでは、一審二審で採用された差別的な精神鑑定によって青山さんは偏見をもってみられ、不当な逮捕・有罪判決がなされたと指摘しています。この経過をふまえ、本学会運営委員会は、このアピール内容に賛成して、運営委員会名で団体署名を行い、「救援会」に届けました。なお、「野田事件」をめぐるその経過と課題について、本誌で中島直さんが述べています。

■その他の事業

学会員の相互交流の活発化に役立てるために、学会

員名簿を作製しました。会員のみなさんには、『社臨雑誌』2巻1号とともに、発送をしております。

以上、'93年度内事業を報告し、その総括案を提起しました。

Ⅱ '94年度事業計画案

■第2回総会は、加藤彰彦（野本三吉）運営委員を委員長とする実行委員会を設定して準備を進め、夏の合宿の時に、日程を3日間とし、分科会を数本設けること、そして統一テーマを設定することなどの大枠を確認しました。本総会は、「いま、横浜で ― 出会い、ゆらぎ、そして予感」という統一テーマの下、きょうこれから開催されます。きょう1日目は、この定期総会に引き続いて、「『心理臨床』から『社会臨床』へ」をめぐって」というテーマでシンポジウムを行います。これは昨年の設立総会に引き続くテーマであり、今回はそのパート2として、「～しごと・専門性をどう考える？～」という視点から、昨年の討論を更に深めたいと思います。2日目は5つの分科会を設定しました。さらに、花崎皋平さんに「アイデンティティと共生の哲学」と題した記念講演をお願いしました。3日目は、本総会が開催されるこの横浜という街の歴史や状況に刺激を受けつつ、「出会いとしての『異文化』～共存・創造のフィールドへ～」というテーマのシンポジウムを行います。本総会は、以上のような日程と内容で行われますが、ここで展開されるいろいろの発題や活発な討論の中味は、'94年度事業の中でも引き続き更に深めていくことになります。

■運営委員会は現体制のまま、第1期後半を担います。

■『社臨ニュース』と『社臨雑誌』は、本学会の機関紙・誌として、今年度程度の頻度で発行していきます。自前の雑誌づくりや発送作業など、実質的にも象徴的にも「『手づくり』とその『楽しみ』」を大切にしていきます。会員のみなさんには、自発的な投稿と作業への参加をあらためてお願いします。

■シンポジウムと学習会は、準備委員会当時から通算して、すでに前者を2回、後者を6回開催しています。'94年度も、おりおりに投げかけられる内外からの問いや、機関紙・誌などでの提起などからテーマを立てつつ開催します。また開催地について、従来のように東京近辺に限ることなく、本学会設立に至った経緯や本学会としての原則を踏まえつつ、他のいろいろな地域でも開催し、各地での交流を広めたいと考えています。そして会員のみなさんには、積極的にアイデアと意見を寄せて下さることをお願いします。

■夏の合宿は、今年度は早目に準備にとりかかります。いろいろな立場・領域の人たちの参加を得て、これからの日本社会臨床学会のこと、次回第3回総会のイメージ、そして臨床現場、職場に限らずいろんな生活の場でのさまざまな悩みや想いなど、心ゆくまで語り合いたいと思います。みっちり討論と適度の遊びをうまく取り入れたスケジュールにしたいと思っています。

■社会臨床シリーズ全4巻の出版は今年夏頃の予定です。このことによって、いろいろな人たちに問題提起をしながら、その合評を兼ねた学習会も開催し、一緒に考えあう場を広げたいと考えています。

■対外的意見表明は、準備委員会当時を含めて、今までに4回行いましたが、今後も、本学会としての内的必然性や主体的テーマを確認しながら、行っていきます。

Ⅲ おわりに

「臨床」ということを、そして、「今の時代を生きる人間の悩みや想い、その背後にある社会の矛盾や問題」を、さまざまの領域、立場の人々が自由に考え合

う場を目指して、私たち、「日本社会臨床学会」は、今から1年前に出発しました。この間私たちは、以上、述べたような活動を通して、いろいろなことを学び合い、語り合ってきました。

これら私たちの活動に対して、関心を寄せる人々も次第に増えて行き、いろいろな人々と出会い、きょうの第2回日本社会臨床学会総会を迎えることができました。本総会では、この1年の間に内外からさまざまに提起されてきたテーマを更に深めつつ、新年度に向けて、新たなテーマを発掘し、活動を豊かにして行きたいと考えます。

本総会に参加されたみなさんのご協力に感謝するとともに、自由で活発な討論を期待して止みません。

(以上)

社臨へのご案内（2）

佐々木賢

小学校の教師をしている友人からの年賀状に「昨年の失敗は社臨の夏の合宿に出たこと……。原稿で悩んでいます」と書いてあった。ほんと、この学会に入るとすぐに「原稿を書いてくれ」だの、「発送を手伝ってくれ」だの、「シンポジュウムに出席してくれ」と頼まれる。その気楽な頼みようといったらない。

もっとも、頼まれても引き受けなければいいし、断っても嫌な顔一つされるわけでもないのだが、それが何とも不思議な気分で引き受けてしまう。頼んでくる人が実に天真で、その邪気のなさについふらふらとなってしまうのだ。「それは難しくて、私にはとても書けないよ」というと、「いや、あなたならきっと書ける」とみんなが口を揃えていう。その言い方が実に自然で、実際にそうではなくとも「そうかなあ」という気分になってしまう。「時間がないから」というと、「忙しいだろうねぇ。でも、そこをなんとか……」といわれてしまう。

運営委員を見ると、それこそ忙しい人たちばかりなのだが、どうやら忙しさを自分で作りだしているようなところがあり、しかもそれを楽しんでいるようにも見える。二・三ヵ月に一回くらいのシンポジュウムや研究会があり、そのパネラーの依頼、会場設定、宣伝やパンフの印刷がある。これまた二ヵ月に一回くらいの「社会臨床ニュース」発行と年に三回の『社会臨床雑誌』の発行、この原稿依頼と原稿書きと、編集や送付作業がある。送付作業の時は公民館等の公共施設の広間を使ってやるのだが、手を動かしながら、雑談に花を咲かせる。その雑談が楽しかったりする。

奉仕というほどの大袈裟なものではない。義務というほどの負い目もない。責任というほどの強い意味もない。ただ友だちから頼まれたからやっているという気分なのだ。つまり、友だちができたのだ。だから私は「この学会に入ると友だちができるよ」と人に勧めることにしている。学会といえば、人はすぐに学者が集まる学会を思い浮かべるだろうが社会臨床学会は一味違う。学者もいるけどむしろ少数で、いろんな職業の人たちがいてそれがまたおもしろい。そして、だれでも友だち気分で迎えてくれるという点が特徴的なのだ。

私はといえば、長らく定時制高校の教師をしてきて、教育や労働の問題に関心がある。この二つの問題を結び付けるものに資格がある。この社会では、教育されて資格を与えられ労働現場に送り込まれるシステムがある。これは当たり前のようだが、日本は学校や資格の多さにかけては世界で有数の国ではなかろうか。資格システムに疑いをもち始めたのが、この学会に入った動機である。

学歴資格もさることながら、現在１４２８種類もあるという職業資格は様々な弊害をもたらしている。資格にまつわる権威主義、資格発行機関に集まる膨大な利益、職種や階層におけるギルド性と排他性、財・官・民の癒着の構造、資格取得の教育内容が特定価値の強制になっていること、そのため知的関心を閉塞せしめること、資格を利用した上下の官僚機構の再編成、そしてかってあった共同性や信用関係の終焉等々、これは社会のあり方として極めて大きな問題である。資格が多い国はアメリカと日本だが他の先進国との違いも明らかにしていかねばならない。

社会を臨床する学会なのだから、どのような角度から迫ってもいい。差別や環境や医療や教育や福祉等々、ま

ずは、自分の関心のあるところから社会を見直してみよう。その際まずは仲間がなくては寂しい。だがそれも、互いにハードに縛り合う組織や集団だと煩わしいので、友だち関係が保てるゆるやかなネットワークのようなものでありたい。そのような気分を大切にするのが、この社会臨床学会なのではないか。

（ささきけん、学会運営委員）

投稿のお願い

日本社会臨床学会編集委員会

1．日本社会臨床学会は、学会機関誌『社会臨床雑誌』を当分の間、年３回発行します。また、学会機関紙『社会臨床ニュース』を必要に応じて随時発行します。

2．学会機関誌・紙への投稿はいつでも広く募っています。別に、特集などを予告して、それにそった投稿をお願いすることもあります。研究発表、実践報告、エッセイ、問題提起、討論、意見交換などの場として活用していきたいので、どしどしご投稿下さい。

3．原稿枚数は、４００字詰め原稿用紙３０枚程度とします。それを越える場合には、編集委員会にご相談下さい。なお、〈「映画と本」で考える〉欄及び〈“ここの場所”から〉欄については、５～１０枚程度とします。

4．ワープロ原稿の場合、プリント・アウトしたものに加えて、フロッピーを届けて下さい。その際、ご使用の機種により調整が必要ですので、編集委員会にお問い合わせ下さい。

5．投稿原稿の採否は編集委員会で決定し、その結果をお知らせします。

6．掲載させていただいた方には、掲載誌・紙５部を贈呈します。それを越える部数を希望される場合には、編集委員会にご相談下さい。

7．投稿原稿は原則として返却しませんので、コピーをお手許に保存してください。

8．なお、編集委員会へのお問い合わせは、学会事務局を通してお願いします。

編集後記

ちょっと裏話を書く。誤字、脱字にもっともうるさいのは、平井さんだ。ぼくは、所詮ミスは出るもの、勘弁してもらっちゃおうという感じ。先号の訂正表は、平井さんの作成。彼がいなかったら作らなかった。今号では、印刷に出す予定の原版を平井を筆頭に一斉にやっちゃおうと話している。臨心研時代に印刷やに出掛けて、ワイワイガヤガヤやったのをなつかしく思い出しながらのぼくの発案だが、だれにも異存がない。問題はタイム・リミット。実際にやれるかどうか、いまは未定。また、正誤表がいくかもしれないし、いかないかもしれない。

ワープロ、パソコンの原稿が多くなった。編集がとても楽になっている。そこに、当然ながら、手書きの原稿も飛び込んでくる。大急ぎで、押っつけ合って、ワープロ化する。編集者としてのぼくは、どこかでワープロ原稿のほうを歓迎している。かつて、ぼくの手書き原稿は編集者と印刷やさん泣かせだった。でも付き合ってくれた。ぼくが編集をつづける限り、懐かしさと感謝の思いで、この風景を忘れない。

ぼくには、いま、一つの夢が湧き起こっている。すべての会員の皆さんに、「ここの場所から」欄に登場していただくことである。どうぞ、よろしく。（篠原）

人のアラを探すのが好きな平井です。決して校正という「仕事」を愛しているわけではありません。

校正というのは悪趣味な人ほど好む作業だと思っています。「へっへっへっ。こいつどこかで間違えていやしないか」といういやらしい気持ちを持って文章に臨むことに快感を覚える人が得意な生業といえるのではないでしょうか。決して、多くの読者に読みやすくしてあげようなどという親切心をもってしてはいけない行為です。

上で、篠原さんが「校正をみんなでやろう」と呼びかけています。とんでもない愚言です。この快楽を多くの人と共同でやる——想像するだに危険で禁断の営みです。篠原さんの扇動に惑わされてはいけません。善良な小市民は、校正などという悪魔のみぞなしうる営みに結集することなく、平井の密やかなる楽しみを奪わないでください。（林さんの長い編集後記を阻止するために立ち上がった平井でした。）

阻止された林でした。（林）

今号は、前号から矢継ぎばやの発行で、原稿に目を通すのが、いささか大変であった。もう少しじっくり味わいたいな、と思う原稿がいくつもあり、ちょっと残念。雑誌が出来上がるまで待てないのだ。それは編集をしている者の贅沢な悩みなのだと思う。さらに、引っ越しが重なって大変な思いをしている林さん、原稿の面白さに目を奪われて校正のしごとがおろそかになっているのを見かねた平井さん、基本的に音頭を取ってくれている篠原さんのことを考えると、僕の贅沢なわがままが一層浮かび上がってきて、少し気を引き締めなければ、と反省している。

最後になったけど、これら３人の人だけでなく、僕のわがままを起こさせてくれる著者の人達、印刷を快く引き受けてくれている川村さんに感謝。（三輪）

社会臨床雑誌　第２巻第１号　Vol.2, No.1
発行年月日◆１９９４年４月３日
発行者◆日本社会臨床学会（代表　寺田敬志）
事務局：神奈川県海老名市中央2-5-34-703　林　延哉気付
電話：0462-34-5447
郵便振替：東京7-707357
印刷所◆有限会社ケイエム・プリント
東京都文京区白山3-3-13
電話：03-3813-7921

林光・ニホン語ドイツ歌曲集
ああもみの木

日常のことばで今日を生きる心をうたう、それが今を共に生きる歌だ。多くの人々と共に同時代を歩き、みずからの音楽創造をすすめる作曲家・林光が、ドイツ名歌曲の原典に寄り添い、現代ニホン語の自然で新しい表現への翻訳を試みた画期的「ドイツ歌曲集」。民謡「ああ もみの木」のほか、バッハ、ハイドン、モーツァルト、シューベルト、シューマンなどの16曲を収録する。原語歌詞併記。最新刊・A4判美装・定価二二六六円

森は生きている　林光楽譜集

俳優座初演(一九五四年)→劇団「仲間」の一五〇〇回をこえる舞台を、優れた劇中歌によって不朽の名作とした林光の、表題劇音楽のすべてを収録する。好評第五刷出来・定価一七五一円

子どもが心を開くとき

菅 龍一　私の体験的教育実践論　不登校児タケオの自立、緘黙のワタルが語り、学習障害のタミオが心を開く。自主編成の楽しい授業、子どもと創る演劇・紙芝居上演の喜び、父母との連帯で綴る学級通信など、体験を総括して若い教師に贈る教育実践のための12章。増刷出来・定価一九八〇円

私は教師という仕事が好き

横森サチ子　低学年国語の学習、絵本の読みきかせ、ものつくりの授業など、創意に満ちた実践の中で育つ子どもと、教師の喜びを語る。　定価二四七二円

〒101 東京都千代田区神田小川町2-5
☎03-3293-8325　FAX.03-3233-1084
一ツ橋書房

本社への直接お申し込み(代金後納)によるご自宅への配本もできます。

民衆主体への転生の思想

——弱さをもって強さに挑む　花崎皋平著

民衆の生きる場と解放への哲学の道を歩み続ける花崎氏は、「ピープルになるとは、お互いにナニサマでもない者同士の関係を充実させること」と語る。民衆の21世紀を展望する論集。　定価1957円

高速増殖炉もんじゅ

——巨大核技術の夢と現実　小林圭二著

世界各国がプルトニウム利用から撤退するなか、最も危険な原発「もんじゅ」は4月に運転開始できるのか？　原子炉研究者自らが告下す、世界初の全面批判の書。図表72点。　定価3090円

米子(こめこ)の畑を食べる　絵と文 境野米子　定価1545円

有機農業農園の四季　大平博四著　定価1648円

反原発、出前します！　反原発出前のお店編　高木仁三郎監修　定価2575円

脱！プルトニウム社会　西尾漠著　定価1545円

核燃料サイクル施設批判　高木仁三郎著　定価3090円

境野米子・待望の新刊
米子(こめこ)の土を食べる　絵と文 境野米子　5月下旬発売予定

発行 七つ森書館
(発売・れんが書房新社)
113 東京都文京区本郷3—13—12高田ビル
TEL 03—3818—9311
FAX 03—3818—9312

社会臨床シリーズ 全4巻 刊行開始

日本社会臨床学会編

臨床心理学・心理臨床の自己検証と「資格・専門性とは何か」――「人間・臨床・社会」にかかわる今日的テーマを新たに多様に掘り起こす新シリーズの誕生！

【第1巻】『開かれた病い』への模索

精神医療の現状を現場から報告しながら、「精神病」を「開かれた病い」へとするための実践と思索の過程を呈示。
序章／第Ⅰ章：精神医療状況は何故かわらないのか／第Ⅱ章：閉鎖的精神病棟を越える動きと限界／第Ⅲ章：生活の中での精神科臨床を問う／第Ⅳ章：治療関係の問題性とその展望／第Ⅴ章：「開かれた病い」への関係を求めて／精神衛生・保健対策年表

【第2巻】学校カウンセリングと心理テストの現状とゆくえ

【「生涯学習路線」を問いつつ】生涯学習社会を出現させようとする国家の意図の中で、学校におけるカウンセリングや心理テストはどのように位置づけられてゆくのか。未来への予測と現状への警告。まえがき／第Ⅰ章：学校教育相談と生徒指導の戦後史／第Ⅱ章：学校カウンセリングの現状と問題／第Ⅲ章：心理テストと教師の心性／第Ⅳ章：生涯学習路線とカウンセリング

【第3巻】施設と街のはざまで "ノーマライゼーション"のいま

"ノーマライゼーション"が叫ばれている今日、20年前「府中テント闘争」を行い、脱施設と施設改善を訴えた彼らは今何を考えているのだろうか。第Ⅰ章：「府中テント闘争」とはなにか／第Ⅱ章：施設から地域へ／第Ⅲ章："開かれた"施設づくりへの参加／第Ⅳ章：街の生活から施設改善運動へ／第Ⅴ章：障害者と共に／第Ⅵ章："ノーマライゼーション"のいま

【第4巻】人間・臨床・社会

人間のこころを対象とする「臨床」をさまざまな角度から捉え返し、その現代的意味、生活における臨床、社会的分脈における臨床を考える。第Ⅰ章：情報資本主義のなかの臨床の知／第Ⅱ章：社会臨床論序説―生活における臨床とは何か／第Ⅲ章：「高齢化社会」の反教育学／第Ⅳ章：「臨床」の歴史性と社会性／第Ⅴ章：「若者世代」の心意識／第Ⅵ章：<少年>という装置

■執筆者：赤松晶子・我妻夕起子・井上芳保・小沢牧子・斎藤寛・佐々木賢・篠原睦治・武田秀夫・寺田敬志・戸恒香苗・中島浩籌・根本俊雄・野本三吉・波多江伯夫・林延哉・平井秀典・広瀬隆士・古井英雄・三輪寿二・山下恒男（50音順・敬称略）

■1994年9月刊行開始　■予価各3000～3500円（税別）

164 東京都中野区中野5-24-16 中野第二コーポ201号
影書房
Phone 03-3389-0533-4 Fax 3389-0535
振替東京7-85078

全国書店で大好評発売中

こどものからだ こころ いのち を 考えるはじめての健康BOOK

No.2もできました!!

特集
こどもたちの健康診断で
なにがわかるの?

●編集代表●
毛利子来・山田真

ちいさい・おおきい・よわい・つよい

96ページ/B5判
定価980円(税込み)

No.1は
第10刷増刷出来!!

特集
予防接種はどれを・どう
受けますか?

予約殺到!

No.3／「アトピー」で
ほんとうの情報がほしい
(5月上旬発売)

No.4／農薬や添加物……
「少し」ならだいじょうぶ!?
(8月上旬発売)

このオジサン
たちが編集代表

ワハハ先生こと
山田真より

ぼくの連載は
「子育てライブ相談室」

たぬき先生こと
毛利子来より

●「ちいさい・おおきい」は書籍扱いの「季刊誌」です。全国書店にて「定期購読」の申込みもできますので、ご利用ください。
●書店の利用がご不便な場合は、弊社営業部までお問い合わせください。

話題の新刊

グッバイ!母親ストレス
ひとりで子育てしないで

子育てグループ
「あんふあんて」編／
定価1380円(税込み)

(株)ジャパンマシニスト社
〒157 東京都世田谷区南烏山4-3-8
TEL.03-5313-5511
FAX.03-5313-5513

NHKでテレビ化された話題書!!

死亡時刻

四つの

〝善意の提供〟のウソに隠された
かくも恐しき脳死移植の実態!!

帰宅途中に駅で殴られ、救急車で一流大学病院に運びこまれた会社員。しかし彼は脳死判定の前から「移植用臓器を保存中の屍体」として扱われ、妻は臓器提供を強要されていた——。裁判で明らかになった「白い巨塔」の密室医療を徹底的に検証し、「脳死」移植のウソをあばく!

阪大病院「脳死」移植殺人事件の真相
——季刊メディカル・トリートメント編集部編——

■A5判・210頁
■本体1600円＋税48円(計1648円)

お申込みは——
「地方小出版流通センター取り扱い」とご指定のうえ、書店で注文下さるか、または当方へ直接ご注文下さい。

さいろ社
〒567 大阪府茨木市中津町4-31
TEL・FAX (0726) 37-8850

季刊メディカル・トリートメント改め
隔月刊
トリートメント

医療界のタブーを斬るホンネの雑誌、生まれ変わって再登場!!

一般市民の視点から医療に関する「?」を追求する雑誌です

トリートメントは……
直接定期購読で読んでいただく雑誌です。

■A5判・80～88頁
■年6冊 5940円(送料込)
(隔月刊)
■申し込みは——
当方へ直接ご注文下さい。

世織書房
〒240 横浜市保土ヶ谷区天王町1-12-12
TEL 045-334-5554 振替 横浜 5-18694

石川憲彦＋内田良子＋山下英三郎編

子どもたちが語る登校拒否

●四〇二人のメッセージ

登校拒否児あるいは不登校児と呼ばれる全国四〇二人の子どもたちが、胸に秘めた想いを素直に綴った文章・詩・絵・マンガ・童話などが収められている本書は、今、確かにそして静かに、読み継がれ続けています。広島県佐伯郡のF・Kさんより届いた寒中見舞には「感動しています。買った時、ずっしり重い本で、〝仲間や同志がこれだけ全国にいるんだ——!〟と、励まされる本でした。いつも枕元に置いています。不安な時、開いては涙したり、共感して胸があつくなったりです」と書いてきてくれました。芹沢俊介さんは「登校拒否文化の出現は、義務教育における学校制度の解体と新たな組み替えが早急に要請されていることを痛切なユーモアをもって告げている」と評してくれています。

菊判上製・1086頁・3914円

▼教育学界に新風を吹きこんだ話題の書

森田尚人＋藤田英典＋黒崎勲＋片桐芳雄＋佐藤学編

教育学年報1 **教育研究の現在**
教育という営みを無条件に善いものとしてきた戦後教育を問い直し新しい方法を提示する A5判上製・360頁 5円

教育学年報2 **学校＝規範と文化**
岐路に立つ日本の教育を見据え制度が成立した近代にまで遡り〈学校〉を捉え直す A5判上製・381頁 1円

教育学年報3 **教育のなかの政治**(仮) 8月刊

テクストの子ども
森田伸子 2678円

共生を求めて シリーズ〈時の停車場〉1
●農・山・漁・島・街の現場から生の循環系を考える
栗原彬＋最首悟＋星寛治＋大郷博 四六判並製・1236円

人間と教育を追求するあなたへのメッセージ！

ウイ書房の単行本

心理学は子どもの味方
―教育の解放へ―
小沢　牧子
くらしの中に次第に深く入り込んで来ている心理学の裏表を見定め、生活者の視座からとらえる。子どもと共に生き、開かれた教育をと願う、親、教師、学生に必読の書！
全国学校図書館協議会選定　価一五〇〇円

もしかしたらちいさなじゅくは ユートピア
私塾震国語教室風景
武田　秀夫
さまざまな種類のけものたちが、傷を負うたもののおとなしさで互いに争わずじっと湯につかっている静寂――小さな塾は、もしかしたらさびしく悲しいユートピア
全国学校図書館協議会選定　価一七五二円

教室のミニ舞台から
―こぼれ話20―
児玉　澄子
自らの旅や、出会いを語った珠玉の20編。教室に好奇心が息づき、生徒たちの目が輝く。胸に蒸ったものは？　価一三五〇円

ご注文は，最寄りの書店に（地方小出版流通センター扱）。
ウイ書房に直接お申し込みの場合は，送料をお添えの上振替で（〒310円）

182 東京都調布市西つつじヶ丘2-25-14
ウイ書房　Tel 03(3326)1380
振替口座　東京６－59867

優生操作の悪夢
医療による生と死の支配
天笠啓祐
生を支配し、死を翻弄する先端医療。臓器移植、安楽死、脳死、遺伝子操作……。いのちの選別が始まっている。
★2200円

有紀ちゃんありがとう
「脳死」を看続けた母と医師の記録
山口研一郎
そのとき有紀ちゃんは九歳だった。母親の運転する車に同乗していて事故にあい、「脳死」状態で39日間を生きぬく――。「脳死・臓器移植」論議に一石を投じる、生きるためのドキュメント。
★1500円

「らい予防法」と患者の人権
島比呂志
患者を終生隔離し、人権を侵害し続ける「らい予防法」と医療行政の現状。日本国憲法はお飾りか！　ハンセン氏病棟からのメッセージ。
2500円

生物学が運命を決めたとき
ワイマールとナチスドイツの女たち
レナート・ブライデンソール ほか著
近藤和子訳
ワイマールからナチズムへの時代、女性や家族の問題はいかに政治化され、操作されていったか。人びとの運命を決めた生物学と、それに対する抵抗を明らかにする。
4000円

社会評論社
〒113 東京都文京区本郷2-3-10 お茶の水ビル　＊表示価格は税抜き。
☎03-3814-3861／FAX 03-3818-2808／振替 - 東京7-89969

みんなが孫悟空　鳥山敏子＝著

子どもたちの〝死と再生〟の物語　四六判・定価1850円

ふつうの子どもたちがからだに閉じこめた闇はふかい。映画『みんなが孫悟空』に描きだされた現代の子どもたちの孤独さ，哀しさ，苦しみの深さを私たち大人はどう受けとめ，超えようとするのか。子どもたちは「孫悟空」のレッスンのなかですこしずつ〝再生〟し，すっきりと立っていく。

魔法の手の子どもたち　野辺明子＝著

「先天異常」を生きる　四六判・定価1800円

絵本『さっちゃんのまほうのて』の著者が，その後の〝魔法の手〟の子どもたちの姿を描く。親たちや家族に何が起こり，子どもたちはどのように成長していったか。この冷たい効率社会に生きる人たちを絶望からよびさまし，人びとの心にやさしさをとりもどす。

癒しのセクシー・トリップ　四六判 定価1800円

わたしは車イスの私が好き　安積遊歩＝著

障害をもって生まれたうえ，女性であるということで，からだを，性を，否定されてきた著者。車イスを駆って，自分のセクシュアリティーを生きる。その癒しのなかで性的タブーを超え，自分への愛をとり戻すまでの軌跡。

登校拒否　渡辺位＝編著　四六判・定価1730円

学校に生かないで生きる

学校呪縛に悩み，苦しみ，苦悶のすえ，学校へのこだわりを捨てることで自分の生きる道を発見し，蘇る子どもたち，親たち。その姿は教育とは何か，生きるとは何かを新しい視点から問う。

TOL

「子どもとおとなの関係」誌
毎月5日，書店にて発売
定価800円

5月号特集 **親子関係のリストラ**

みんなが孫悟空

鳥山敏子…人間関係の喪失から再生へ　大谷真由美…「孫悟空」を契機に家族の再生へ　佐藤学…〝空〟を悟るということ——再生へのエチュード　生方ひろの…家族の関係を変えた「孫悟空」　岩内博…闇のなかの小さな悟空たち　山田真…断筆作家・筒井康隆氏の〝てんかん〟観／ほか

4月号特集 **家族を超える結縁ネットワーク**

安井愛美…まちおこしの中心に，知的障害者の〝グループホーム〟がある　樋口恵子…〝親の自立プログラム〟がなければ，障害者は自由になれない　野辺明子…NICU（新生児集中治療室）での家族の葛藤／ほか

3月号特集 公文式早期教育・プリントの徹底検討

93年10月号特集 危険な公文式早期教育

8月号特集 学校まかせでない子育て

6月号特集 現代の親子関係・子殺しと無縁か

★バックナンバーの在庫ございます。書店，もしくは小社まで

〒113 東京都文京区本郷5－32－7　**太郎次郎社**　☎03-3815-0605 FAX03-3815-0698

現代書館

東京都千代田区三崎町2－2－12
電話03(3261)0778 振替東京2-83725

＊定価は悪税込み

山下恒男
反発達論——抑圧の人間学からの解放——　1700円

近代社会がなぜ「発達」という概念を必要としたのかという疑問から出発し，「発達＝進歩」思想の抑圧的本質を明らかにする。その思想を支えた心理学批判も展開。関係者必読のロングセラー。　2884円

山下恒男
差別の心的世界　3090円

心の中に潜在する差別はどこから生まれてくるのか。差別に関する身体性の問題，近代化による差別の変質の歴史性，古典落語と大衆小説にみる前近代の人間世界等を通し，差別意識に迫る。

山下恒男
子どもという不安——情報社会の「リアル」　3090円

現実の子どもとオトナが抱いている子ども観との亀裂が修復不可能なほど拡大し，オトナに不安を生じさせる存在となっている子ども。その変貌の背景をみつめ子どもとオトナの関係を再考する。

篠原睦治
「障害児の教育権」思想批判——関係の創造か，発達の保障か——　3090円

「発達保障論」「教育権保障」理論を根底から批判し，「共生・共学」の実践の中の子ども同士，大人と子どもとの関係に学ぶ。

篠原睦治
共生・共学か発達保障か——80年代日教組全国教研の争論——　2266円

障害児の「発達保障」論一元支配から「共生・共学」の理論・実践との激しい論争の場へ揺れ動いてきた障害児教育分科会の総括。

石川憲彦
治療という幻想——障害の医療からみえること　2060円

医療技術の進歩は治療という幻想を肥大化させる。しかし，障害を直すとは，捨て去り，操作し，抹殺することではなかったか。障害の治療・克服・軽減を謳う医療・教育・福祉への警告。

■障害者・保育・教育の総合誌
季刊福祉労働61号　編集長　石毛鍈子　1236円

特集　眩の祭典・知的障害者の国際会議　33ヵ国，千三百人が集まった知的障害者による知的障害者のためのピープル・ファースト国際会議。参加当事者発表，当事者決定，権利擁護活動を収録。

Vol. 2 No. 1 April, 1994

THE SHAKAI RINSHO REVIEW

The Japan Shakai Rinsho Association

Editorial and Publication Office :

c/o N. Hayashi, 2-5-34-703, Tyuo, Ebina-Shi, Kanagawa-Pref. 243-04, JAPAN

CONTENTS

Prologue ____ The Editorial Committee, The Japan Rinsho Association ____ (1)

School Viewed From the Standpoints of "School Refusal" and "Handicaps" ____ Ishikawa, N. ____ (2)

Sterilization Laws and A History of Persons with Disabilities ____ Totsuka, T. ____ (11)

Rethinking Our Concepts of the Handicapped ____ Arakawa, T. ____ (19)

People and Agriculture (2) ____ Akemine, T. ____ (27)

An Essay on Problems of Learning Disability ____ Hayashi, N. ____ (35)

Critical Sketches on Theories of Mother-Child Relations ____ Ozawa, M. ____ (45)

Thinking Back to the Past 20 Years of the Reformation of the Japanese Association of Clinical Psychology (3) ____ Shinohara, M. ____ (55)

About A Decision of Mr. Aoyama's being Guilty at the Supreme Court : He has been convinced to be Falsely Accused ____ Nakajima, N. ____ (68)

Film & Book Reviews

Mizuta, S.(71) Ikeda, S.(74) Sasaki, K.(76) Hirai, H.(78)

"Where We're At"

Iizima, T.(83) Ichiba, K.(86) Tanioku, K.(89) Takeda, T.(92)
Umemura, K.(95) Ito, Y.(97)

The Program of the 2nd Convention of the Japan Shakai Rinsho Association ____ (0)

Summing up the Annual Activities of the Association from 1993.4 to 1994.3 ____ (99)

An Invitation to the Association (2) ____ Sasaki, K. ____ (109)

Guidelines for Contributors ____ (111)

The Editor's Comment ____ (112)

The Japanese term *Shakai Rinsho* literally means clinical work on society. However, the meaning is still vaguely defined by our association and we refrain from giving it a precise English equivalent at this time.